

■ 地域住民との協働について

中日新聞社会部記者・鈴木龍司

【自己紹介】

- ▶ 1982年 愛知県出身
- ▶ 2005年 中日新聞社入社

=尾鷲支局→三重総局→社会部→経済部→社会部（現・名古屋市政担当）

※警察担当約7年。他は貧困、外国人、犯罪、原発、地域コミュニティー etc.

※主な連載「日米同盟と原発」「新貧乏物語」「トヨタウォーズ」
etc.

■連載「罪人の肖像」

罪の背景を探る...

(2021年1月～21年6月)

電子版QRコード



犯罪は「社会を映す鏡」

罪人の肖像

他人事とせず 向き合う

罪を犯す。それはどこか遠く、他人事のように響くだろうか。

昨年11月、名古屋地裁の法廷。出勤する夫を車で送った帰りに、高齢の女性をはねて記憶喪失に陥らせた被告の女(34)が証言台に立った。「殺されたも同然」という被害者の夫の苦しみを知り、「本当に申し訳ない」と涙が止まらなかった。

翌12月。女手ひとつで7人の子どもを育て、借金苦から詐欺などに加担したという清掃員の被告(51)は「借金がなくなればいいという甘い考えでした」とうなだれた。

人生を真面目に歩んできた人間ですら、ふとしたことで加害者になり得る現実を突きつけら

れる。犯罪は「社会を映す鏡」とも呼ばれるが、私たちは、そんな「鏡」とどう向き合ってきたのだろうか。

英国の劇作家バーナード・ショーは、こう説いた。「人間にとって最悪の罪は、他者への憎しみではなく、無関心だ。それが残酷さの本質である」と。

身近で日々起きている事件や事故を独自取材でたどる。加害者だけでなく、被害者や加害者家族など、当事者たちの群像を通し、罪を犯すということの意味、その罪を生む温床となった社会のゆがみを考えたい。

第1部「使い捨て」はニセ電話詐欺の「受け子」として詐欺罪で起訴された被告の男を追った。

31面に連載

親の愛 知らず大人に

罪人の肖像

第6部 依存

昨年七月末、愛知県地域生活定着支援センター（名古屋市中）の女性職員（50代）は、名古屋拘留所の駐車場にいた。程なくしてTシャツ姿の女性（30代）が不安げな様子で出てきた。自暴自棄になって覚醒剤を使い、この直前に執行猶予付きの判決を受けた。

出所者の社会復帰を支援している職員は、女性が身に着けるセルターを手配していった。荷物整理のため、薬物常習者の夫と暮らしていたアパートに向かう車の中。「ねえ、お母ちゃん。女性の呼び掛けに、職員は耳を疑った。拘留所で最初に面会した時はこちらを警戒していた。それが、甘えた声で「お母ちゃん、もうすぐ誕

生日だから何か買ってよ」とねだってくる。「親の愛情に飢えて育ったのだろうな」。本人から生い立ちの話聞いて、そう感じた。

「ずっと母親に暴力を振るわれていた。お姉ちゃんをかわいがって、私には「おまえは産んでない」って。女性の話では、自分を身もついている時に母親は離婚。物心ついたころには、むしゃくしゃすると、すぐに手を上げられていた。二人姉妹の姉は誕生日にお人形をもらい、クリスマスにはプレゼントが枕元に置かれた。女性には、どちらもなかった。

母親はパート以外の時間、パチンコ店に入り浸っていた。家に食べる物がなくて、ティッシュにマヨネーズをつけて、空腹をしのいで吐いた。体重は「五〇」まで減った。「何でこんな思いをしなきゃいけないの」。そんな思いで給与袋を母親に渡していた。

母親は「でも、店のナンパワシだったんだよ。つらい記憶のはずなのに、女性はおっけからんと当時の写真を見させてくる。体中に彫られている入れ墨は中学時代のもの。知り合いに紹介された彫師の練習台になった。幼いころ、母親に熱いコピーをかけたとき、のやけどの痕を隠すためにもあった。母親も娘の姿に気付いた。「もう、好きにしないさい」とだけ。さすがに寂しかった。

覚醒剤を知ったのも同じ時期。友人に「いいのあるよ」と誘われ、注射をしてもらった。「断ったら関係が切れちゃう」。薬よりも、孤独になる方が怖かった。当時の居場所には「レッド」と呼ばれる暴走族。「虐待されている同世代が多かった」。げんかに原付きバイクの窃盗、万引。十七歳で少年院に送られた。

2 虐待



女性が14歳から働いていたキャバクラがある通り

「寂しさ紛れ」の末路

罪人の肖像

第3部 住所不定、無職

三月中旬、名古屋拘留所の面会室。「会に来る人なんかいなかった。驚きました」。粉末コカインとケキを万引した罪で収容中の山野勝（25）＝仮名＝は、視線を泳がせ、おぼつかな

い足取りで記者の正面に腰掛けた。「恥ずかしくて、お話しできません。こんなではないんですが、消え入りそう。終戦の年、二人兄弟の次男として岐阜県で生まれました。家は鶏卵の卸売業。当時、卵はお見舞いに持参する貴重品だった。近所では、七歳の時、父が脳出血で急死した。主婦だった母は和菓子の行商や保険の

外資員など、家計を支えるために家を空けることが多くなかった。おとなしく、学校では自立した存在だったが、中学校に進むと不良仲間とつるむようになる。「禁止されている映画館によく出入りしていた」。今も岐阜県に住む同級生の男性（50代）は「今、思うと、寂しかったんだろ」と幼なじみの変化の訳を推し量る。この時期、盗みを始めた。「悪いこと」をして施設に入れられたらしい。やがて、校内でうわさが広まった。

中学二年の時、教護院（児童自立支援施設）に入った。「行きたくない」と抵抗した。母の返事は「まじめにやればいい」だった。た。「捨てられた。もう、用はないんだ」と恨んだ。一年で施設を出て住み込みのクリーニング店、繊維工場で働いたが、続かなかった。「人生を投げた感じだった」。十五歳で少年院。成人後は競輪にのめり込み、負けが込むと盗みを繰り返した。

二十四歳の時に籍を入れた地元の名なじみの女性とは、十年ほどで別れた。「出所まで待ちます」。その間、拘留所の独居房で考えた。獄中死を覚悟して（敬称略）



公園になった山野勝二の実家跡地＝岐阜県内

2 再犯

連載への意をお寄せ下さい。〒460-8511住所不詳中日新聞社会部「罪人の肖像」取材班 フクス052(20)4331、Eメールshakata@chunichi.co.jp、LINE(ライン)はQRコードから

あるためか、昔の記憶がよみがえる。二十代のころ、小学校の同窓会に誘われたが、返事をしなかった。「あの時、会ってあげれば良かった」と悔やむ。だが、五十年前のその一件は、会社で重役を務め、孫に囲まれて暮らす別の同級生の男性（50代）には記憶がない。同窓会に来たら「今、何しているの？」と話題になる。しゃべれなかったんだろ。メンコで遊んだ旧友の近況を知ると、しばらく言葉が失い、こうつぶやいた。「故郷に戻って暮らしたいだらう」。

「病気がす」。法廷で万引を繰り返す理由を語った山野は、十一回にわたる記者との面会で「寂しさ紛れだった」と言葉を換えた。「毎回、会いに来ていた。話を聞いてもらって、それだけで支えられました。そう深くお辞儀をして、刑務所に移っていった。（敬称略）

■ 犯罪は「社会を映す鏡」

無関心、他人事...

その社会って？

■ 町内会が消滅？



役員の担い手不足、住民の高齢化、近所付き合いの薄れ、加入率減...



無関心と他人事、共通？

■連載「町内会長日記」

2021年6月スタート

(現在65回掲載)

電子版QRコード



廃止は運命？自ら会長に



日記の二ページ目。記者の町内会長を引き受けた経緯から書き記そう。

新型コロナウィルスの第四波が押し寄せていた四月半ば、「町内会長が急に転勤で、後任がいらないから廃止案が出ているの」。夕飯の支度をしていた妻が思い出したように言った。北区

① 突然の前任者転勤

町内会 住民の会費で運営する任意団体。子供会や青年団などと同じ親睦団体で、加入義務や法的権限はない。自治会や区会など地域で呼び方は異なる。住民主体で防災や環境、防犯、見守りなどの分野に取り組むほか、盆踊りや運動会など交流行事を開く団体も多い。市内には約5400の町内会がある。市全体の加入率は2018年時点の推計値で7割強。8年前と比べて約1割低下し、町内会離れが加速している。



掲示板にチラシを張る町内会長の筆者＝北区で

すぎき・りゅうじ 1982年安城市生まれ。2005年入社。三重県内での勤務を経て12年に名古屋本社に異動し、北区の団地に入居。事件や自動車産業などを取材し、現在は社会部で事件の加害者3に焦点を当てて連載「罪人の肖像」を担当。妻と小学6年の長男との3人暮らし。

そつだった。仕事を口裏に手伝うことのなかった記者は、近所で「会長のご主人さん」と呼ばれていた。当時、妻に会長を頼んだのは町内会の生き字引的な存在の男性(も)。妻の前に九年間も会長をしていた。後任がなく、ズルズルと「ご本人。何とか妻の後任を探した後も、三役の会計をしている。役員の打診に回ると、『そういうところが嫌だから団地に越してきた』と断る人もいたという。町内会に加入の義務はないから、言い分は分かる。一部の人に負担が集中し、しかも簡単に交代で

きない。町内会関係の本を読むと、都市部の集合住宅を中心に共通の課題のようだ。無理を押しつけて町内会を維持する必要があるのか。接点を持つてこなかったから、答えは分からない。思えば、団地自体のことでもよく知らなかった。調べると、歴史は古い。完結は一九五〇年代半ば。経済白書が「もはや戦後ではない」と書いた高度経済成長の幕開けの時代だ。平成の初めに大規模な建て替えがあり、三十一五十代の現役世代が多く入居した。当時役員の人材も豊富だったのかもしれない。令和の今は独居を含む高齢者の姿が目立つ。引越しのトラックをよく見るから、転勤族も多いはずだ。町内会はずべて賃貸の団地六棟。約三百八十世帯のうち会費を払っているのは五割ほどという。過半数割れの危険水域にある。活動にはコロナの影響も出ているだろう。廃止は運命か。考えていると、あるデータを思い出した。国が昨年、公表した生活意識や行動の変化に関する調査。コロナ前と比べて「社会とのつながりの重要性をより意識するようになった」と答えた人が四割に上った。一方、つながりに対する満足度は下がっている。町内会は期待される「社会」になり得るのか。確かめるには飛び込むしかない。コロナ後、家族と団地で過ごす時間が増えた。昨年春からは長男が通う少年野球チームのコーチに加えてもった。野球や子育て談話をする同僚以外のパパ友ができ、地域デビューの良さを実感し始めていた。空席の会長に手を挙げることを決める、家族に報告した。「受けるのは良いけど、全部、自分やってよ」と妻。長男には「パパ、結構、大変だからね」ときき刺された。すでに大先輩の部屋を訪ねた。九年間も会長をしていた会計の男性だ。「私も生きている間は、できる限りやりますから」と頭を下げられた。別れの言葉が頭に残った。「今はコロナで行事もできない。時代に合わせた形で維持するのが。結局、なくしてしまふのか。今後その問題は続くと思います」。妻に先立たれた男性のリヒンクには、町内会の夏祭りに撮ったブルーの法被姿の写真が飾られていた。(鈴木龍司)

◇ 「自助・共助・公助」。菅政権が掲げる社会の形だ。だが、コロナによって孤立への不安は増し、公的サポートの重要性も露呈している。ならば、その間をつなぐ共助はどうか。町内会長の活動を通じてコロナ時代の共助の現状や課題、可能性を考えたい。

【連載は随時、掲載します。ご意見を、ファクス052(201)4331、Eメールshakai@chunichi.co.jpにお寄せください】

名古屋市の現状

区別町内会推計加入率の推移

	名古屋市	瑞穂区	守山区	港区	北区	西区	千種区	緑区	中川区	名東区	南区	昭和区	中村区	東区	熱田区	天白区	中区
平成22年	80.8	84.8	85.5	84.5	88.5	88.4	83.2	83.7	83.2	82.6	80.7	79.7	76.5	80.4	78.7	67.6	55.0
24年	79.4	84.4	86.2	88.8	87.5	86.6	79.0	82.4	84.3	81.5	79.3	76.7	74.2	75.7	79.2	65.7	49.0
28年	74.4	81.9	81.4	81.5	81.3	79.9	75.6	78.5	77.6	79.5	76.3	73.6	73.6	71.6	66.9	58.5	39.6
30年	72.2	79.8	79.6	79.3	77.6	77.3	76.5	76.0	76.0	74.1	73.6	72.5	70.8	69.9	63.4	57.0	39.4
22年からの増減	-8.6	-5.0	-5.9	-5.2	-10.9	-11.1	-6.7	-7.7	-7.2	-8.5	-7.1	-7.2	-5.7	-10.5	-15.3	-10.6	-15.6

(加入率：％、増減：ポイント、各年4月1日現在)

(％)

■ 地域の現状

担い手不足は町内会だけではない...

保護司会、民生・児童委員、少年補導委員会

防犯委員会、保健環境委員、老人クラブ

少年スポーツチーム、子ども会、PTA...

■人は誰も孤独、でも、つながりたい...

老後生活も自立 自負

罪人の肖像

第5部 卒寿の受刑者

2 キャリアウーマン



若い頃から得意なそろばんを器用に使う女性＝名古屋市内で

家計簿を付ける時は、そ、家、母方は神職の家系といろばんを手元願へ。示う、祖父と会う時は時給も頼もできます。でも、頼も頼もにつけ、「お久しうう、下手くさ、指が動かなくてさいます」とあんなに。そう言いつつ、玉は「つた」。長女として厳しくなめかに弾かれる。

卒寿の九十歳を過ぎ、か、幼いころに肺を患ったら万引の罪で服役し、六月、太平洋戦争の直前、リヤカに附後、名古屋市内で、学校に通った。体力が持たずに退したが、戦時中は、学徒動員され、肺をかい、なで生まれた。父方は武、なが事務の仕事をした。

学業優秀で、幼少期から身に付けたそろばんの技術を見込まれ、戦後は工員として直した。残業が多かった。千の大企業で給与係に就いた。本給と手当、残業や欠勤、健康保険、厚生年金、数字通りのそろばんを、手付き、高級外車で住宅に送り、金一封をもった。

結婚生活は続かず、子どもにはあがなかった。二、三、もに過ぎ方がない。二十、十年間、「キャリアウーマン」という言葉もなかった。

退職後は貯金を増やして、信託に回し、「億で増え、だが、平成に入ると六十代でバブルが崩壊、口座の残高はみるみる減った。空制の健康食品には半万円、健康食品はじつは手帳が腐った。食生活からホテルの食事会に招かれること、もあった。「私は上客、特別な扱いで、」と返ってきた。

退職後、ご意見を寄せてください。〒400 8501 (住所) 中目黒区社会部 罪人の肖像「取材」 フォン05220143 31 Eメール shiraki@chunichi.co.jp LINE (ライン) はQRコードから

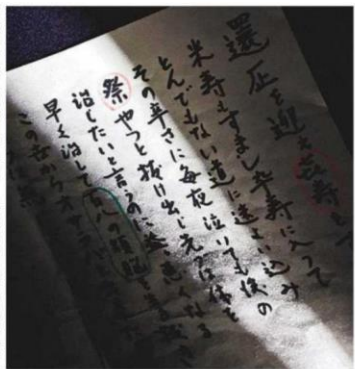
91歳初めて刑務所へ

罪人の肖像

第5部 卒寿の受刑者

1 敵討ち

窃盗を繰り返した女性が書いた短文



「敵討ち」の代償は、ほかにあった。十歳以上も年が離れた、「幼いころは親代わりで面倒を買った」という妹との関係。「私から縁を切った。女性は、」と追われた。

「うちの家からこんな人を出してしまつて、」と、服役中、手紙を送つても返事のない、妹が面会室に現れ、「今後は一切、関係のない。ほかにきようたいも同じ」と言ってきた。アクリル板をたいて追い返したのが、最後になった。

身寄りがなくなった出所後、和紙には、妹たちへの「思ひも書いた。」「人老い、人間関係が希薄になるのは、」と、運載は全四回です。

「これを読んでください。悪いことをやって、出てきた後に書いたんです。一人、で暮らす名古屋市内のマンション。九十二歳になつた女性が痛む腰をさすりながら、もう片方の手で和紙を差し出してきた。

「運載を運え、」と、卒寿にき、米寿もすし、卒寿に入つていなくても道に迷うよけ、その辛さに毎夜泣いても後の祭。」「力のこもった筆致とは裏腹な弱音、和室の布団で横になつても寝付けない夜、」と、戒めのためにつつたといふ。

女性が「悪いこと。」「それは万引。しかも、常習だった。九十一歳で初めて刑務所に送られ、今年六月までの一年二月余、刑に服した。

生活が苦しくて盗んだわけではなかった。三十年以上も持ち歩き、茶色の革が薄く変色した小銭入れには、小さなカエルの陶器を忍ばせる。「お金が返つてくるといい。同じ願掛けで、おれは必ず逆さまの向きにしている。初めて逮捕されたあの日も、財布には十分なお金を入れていた。

当時、八十八歳。夕方のショッピングセンターの食品売り場は、いったん返して、た。もう、本を返す時間

だわ。本人いわく、そう思い出して、隣接する図書館に向かうと、し時、先に店員に呼び止められ、買った物用のカードは、会計を済ませていないで、えとから、私つたも、た。「お金ならいなくてもあるよ。向う三つ、の、強さで、抵抗した。やがて、」と、盗むつもりはなかった。女性は今も主張を曲げていない。もう、四年以二回逮捕され、八十九歳の

時に執行猶予判決、九十一歳で実刑判決を宣告された。「敵討ち」の代償は、ほかにあった。十歳以上も年が離れた、「幼いころは親代わりで面倒を買った」という妹との関係。「私から縁を切った。女性は、」と追われた。

「うちの家からこんな人を出してしまつて、」と、服役中、手紙を送つても返事のない、妹が面会室に現れ、「今後は一切、関係のない。ほかにきようたいも同じ」と言ってきた。アクリル板をたいて追い返したのが、最後になった。

身寄りがなくなった出所後、和紙には、妹たちへの「思ひも書いた。」「人老い、人間関係が希薄になるのは、」と、運載は全四回です。



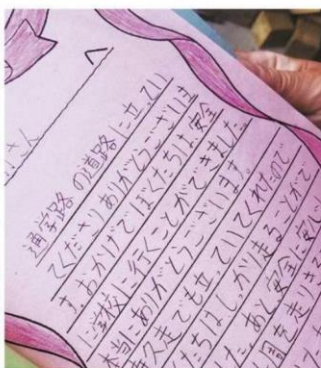
■自分の居場所

罪人の肖像

地域の信頼 再起の力

支え⑥

児童からの手紙を読むツヨシ。「おかげで安全に学校に行くことができました」。感謝の言葉が並ぶ。5月



服役を終えて七年がたった。愛知県豊川市の借家で一人暮らしをしていたツヨシ（享年四十五）が二〇一八年、また捕まった。それから現金を盗んだ疑い。「生活費が、足りなかったと本人は振り返ったが、ちよと違う。

軽い知的障害があり金銭管理が苦なツヨシの生活費は当時、二軒隣に住む元自転車店主の橋本清志（三〇）が預かり、必要に応じて本人に渡していた。隠れて通っていたツヨシは、それをとがめられるのが嫌で、「生活費」の手持がなくなると言い出せなかった。

出所時からツヨシを見てきた女性（こは、クレフトニア（窃盗症）の可能性も配したが、診察した医師は明確に否定する。判断力や自制力が欠けているのは「知的障害による」と。そのツヨシは、自転車盗みで捕まったのは初めてだった。留置場に入れられて

初めて「悪いことをした」と気づいたという。監獄に浮かんできたのは女性。橋本の顔を「やっちゃった」「裏切った。自責の念が強い。面会に訪れた女性を、何度か拒んだ。「みつとまなくて会えない」と。橋本は、起訴されたツヨシの国選弁護人から「また面倒を見てもらえないのか」と尋ねられ、答えた。「見ます。私が見るじゃない。

地域で見ると、執行猶予付きの判決が確定し、借家に戻ってきたツヨシ。橋本は再び金を貸す、代わりに言い聞かせた。「地域の人たちは今まで以上にできている。今まで以上にできることをやってみよう」。

それから三年。もう手を挙げて歓迎する人ばかりではないが、ツヨシは逆風をはねのけるように「ゴミ拾いや草取りといった奉仕活動により積極的に取り組んだ。表情も穏やかになったと評判だ。『失った信頼』を取り戻しつつあると、本人も実感していた。

罪人の肖像

流転福祉が救いの手

支え⑤



ボランティアとして登校時に横断歩道に立つツヨシ（5月、愛知県豊川市）

二十一年間営業のコンビニも、農耕地帯で、ワンループの社員寮と工場を往復する日々。それでも毎月給十五円を稼ぐ「正社員は誇りだった。最も

万円のなか口座がツヨシの意のままに動いた。パチンコと酒はまり、抑えが利かない。善悪は底をつき、消費者金融の催債が職場へ、十一年働いた会社を辞めざるを得なくなった。

職を失ったのは居場所をなくすと同義だった。十六年がかりの実業家としての生活が、生活保護から借金、身の回りの世話をヘルパーまでを手配した。校区ボランティア団体の代表でもある橋本が、ツヨシの「見守り役」を買って出た。

十五日夕、愛知県豊川市の住宅地。築五十年近い木造長屋の借家で、一人暮らしのツヨシがひっそりとくまなっていた。享年四十五。校区ボランティアの一人として毎朝、登校の安全を見守ってきた。

梅雨入り間もない五月中旬の平日。午前七時四十分、通学路のゴミ拾いを終え、Tシャツに汗がじむツヨシは、「み袋から『交通安全』の旗を持ちかえ、踏切前の横断歩道で児童の列に声を掛けていた。『おはようございます』『行ってらっしゃい』」。

十年前、刑務所を出て、「こは来た。二軒隣の元自転車店主、橋本清志（三〇）に誘われ、ボランティアを始めた。日中は、障害のある人が農作業をする就労支援施設に通った。三人きょうだいの真ん中。小学六年の時ツヨシ

が、この時代だ。『できる仕事がいっぱあった』。金銭管理が不得手なツヨシの通帳を預かってくれた担当社員が退職し、二千

連載への「意見をお寄せ下さい。〒460801住所不要中日新聞社会部「罪人の肖像」取材班 フォクソク2010-43 31 Eメール shakata@chunichi.co.jp LINE (LINE) はORコードから

盗むようになったのは、そんなころ。前科という悪条件は職探しのさなはる足かせになる。頼れる人も機関も思いつかず。同じ通転を重ねて刑務所に入った。服役を終えた十年前、ちょうど、障害や高齢で福祉の手が必要な出所者へ支援する社会福祉士が全国場へ、十一年働いた会社を辞めざるを得なくなった。

迷子の女性救う地域力



昨年末の夜、東志賀学区のコミュニティセンターには防犯パトロールの隊員らが地域のために集まっていた＝北区内

ある夜の出来事

町内会長日記 コロナ時代の共助

年が明けて最初の日記ではあるが、昨年の暮れの夜、筆者の地元で起きた一件のことを書きつづる。

いつか寒さの中、学区の防犯パトロール隊と消防団が連日、年末の特別警戒

活動が続いていた。北区内は、団地で町内会長を務める筆者は、住民を代表してお礼の言葉を伝えるため、東志賀学区のコミュニティセンター（コミセン）に足を運んだ。「新聞社も年末は大忙し

でしょ。今年もお疲れさんだったね」。出発の準備中の隊員から、逆に、ねぎらいの言葉をもらって恐縮している。奥から聞き覚えのある声が漏れてきた。高齢者を見守る民生委員も会合をしているらしい。地域活動は、年中無休。実感していると、住民が年配の女性の手を引いてコミセンを訪ねて来た。「このおばあちゃん、自分の家が分からなくなっちゃったみたいなんです」。女性の手には食料品が入ったエコバッグ。買物の帰りに迷ってしまったようだ。その小さな背中が震えている。認知機能が衰え、道に迷った高齢者が目立つことは学区の役員に聞いていた。ただ、筆者が遭遇するのは初めてだった。名前や住所を尋ねても、女性は首を振るばかり。身分証があるかもしれないと思っただけ、財布の中を見てもなかったが、きれいに折り畳まれたお札と小銭しか入っていなかった。動揺する筆者をよそに、コミセンに居合わせた役員らは落ち着いていた。「大変だったわね。寒かったよね。ここは暖かいから大丈夫」。学区の福祉部門の役員を務める浅野由紀さん（全名が、女性をソファに座らせ、優しく防犯パトロールの隊員らに防犯パトロールの隊員らは、地元で詳しい知人や警察署に手分けして電話をかけ、お年寄りの名簿類や住宅地図も調べた。しばらくすると、女性は安心したのか、名前を告げ、自宅の住所も思い出してくれた。

警察官に付き添われ、帰路に就いた女性。見送りながら、女性が振り返っていた言葉思い出した。「息子には言わないで。迷惑がかかる」。近くで暮らしているらしい家族への連絡を強く拒んでいた。働く息子に負担をかけまいという気持ち。筆者の実家の両親は、まだ六十代だが、遠くへ将来、同じようなことがあったとしたら…。たぶん、女性と同じことを言う気がして複雑な気分になった。その口ぶりから、女性は一人暮らしのようだった。筆者は買物のエコバッグに入っていた食料品が何気なくなっていた。調理には火を使う。「最近が高齢者の鍋の空釜が目立つ。火にかけたことを忘れて、横になってしまっただけです。ね」。地道に火災予防を呼びかけている消防団員が、

地域活動支える「屋台骨」



東志賀学区連絡協議会の助成金を受けて活動する児童の野球チーム。町内会費も助成金の原資になっている＝北区内

町内会長日記 コロナ時代の共助

北区内の団地の町内会長に就き、これまで無縁だった地域活動にどっぷりと漬かっている筆者（宅）。馬には乗ってみよ、人には添ってみよ。このわざにある通り、「何事も経験してみな

27 会費（下）



委員を引き受けたという年配の読者も同じ経験を投稿してくれた。ただ、当事者にならない限り、意識する人は少ない。その現実を踏まえて「最大の課題は地域に居住するすべての人に、地域コミュニティを知ってもらうこと」と書いており、強く共感した。

そのためにはまず、地域活動全体の仕組みの理解が必要だ。市内では、小学校単位の学区連絡協議会（連協）と呼ばれる組織が、まとめた役割を担う。これは市独自の制度で、他地域では町内会連合会がよく似た存在らしい。連協の傘下で、高齢者と子育て世代の見守りや老人会、消防団、防災、防犯、ごみ収集場の管理、PTA、児童のスポーツなど、あらゆる分野の団体が活動しているイメージだ。

では、町内会の立場はどうだろうか。つまり、連協の「屋台骨」と言えるだろう。連協の主要メンバーの区政協力委員の大半は、筆者を含めて各町内会の会長が充て

職で兼ねている。さらに、運営費の大部分は町内会費が原資というところは、あまり知られていない。筆者の地元東志賀学区では各町内会が集めた会費から、一世帯につき年八百四十円ずつを連協に納めている。表を参考にしたいが、市によると、大半の連協が同じ仕組みという。

町内会長になって初めて目にした連協の会計報告書に、資金の使い道が記載されていた。主な支出は「各町内会連合会」つまり、連協の下で動く各団体の活動費だ。筆者と特別関係する分野では長男が通う小学校のPTAや野球クラブほか、成人式や学区の運動会、盆踊りにも町内会費が原資の運営費が充てられている。ここで大きな疑問が浮かぶ。こうした活動の恩恵は町内会員に限らないはずだ。でも、助成金などの負担は加入者だけ。「生活に不便はない」との理由で町内会に非加入の同世代にこの件を話すと、「そんなの

？と驚いた様子だった。「知る人ぞ知るといのが現状でしょう」。いつもアドバイスをくれる連協の幹部も、実情をうろくたつて明らかに苦しんでいるようだ。「このまま町内会の加入率が下がれば連協の資金も減る。生活への影響は大きい」。制度上、共助の運営を握るのは町内会。その指摘にドキッとした。

ただ、町内会には役員の高齢化や若い世代の無関心、コロナによる活動の制約など課題が山積みだ。「自助もできないのに共助なんて無理難題」。日ごろ、苦勞している役員の見直しを行政に求める意見も届く。

「そろそろ年度の役員体制を考えない」と。先日、ベテランの役員に声を掛けられた。筆者自身も逆風下にある町内会の当事者だ。昨春に会長を引き受ける前は廃止論が出るほど、役員は担い手不足は深刻化していた。

（鈴木龍司）

臨時、掲載します。過去の連載はネットで読むことができます。ORコード：ご意見、ファクス052（201）43331、Eメールshakai@chunichi.co.jpにお寄せください。

毎朝の体操で定点観測

町内会長日記 コロナ時代の共助

水屋下まで冷え込んだ「すね」。昨春、団地の町内月下旬、ラジオ体操に顔を
出するため、いつもより早く
目覚まし時計をセットし
た。午前六時半前、コート
を着込み、北区の団地近
の東志賀公園に行く。マ
スクをした年配者の輪がで
きていた。「苦勞さまで
よる自粛ムード。高齢者の

33 見守り下



①新型コロナウイルス禍でも健康を維持するため、ラジオ体操に参加する住民 ②住民のために毎朝、ラジオを準備している酒井さん＝いずれも北区で



孤立を心配して、「体操で健康と見守りを維持しよう」と呼び掛けている。
「あ、来ましたね」。
山崎さんの視線を追うと、毛糸の帽子をかぶった小柄な女性が、遊具に小型のラジオをぶら下げていた。
「新しい朝が来た」。
おなじみの曲が流れると、誰の指示でもなく、参加者が散らばった。十分な間隔を保って一緒に体を動かす。これなら、感染の心配もなさそうだ。
体が温まった後、ラジオを片付けていた酒井知代野さん(62)に声を掛けた。八年前にもラジオ体操をしていて、驚くことに雨や雪の朝も駐輪場のひさしの下などで体操をしているらしい。
「ここに来れば毎日やっている」といことが大事。それは私のためでもある。頼られることが張り
合いで、健康の秘訣という。座右の銘は「継続は力なり」と聞いて納得。コロナ後は仲間とのウォーキングも日課にしている。
体操の最中、団地の町内会長仲間の水野逸俊さん(60)が、公園内をキョロキョロ見ていることが気になった。参加者を数えているらしい。「毎朝続けると、違和感に気付くことがある。教職を退き、地域とのつながりを求めて通うようになった。名前を知らなくても顔は覚えていた。それぞれの定位がある。あそこには立つはずの人がいない」「転んで入院しているみたい」。定点観測が安否確認になっている。
その水野さんが「今朝は三十一人。今年最多だね」とうれしそうに教えてくれた。すると、隣にいた学区長の山崎さんが「小学生の女の子が三人いるでしょ」と公園の隅っこを指さした。前日、登下校の見守り中に誘ってみたのだという。「朝早くてギリギリになっちゃった。楽しいね」。三人組は仲良くおしゃべりをしながら帰って行った。
「黙食」での給食や行事の中止、スポーツクラブの活動自粛…。子どもにも



随時、掲載します。過去の連載はネットで読むことができます。QRコード。
ご意見を、ファクス052(201)4331、Eメールshakai@chunichi.co.jpにお寄せください。

若い世代の身近な場に

町内会長日記 コロナ時代の共助

イチヨウで黄色に染まっ
た北区の息子八幡社の境内
で先月末、住民が初めて企
画したマルシェ「ちい
ち」が開かれた。手作りの
ブースを設けた。

61 神社の危機下



児童らもお店番を務め、親子連れでにぎわった息子八幡社のマルシェ「ちいち」＝北区で

普段はひっそりとした境内が、親子連れで大にぎわい。「予想以上の人出。大成功だね」。地元の東志賀学区で町内会長を務める筆者(62)に、氏子総代会会長の佐々木征一郎さん(60)が笑顔で話しかけてきた。声が弾んでいる。
社殿の老朽化と寄付の減少、役員の高齢化。三重苦にあぐら神で、マルシェの話が持ち上がったのは一年前のこと。住民のつながりを考えるワークシヨップがあり、筆者も加わった。
「昔は悪い場だった神社が廃れてしまった。お年寄りの嘆きに反応したのは、子育て世代の女性たちだった。「お金をかけずに集まれる場所って意外と少ない。社務所や境内は良いかも」「神社は季節感があって好き」。気ままに使えるスペースが身近なという話は取材先の市民団体からもよく聞く。神社巡りは若い女性の間でブームだ。やりとりを聞き、「神社には追い風も吹いている」と実感した。
「模擬店やバザーをやってみて」。そんな意見が出たワークシヨップの後、母親世代や学区役員らによる有志の会が発足。三百人超が来場した初のマルシェでは、多世代を呼び込む工

夫もした。お店番は子ども店員を募り、防災や消防団など地域で活躍する団体を紹介するコーナーも用意。氏子総代会は神社の昔のお宝写真を披露してくれた。「にぎやかな声に誘われて見に来たよ」。当日、会場設営や写真係を担った筆者は、かつて神社の役員だったという年配の男性に声を掛けられた。「昔は境内で映画会があって『鞍馬天狗』が大盛況だった。若いころを思い出した」とお礼を言われた。八十年代の女性した「この神社で結婚式をした」と照れながら教えてくれた。おさい銭を投げ入れていた家族は「お参りするの初めて。コロナで行事が減り、久しぶりに会えた人も多かった。子ども店員の児童は「お店屋さんか夢。また、やるっ」と笑顔で帰って行った。
マルシェの後、改めて神社のことを学ぶため、国学院大で宗教社会学を研究する藤本頼生教授に連絡を取った。「大事なものは、地域の絆を確認する場所として神社を上手に活用できるかどうか。『ちいち』は参考になります」。神社は宗教的な要素以外に、地域の結び付きや郷土愛、歴史などの社会関係資本をつくる機能があるという。

た、この五年間に神社本庁が包括する神社は廃止や合併で約三百五十社も減った。役員や氏子が高齢化し、神輿を担げず、祭りをやめた地域もある。コロナ禍の自粛も続く。藤本教授は「自分の身近な存在として神社を捉える機会が失われてしまっている」と漏らす。その一方で、子育て支援やカルチャー教室、カフェなどとして活用することで、住民から「必要な場所」として再認識され、活気づく神社もあるようだ。
筆者の地元では、次回の「ちいち」の待望論が出ている。同時に「神社をどう維持するか。地域で考えない」との声も聞く。
「若い世代に神社の思い出ができれば、次の担い手づくりにもつながっていく」。マルシェの定期開催を望む氏子総代会会長の佐々木さんは、同じ思いの高齢役員とともに、年末年始の参拝客を迎える準備に追われている。(鈴木龍司)



随時、掲載します。過去の連載はネットで読むことができます。QRコード。
ご意見を、ファクス052(201)4331、Eメールshakai@chunichi.co.jpにお寄せください。

■ 地域新聞

「人がつながる媒体」

2021年6月創刊（月刊紙）

部数1000部（回覧板、掲示板、小学校、保育園など）

電子版QRコード



根付くか 地域の情報紙

④ 新聞創刊



- 地域のニュースなどが載った「東志賀ヒーローズ」
- 子どもたちが描いた「東志賀ヒーローズ」の題字



「地域で活躍している人を見込まれて依頼された。多い。でも、お互いを知らず、つながりが薄い」。地域新聞の創刊を即答した春から北区の団地で町内会長になった筆者。ずっと頼りにしている地元の東志賀学区連絡協議会会長の山崎悦男さん。そこから、逆に出すのは難しく、別の機会に相談を受けた。「情報交換のための新聞があると助かるのだが」。本業の経験の期待感。この連載にも相



乗効果があると直感した。決まれば話は早い。集会所での編集会議。「草取りをしてくれる人がいる」「小学生のスポーツが盛んな」「地域に協力的な企業がある」。学区の役員から次々と取材候補が挙がってくる。当面、ネタは尽きそうにない。悩んだのはタイトル。幅広い世代に読んでもほしいが、平凡では目につかない。活躍している人、英雄、ヒーロー。インパクト重視で「東志賀ヒーローズ」に決まった。六月半ば、記念すべき創刊号が発行された。A4判を飾ったのは、「町のお助け隊 奮闘中!」。前回の当欄で紹介し、筆者も参加したボランティア団体の取り組みとメンバーの高齢化の課題を伝えた。

裏面で幼児教室を紹介したのは、若い世代に関心を持ってほしかったから。第二号では、老人会や学区の役員を続けている九十一歳の男性二人の紙上対談を企画。活動への思いのほか、長寿の秘密や今後の夢、お互いへのエールを聞いた。ヒーローズは回覧板や掲示板を通じて届けている。面識がなかった住民から「次は誰が登場するの?」と声を掛けられることも多く、幼児教室に参加の申し込みがあったと聞いた。学区の幹部も「コロナでつながりが薄れる中、新聞が住民の会話の貴重なきっかけになっている」と喜んでくれた。第二号からは小学校の全児童にも配ることが決まり、部数はぐっと増える。ただ、課題も見えてきた。新聞つくりはどう住民を巻き込んでいくかだ。今は休日や夜間を中心に取材、編集をほぼ一人でこなしている。補助してくれる仲間ができれば心強い。その取っ掛かりとして、児童に題字のデザインを頼み、順に掲載する試みを始めた。

当欄へのご意見などを機に知り合った読者からも知恵をいただいた。中川区の女性は「大学の推薦入試はボランティアが重視される。高校生スタッフを募集したどうか」と助言をくれた。町内会の副会長になったばかりの緑区の六十代男性は、地元の歴史をテーマにしたかわら版を準備中だ、互いの勉強のために紙面を交換することに決めた。

令和3年7月11日

「東志賀ヒーローズ」と「ささえあいたより」を読むことができます。



電子版新聞 QRコード

東志賀ヒーローズは学区の皆さんの情報を基に編集しています。身近なニュースや題字のイラストを大募集です。ぜひ、編集部の鈴木龍司（アバン第1町内会長）までご連絡ください。
☎080-35345023534
専用メール：igashih@igashih.com

町の英雄 情報求む



「今年もがんばりましょう」。成人式の前日、小学校の体育館で会場の設営が始まりました。頼れるのは経験豊富なベテラン。九十三歳の学区顧問、岡本茂彦さんを筆頭に心強い存在が大勢います。分担してすや机を運び、赤じゅたんを敷き、演台やピアノ、看板、受け付けを準備。音響もチェックします。

成人式は誰が企画や運営をしているか、一存でしよう。学区役所などの行政ではなく、東志賀学区や町内会、各種団体の役員さんたちが毎年、ボランティアで準備に当たっています。晴れの式は、裏方として支えるヒーローたちの心意気によって成り立っています。

学区手作り成人式



一村 巖さん

今年の式から学区が撮影した写真をネット上にアップし、新成人に提供する試みを始め、好評でした。昨年までの約十年間は、役員の一村巖さんが寝る間も惜しんで動画を編集し、DVDを届ける方法でした。「新成人の一生の思い出」として残してくれた一村さんの功績は多岐にわたります。来年度以降もその想いを受け継ぎ、新成人と相談しながら、ネットも活用した最良の手法を模索していきます。

写真をネット上で提供

晴れ舞台 役員総出で準備

「地元のかわいい子どもたちをお祝いする場だから」。ただ、地域の役員は高齢化も進んでいます。今年は一部の保護者も力仕事を手伝ってくれました。「皆さんのおかげで大成功の式でした」。式典と撤去作業を終えた後の会議。学区長の山崎悦男さんの言葉に、役員さんたちの拍手が起きました。



2月の「健康つながり町そうじ」は、住民が高齢化し、空き部屋が目立つアパートの敷地内をきれいにしてほしい。トンダでゴミを拾うかわい



「内閣府エイジレス章」を受章しました。三溝さんは、子どもたちのために早朝から地域の砂場を耕すなど、地域活動に熱心で、新緑のシーズンに合わせた今回は、東志賀小学校を出発して黒川沿いなどを巡ります。治いなどを巡ります。と健康づくりが目的で、体育委員会の皆さんが一生懸命、準備してくれています。参加は無料。完歩賞

三溝さんが受章

次回3月4日 園児も大活躍！

いよいよ、ほかの参加者も、東志賀ヒーローズを、東志賀ヒーローズの読み聞かせの活動を知ってくださったので、ごほうびのお菓子を嬉しそうに受け取っていました。次回3月4日（土）朝8時半、東志賀公園に集合。交流を図りながら活動し、参加賞もあります。申し込み不要

編集後記

昨年末の夜、高齢女性の手を引いた住民が、コミュニティセンターに現れました。このおぼろげな、迷子になってしまったみたい。寒さに震えた女性。居合わせた地域の役員は優しく励まし、警察に相談したり、住宅地図を調べたり、女性は無事帰宅できました。この一件を機に行政とつながり、介護の手続きが入ったそうです。良い地域だなと、心が温かくなりました。

ソフト＆野球 児童を大募集



2023年(令和5年)
2月号(第21号)
発行：東志賀学区
連絡協議会



ひがしが
東志賀ヒーローズ



未来照らす 希望の灯

新成人 決意新たに



「希望の灯」が、新成人の明るく確かな未来を照らす！東志賀学区の成人式が1月9日、小学校で開かれました。大人としての第一歩を踏み出した75人の新成人。保護者や学区の役員が温かく、門出を祝福しました。（編集部）

新成人は新型コロナの流行によって、楽しみにしていた行事の縮小や中止を強いられ、世代です。この日は、晴れ着姿で旧友との再会を喜び合いました。保護者も見つめる中、始まった式。国歌斉唱のピアノ演奏は浅井希音さんが担当しました。学区の伝統はロウソクに点火する「希望の灯」。代表の神藤悠加さんと

二見凌太郎さんが大役を果たしました。写真、元校長の斉藤俊徳さん、恩師も駆け付け、角康輔さんと末廣沙也香さんが感謝の言葉を伝え、大矢悠乃さんと秦陽和さんが花束を贈りました。交通安全宣言は野口元さんと船引伊織さんが務めました。おこたで、アットホームな式でした。新成人の皆さん、おめでとう！



次世代のヒーロー 晴れ着でポーズ！

野田 唯さん



私の誓い



伊藤洋輝さん

成人式で「誓いの言葉」を述べた伊藤洋輝さんと野田唯さんに、今後の目標や地元への思いを聞きました。「誓いの言葉を任せてもらえた身。下の世代に、『しっかりと大人としてこういふ人だ』と示せるようになりたい」。大学野球で活躍中の伊藤さんは、小学生時代、地元の少年野球チームで腕を磨きました。「僕は地域に育ててもらった。成長した姿を見せることが恩返しになる」。対話の能力に自信があり、就職は営業職を考えているそうです。幼いころの自分がそうしてもらったように、子どもに野球の楽しさをを

教えることも大きな夢だといいます。大学で保育を学ぶ野田さんは「式は人生の節目」と誓いの言葉の代表を志願しました。子どもたちを含め、人と話すことが大好き。「将来、仕事をしたいのかもしれない。結婚してお母さんになるものかもしれない」。無限の可能性。「とにかく、今まで通り、一生懸命がんばっていく。式を終え、そう誓ったそうです。「東志賀の魅力は都会過ぎず、田舎でもないところ。人のつながりがあって、居心地が良い」。愛着のある地元で式を開いてもらった感謝を心に刻み、大人の階段を登る。

春を歩こう！ 3月19日

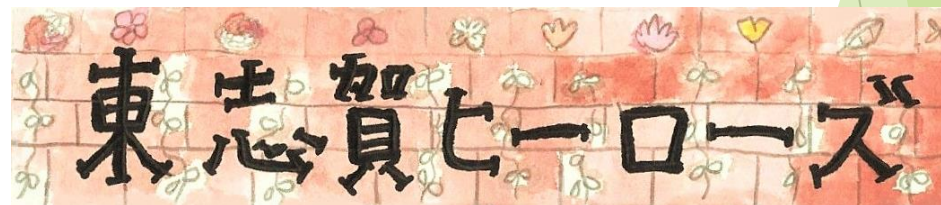
多世代が楽しみにしている学区恒例の「わが街ウォーキング」が、3月19日の午前中に開催されます。新緑のシーズンに合わせた今回は、東志賀小学校を出発して黒川沿いなどを巡ります。と健康づくりが目的で、体育委員会の皆さんが一生懸命、準備してくれています。参加は無料。完歩賞

（記念品）もあります。ふるって参加ください。参加の申し込みは、今後、各町内会などを通じて受け付けます。

今月の題字

鬼は外！ 福は内！
2月号の題字は東志賀3年の金子由惟ちゃんが節分をテーマに描いてくれました。学区に多くの福を招いてくれる方法です。題字の応募方法は編集部の鈴木まで、お問い合わせください。（連絡先は裏面）

子どもたちの題字



■ まとめ

- ▶ 人は誰でもつながりたい ↔ つながりにくくなった社会
 - ▶ 遠くの家族より近くの他人
 - ▶ 地域の組織は疲弊（担い手不足、役員の高齢化）
 - 団体同士の連携による機能アップの余地はあり
 - ▶ 重層的な連携が鍵（行政、支援機関、民間団体、地縁組織）
 - 町内会のワンストップには限界
- 1次情報を取れる近所付き合い、自然な居場所づくりが最大任務

令和4年度 社会福祉推進事業
全国地域生活定着支援センター協議会 近畿ブロック研修会

【円滑な被疑者・被告人支援を実施するには】

日付：令和5年2月24日（金）

時間：13：30～16：30

場所：オンライン開催

1. 開会あいさつ

2. 講義 「被疑者・被告人支援は何のため？」 （60分）

森久 智江 氏（立命館大学法学部教授）

3. 質疑応答 （10分）

4. 休憩

5. ① 事例報告：滋賀県地域生活定着支援センター （質疑応答含め 30分）

② 事例報告：和歌山県地域生活定着支援センター（質疑応答含め 30分）

6. 全体の質疑応答 （10分）

7. 講評 森久 智江 氏（立命館大学法学部教授）

8. 閉会あいさつ

全国地域生活定着支援センター・近畿ブロック研修実施概要 (兵庫県定着)

- 1 令和5年3月24日(金) 13:30～16:30 ZOOM 研修
- 2 参加者 63 名、定着センター関係 7 割、福祉事業所 1, 5 割、その他司法関係機関等
- 3 内 容

- ① 講 義 被疑者・被告人支援は何のため？
ーよりよい被疑者等支援業務の実践に向けて
立命館大学 法学部 森久 智江 教授

【講義概略】

- ・令和3年度から、定着事業として被疑者等の支援が開始された。
- ・具体事例が示され、司法手続きの流れも説明があった。
- ・令和2年度の犯罪者処遇の概要の説明があった。
日本の刑事裁判は実は認知された全事件のごく一部だけが扱われる。
検察による不起訴・起訴猶予処分これらによりほとんどの事件は捜査段階で終結
- ・入口支援と出口支援の違い
そもそも判決が確定していない被疑者・被告人は無罪が推定されるべき法的地位にある。
被疑者・被告人段階においては、刑事手続きへの関与が支援の契機になっただけに過ぎない。
- ・「入口支援」にかぎらず、福祉的支援はあくまで本人の権利保障の確保のために行われるべきもの。(再犯防止は、その結果として果たされうる状態の一つに過ぎない)
- ・そのような権利保障の手段の一つとして被疑者等支援業務を位置付け、そのための連携関係の構築が進められるべき

② 事例発表

- ・滋賀定着、和歌山定着よりそれぞれ事例発表があった。

令和4年度全国地域生活定着支援センター協議会
中国四国ブロック専門研修会 開催要項

1. 開催趣旨

平成21年度から「地域生活定着促進事業」が制度化され、罪を犯した高齢・障がい者の社会復帰支援が地域生活定着支援センターで行われるようになりました。事業開始から現在まで、障がい者施策、高齢者施策、困窮者支援施策など、厚生労働省関連施策も目まぐるしく変化しています。

平成28年には「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が施行され、罪を犯した高齢・障がい者や非行少年若しくは非行少年であった者の円滑な社会復帰を促進するとともに、再犯の防止等に関する施策として、各自治体などで「再犯防止推進計画」が策定されているところです。

さらには、令和3年には、地域生活定着促進事業に「被疑者等支援業務」が追加され、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢または障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行うこととなりました。

そこで、本年度は「被疑者等支援業務における取組内容等」について学び、入口段階にある対象者が地域の中でその人らしく生活していくことができるよう、支援技術等の向上を目的に、本研修会を開催することといたします。

センター及び関係機関を対象とした本研修会が、支援の輪を広げ、事業の円滑な遂行に役立つことを期待し、関係機関・団体・事業所等の皆様の積極的なご参加をお願い申し上げます。

2. 主 催 一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会
(社会福祉法人山口県社会福祉協議会・山口県地域生活定着支援センター)

3. 日 時 令和5年1月23日（月）～同年2月3日（金） オンデマンド配信
※ 配信開始の日程は予定となります。専用 URL とともに、申込時に登録していただくメールアドレスにお知らせいたします。

4. 参加対象 定着支援センター職員，福祉関係者，保健医療関係者，司法関係者，
矯正施設関係者，行政関係者，その他関心のある方

5. 参加費 無料

6. 参加申込み 右側の QR コードもしくは下記の URL を開き、
「参加申込フォーム」に必要事項を入力の上、
令和5年1月6日（金）までにお申込みください。

（申込フォームは Microsoft Forms を使用しています。）

※ 後日、申し込みメールアドレスに ID、パスワードを送信します。

URL : <https://forms.office.com/r/vfByHDE62J>



7. 内 容

時 間	プログラム	内 容
5 分	開会挨拶	中国四国地区ブロック長 (山口県地域生活定着支援センター長) 熊谷 聖
5 分	会長挨拶	全国地域生活定着支援センター協議会 会長 高原 伸幸 氏
6 0 分	基調講演	「地域生活定着促進事業の取組について」 ～被疑者等支援業務を中心に～ 厚生労働省 社会・援護局 総務課 矯正施設退所者地域支援対策官 伊豆丸 剛史 氏
9 0 分	特別講演	「罪を犯した高齢者・障害者等の現状と支援におけるアセスメントについて」 講師：山口県立大学社会福祉学部 教授 水藤 昌彦 氏
8 0 分	実践報告	被疑者等支援業務における実践報告 【実践報告者】 ・一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター ・社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 【助言者】 厚生労働省 社会・援護局 総務課 矯正施設退所者地域支援対策官 伊豆丸 剛史 氏
1 5 分	取組報告	山口県地域生活定着支援センターの取組報告 ～多職種連携の取組～ 社会福祉法人山口県社会福祉協議会
5 分	閉会挨拶	次期開催県地域生活定着支援センター（予定）

※時間については予定です。

8. 問合せ先

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
山口県地域生活定着支援センター（木村・大田・松永）
〒753-0072 山口県山口市大手町 9-6
TEL (083)924-2818 FAX (083)922-1295
E-Mail : teichaku@yg-you-i-net.or.jp

令和4年度社会福祉推進事業

全国地域生活定着支援センター協議会
中国四国ブロック専門研修会

地域生活定着促進事業の取組について — 被疑者等支援業務を中心に —

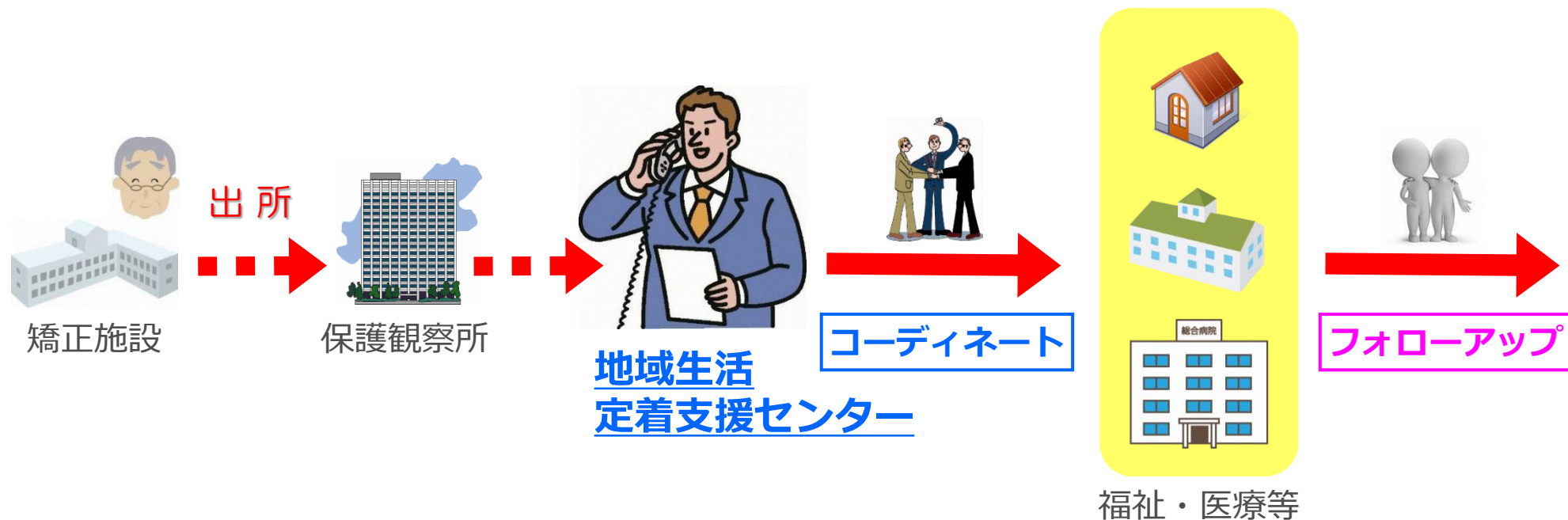
— 「地域共生社会」の実現に向けて —

厚生労働省 社会・援護局総務課
矯正施設退所者地域支援対策官 伊豆丸 剛史

目 次

1. 地域生活定着促進事業の概要
2. 地域生活定着支援センターの支援状況
3. 地域生活定着支援センターの主な課題等
4. 「被疑者等支援業務」の概要及びこれまでの経緯等
5. 令和4年度の「被疑者等支援業務」について
6. 「被疑者等支援業務」の詳細について
7. 「被疑者等支援業務」の実施状況
- 8～9. 「被疑者等支援業務」の円滑な実施について①②
10. 今後の展望（被疑者等支援業務）と
振り返り（特別調整等の事業化当時の軌跡）

矯正施設（刑務所、少年院等）からの“**出口支援**”



矯正施設を出所する**帰る場所がない障害者や高齢の受刑者**などが、出所後も生活に困らずに、また、安心して生活できるように、**受刑中から福祉的な支援（コーディネート/フォローアップ）**を行う。

地域生活定着促進事業の概要①

事業の目的

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、**地域共生社会の実現**を図るとともに、再犯防止対策に資することを目的とする。



事業内容

■実施主体：都道府県（全都道府県で実施。社会福祉法人等に委託可）

■事業内容：

1. **コーディネート業務**：（特別調整・一般調整）

→矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。）退所予定者の帰住地調整支援を行う。

2. **フォローアップ業務**

→矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行う。

3. **被疑者等支援業務**：（令和3年度から開始）

→被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う。

4. **相談支援業務**

→高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行う。

5. **関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等**

→センターは、（ア）刑事司法関係機関、地方自治体の福祉関係部局課や地域において福祉的支援を提供する事業者等と、恒常的な連携が確保できるよう、関係者相互間の連絡を密にし、（イ）当該事業者の支援技術の向上を図り、地域住民の理解を得られるよう、研修や普及啓発活動を行う。

（地域生活定着促進事業実施要領、地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針より一部抜粋）

「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（一部改正：令和3年3月26日）より抜粋

令和2年度までの業務内容

コーディネート業務



フォローアップ業務



相談支援業務



関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等



Point

(2) センターの長は、平素から、保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携を密に保つために、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するとともに、研修や協議会等を開催し、犯罪の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人について、地域において必要な福祉的支援が受けられるための環境づくりや支援のためのネットワークの構築に努めるものとする。

2. 地域生活定着支援センターの支援状況（令和3年度）

令和4年12月28日版

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1. コーディネート業務（帰住地への受入れ調整）

（単位：人、カッコ内は令和2年度の実績）

コーディネートを実施した者		1, 539(1, 486)
【内訳】	矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者	846(771)
	帰住地への受入れ調整を継続中の者	567(595)
	「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した者	126(120)

【矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の福祉サービスの利用状況】

矯正施設入所前に、	介護保険又は障害者自立支援の認定を受けていた者	177(142)
	療育手帳又は障害者手帳を取得していた者	425(382)
矯正施設入所中に、	介護保険又は障害者自立支援の認定手続を行った者	343(332)
	療育手帳又は障害者手帳を取得した者	158(151)

2. フォローアップ業務

（受入れ調整後に行う受入先施設等への支援）

矯正施設退所後にフォローアップを実施した者		2, 597(2, 327)
【内訳】	支援が終了した者（地域に定着した者）	720(601)
	支援継続中の者	1, 877(1, 726)

【フォローアップを実施した者の福祉サービスの利用状況】

フォローアップ中に、生活保護を申請した者	942(668)
フォローアップ中に、介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者	392(260)
フォローアップ中に、療育手帳又は障害者手帳を取得した者	138(99)

3. 相談支援業務

（地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談に応じる支援）

相談支援を実施した者		1, 623(1, 415)
【内訳】	支援が終了した者	733(648)
	支援継続中の者	890(767)

【相談支援を実施した者の福祉サービスの利用状況】

相談支援中に生活保護を申請した者	168(131)
相談支援中に介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者	111(80)
相談支援中に療育手帳又は障害者手帳を取得した者	55(26)

3. 地域生活定着支援センターの主な課題等

定着支援センターの「フォローアップ」の課題

－ 地域移行後に、定着支援センターだけでなく、地域全体で支える体制づくりが重要－

「自宅・アパート・公営住宅」（令和2年度）

126人（内訳：自宅・アパート：120人 + 公営住宅：6人）

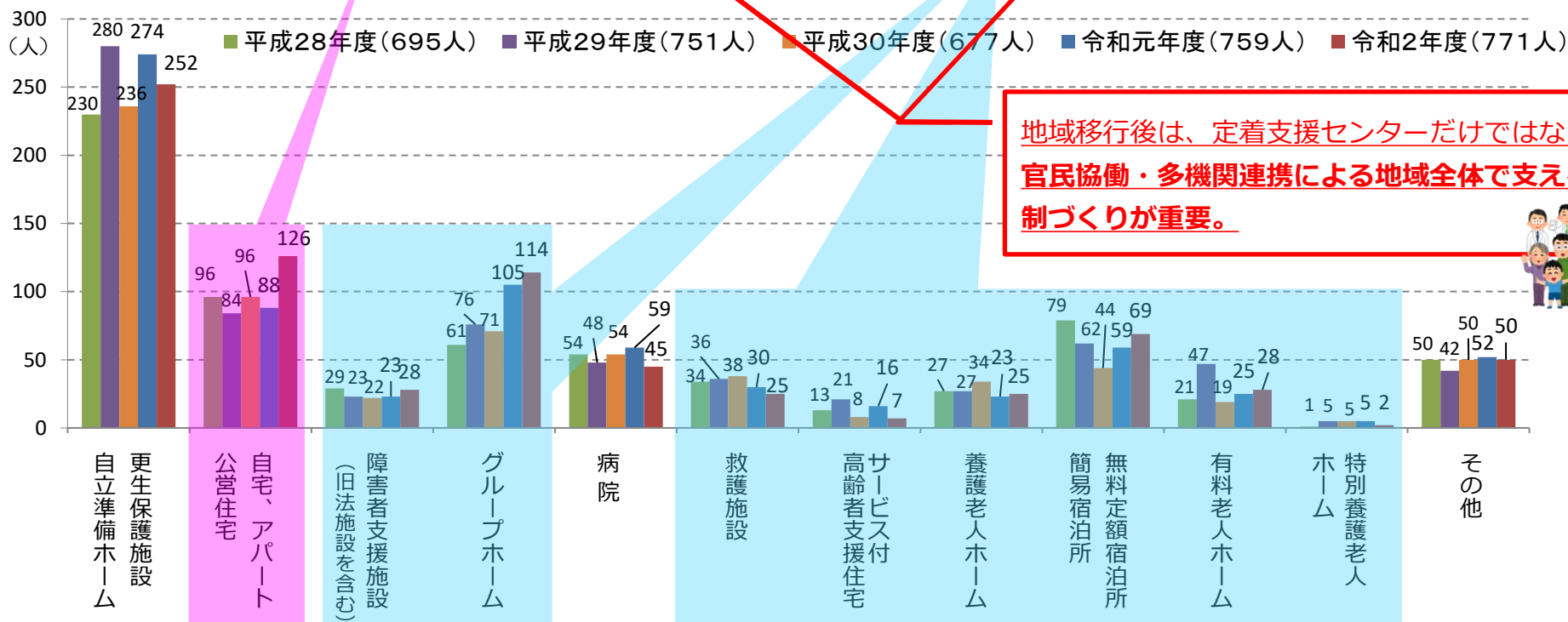
- 「自宅、アパート、公営住宅」で単身生活をしている層の中には、福祉サービス利用に繋がっていない層（非該当、本人が希望しない等）も含まれており、**唯一の支援者として定着支援センターのみが対応（家事援助等）し続けている場合もある。**

「居住系施設（全般）」（令和2年度）

298人（内訳：グループホーム、有料老人ホーム等）

- 特に**居住系施設を利用する場合に、定着支援センターのフォローアップが長期化（2年以上）する傾向**にある。
- その背景として、**トラブル対応（無断外出、対人関係等）や緊急時の連絡先等といった身元引受に近い役割を、定着支援センターが一手に担い続けている場合がある。**

【参考2】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳（※令和2年度までの支援状況）



地域移行後は、定着支援センターだけではなく、**官民協働・多機関連携による地域全体で支える体制づくりが重要。**



精神障害の対象者が大幅に増加（重複障害含む）

今後は、保健・医療
領域との連携が重要

221人 / (合計667人) → 338人 / (合計771人)
(平成30年度) +117人 (令和2年度)

令和2年度

	身体障害 あり	知的障害 あり	精神障害 あり	身体＋知的	身体＋精神	知的＋精神	身体＋知的＋精神	その他※	合計
65歳以上	27(44)	22(28)	56(44)	1(3)	8(3)	6(3)	1(0)	221(230)	342(355)
65歳未満	21(28)	132(127)	188(166)	7(7)	13(10)	65(56)	1(5)	2(5)	429(404)
合計	48(72)	154(155)	244(210)	8(10)	21(13)	71(59)	2(5)	223(235)	771(759)

(単位：人) ※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。※かつこ内は令和元年度の実績である。

(精神障害) 338人

令和元年度

	身体障害 あり	知的障害 あり	精神障害 あり	身体＋知的	身体＋精神	知的＋精神	身体＋知的＋精神	その他※	合計
65歳以上	44(36)	28(31)	44(29)	3(1)	3(4)	3(5)	0(0)	230(248)	355(354)
65歳未満	28(19)	127(112)	166(115)	7(6)	10(11)	56(55)	5(2)	5(3)	404(323)
合計	72(55)	155(143)	210(144)	10(7)	13(15)	59(60)	5(2)	235(251)	759(677)

(精神障害) 317人

平成30年度

	身体障害 あり	知的障害 あり	精神障害 あり	身体＋知的	身体＋精神	知的＋精神	身体＋知的＋精神	その他※	合計
65歳以上	36(37)	31(34)	29(42)	1(1)	4(6)	5(7)	0(0)	248(248)	354(375)
65歳未満	19(22)	112(133)	115(109)	6(13)	11(16)	55(61)	2(4)	3(18)	323(376)
合計	55(59)	143(167)	144(151)	7(14)	15(22)	60(68)	2(4)	251(266)	677(751)

(精神障害) 221人

4. 「被疑者等支援業務」の概要及びこれまでの経緯等

相談支援業務

（地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針 第4 業務の実施細目 3 相談支援業務）

- (1) センターの長は、高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行うものとする。
- (2) センターの長は、上記の支援を行うに当たり、当該利用者が更生緊急保護中又は保護観察中である場合には、当該措置を実施している保護観察所の長と十分な連携を保つものとする。

「相談支援業務」の支援対象

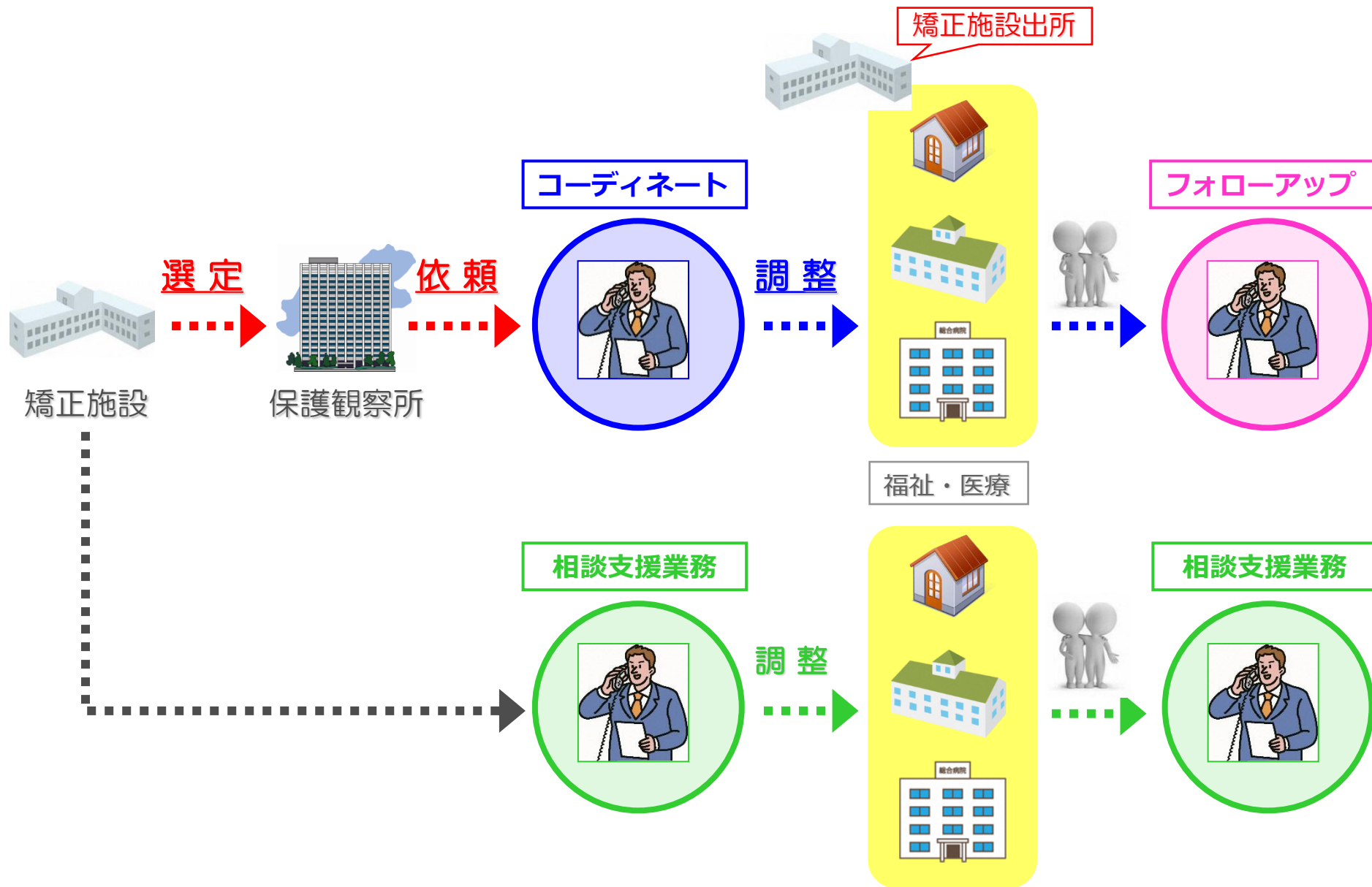


- ◆ 矯正施設等を退所した本人（障害者、高齢者）又はその家族、その他関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談等

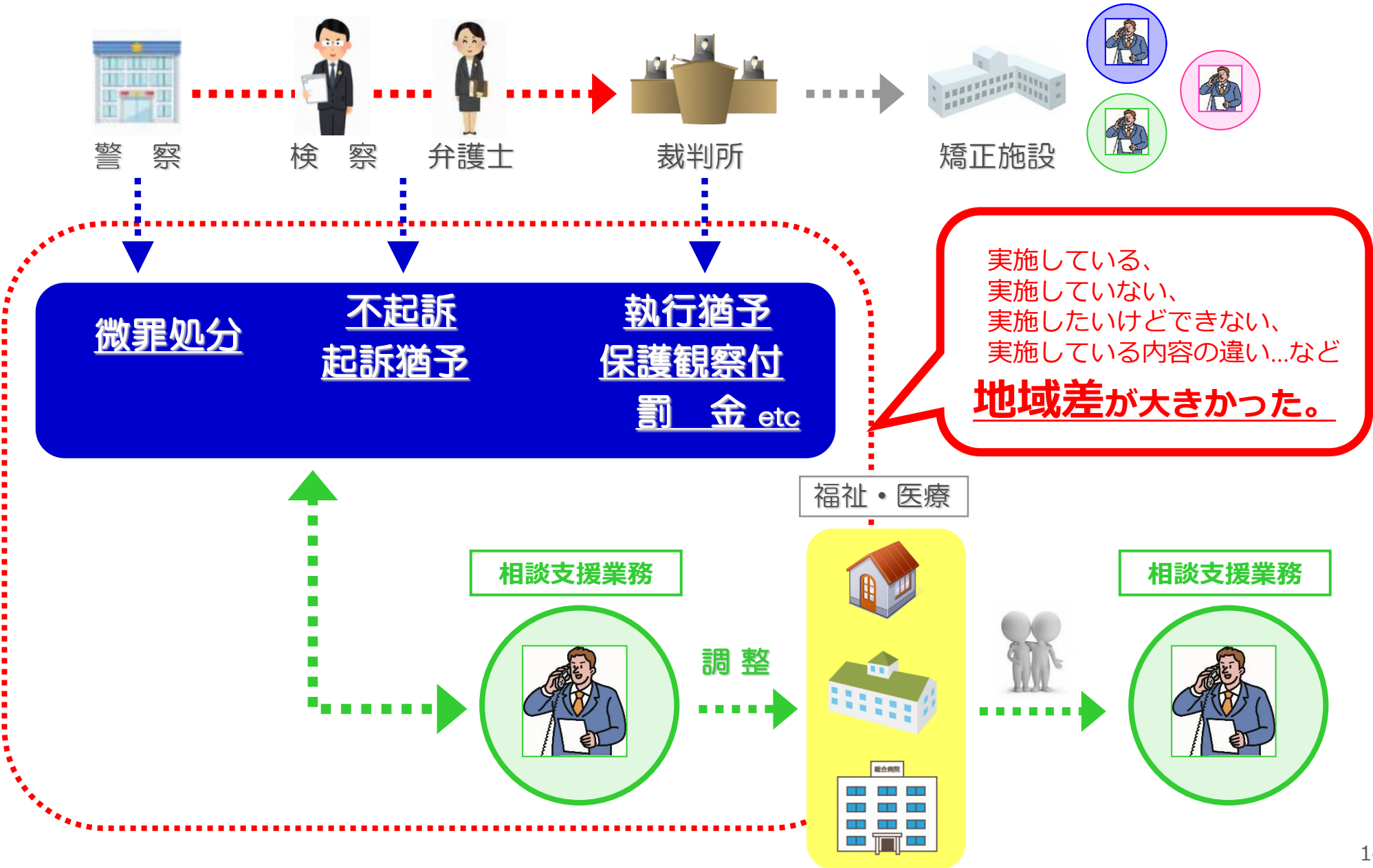
（例）「出所したが、住む場所がない」
「家はあるが、仕事・生活費がない」等

- ◆ センターが福祉的な支援を必要とすると認める者

矯正施設出所者等に係る業務フロー（出口支援）



被疑者被告人段階（入口支援）からセンターが関与した場合（令和2年度まで）



令和3年度～) 地域生活定着支援センターの業務内容

定着支援センターによる新たな**入口支援**として「**被疑者等支援業務**」が開始

コーディネート業務



フォローアップ業務



相談支援業務



関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等



被疑者等支援業務



令和3年度～
定着支援センターによる
新たな**入口支援**

○再犯防止推進法（平成28年12月14日法律第104号）

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）

第3章 1.（2）③イ

法務省及び厚生労働省は、（中略）一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論をだし、その結論に基づき施策を実施する。

○再犯防止推進計画加速化プラン（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）

第1

（前略）満期釈放者はもとより、刑事司法手続きの入口段階にある起訴猶予者等を含む犯罪をした者等の再犯・再非行を防ぐためには、刑事司法関係機関における取組のみでは十分でなく、それぞれの地域社会において、住民に身近な各種サービスを提供している地方公共団体による取組が不可欠である。

第2（3）ウ

（前略）地域生活定着支援センター（中略）が、就労支援、職場への定着支援及び福祉サービスの利用支援等の面での連携を強化し、更生保護施設、自立準備ホーム、住み込み就労が可能な協力雇用主、福祉施設、公営住宅等の居場所の確保に努める。

第2（3）オ

満期釈放者対策の充実に図るため、（中略）地域生活定着支援センター等の体制を強化する。

○骨太の方針2019

第2章 5.（7）②

（前略）再犯者を減少させるため、（中略）福祉等の利用促進（中略）を強化するとともに、（後略）。

○自由民主党政務調査会再犯防止推進特別委員会・更生保護を考える議員の会

令和2年6月提言「満期釈放者対策等の充実強化に向けた緊急提言」

4 高齢・障害等のある刑務所出所者等対策の充実強化

高齢・障害等のある刑務所出所者等についても手厚い対応ができるよう、政府が、（中略）地域生活定着支援センターとも連携を密にし、その体制を強化するなど、いわゆる入口支援も含め、継続的な支援を確実に実施すること。

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
- 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ**
- 令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
- 6月 改正社会福祉法の可決・成立
※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

○「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(地域共生社会推進検討会) 最終とりまとめ(令和元年12月26日)(抄)

Ⅲ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

2 断らない相談支援

○ 断らない相談支援の中で、個人や世帯が抱える複雑化・多様化した課題を制度の狭間に落とさず、対応していくためには、多機関協働の中核の機能を強化することに加え、相談機関に関わる多職種や多機関が連携することが必要である。

○ 相談支援に関わる多職種については、保健、医療、福祉、子育て支援、労働、教育、司法等の各分野の関係者に加え、消費者相談や若年者支援、年金相談等の関係者が想定される。関係者が広く参加できる研修等を通じて、お互いの業務の理解を進め、日頃から情報交換等ができる関係性を作るなど、地域の中で幅広いネットワークを構築していくことが求められる。

Ⅳ 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

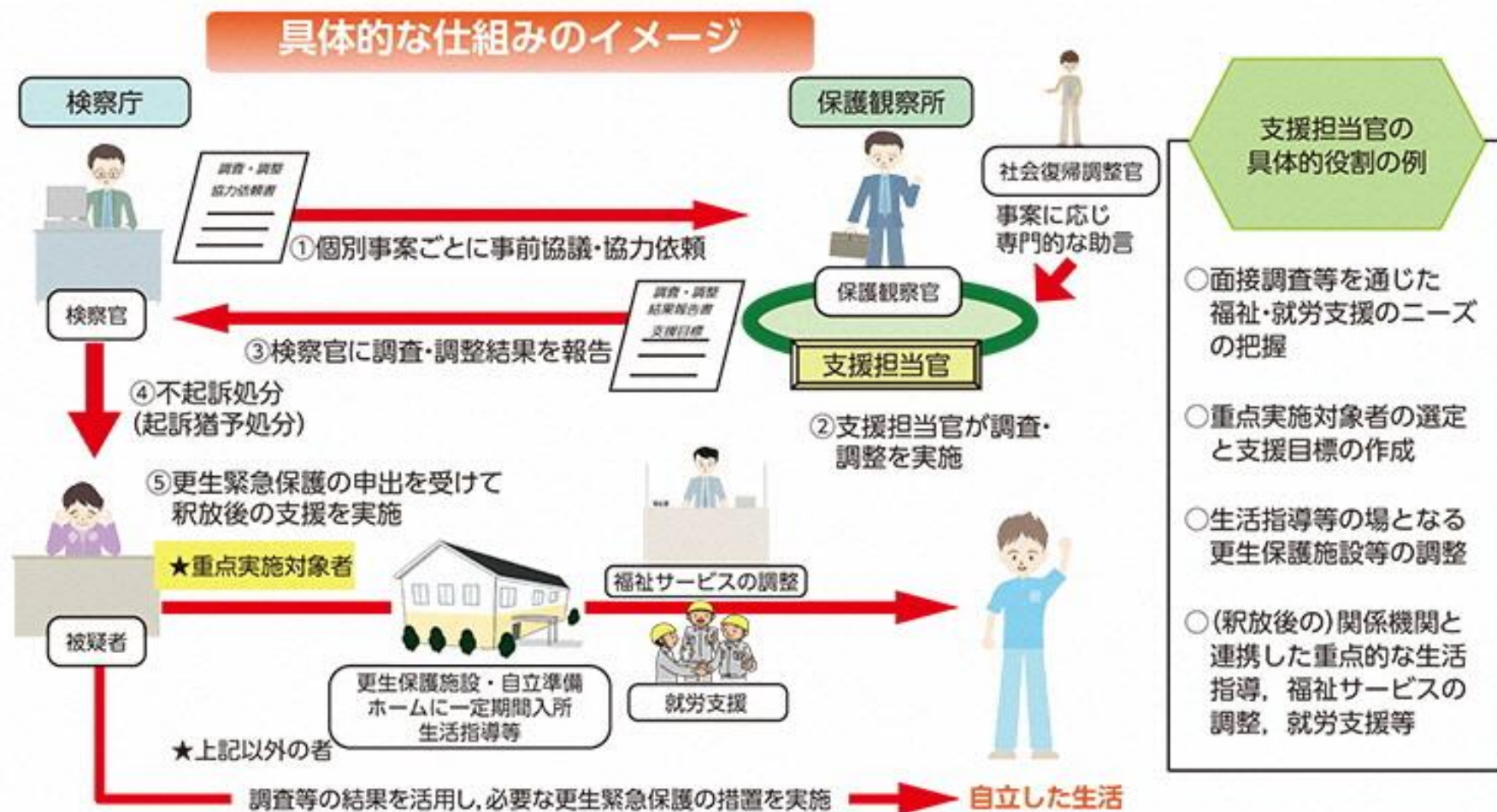
4 都道府県及び国の役割

○ 広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応としては、DV 被害者や性暴力被害者、刑務所や少年院からの出所者など、住民の身近な圏域で対応しがたい場合や、より専門的な支援が求められる場合等において、都道府県が積極的に対応することが考えられる。具体的には、都道府県が自ら相談を受け、支援を行うことに加え、広域的な支援という観点の下、市町村や断らない相談支援に従事する支援員を後方支援する事業（スーパーバイズを行う事業）の実施や、複数の都道府県域にまたがるケースの場合には、都道府県同士が連携し、対応するということも重要である。

検察庁との連携による起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行

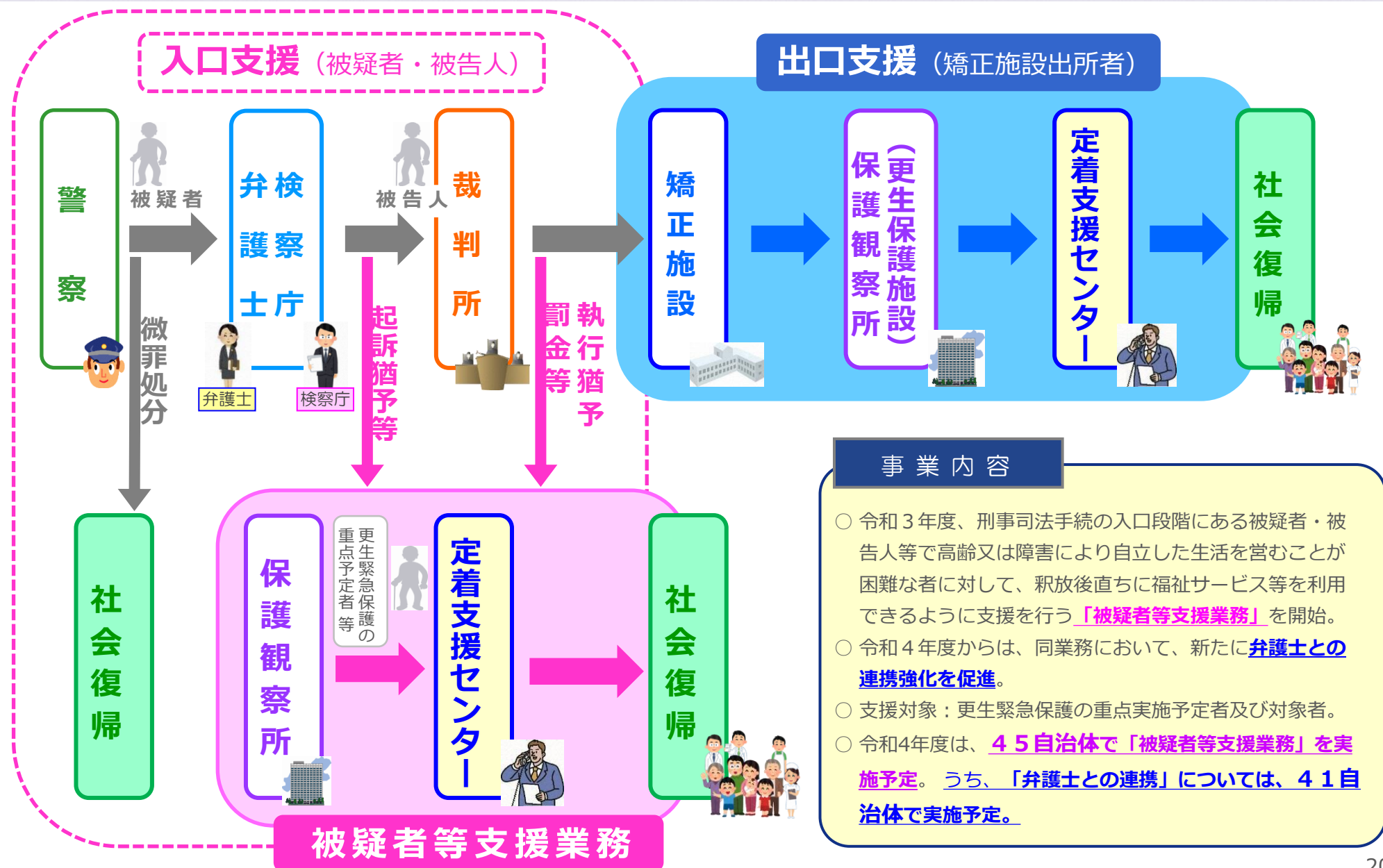
参照：平成30年版 犯罪白書：法務省ウェブサイト (https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65_2_7_5_3_2.html)

平成25年10月から保護観察所7庁において、対応する地方検察庁と連携し、**起訴猶予処分**となり**更生緊急保護**の申出をすることが見込まれる者についてその高齢・障害等の特性に応じた措置を講じて円滑な社会復帰の実現と再犯防止に資するため、処分に先立ち、釈放後の福祉サービスの受給や住居の確保に向けた調整等（事前調整）を実施する取組が試行された。**26年度は、保護観察所20庁に拡大し、27年度からは、全国の保護観察所に拡大して、「起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行」として実施されている。**



『被疑者等支援業務』の開始

令和4年度の『被疑者等支援業務』では、さらに「**弁護士との連携強化**」を促進



5. 令和4年度の「被疑者等支援業務」について

1. 令和4年度の被疑者等支援業務について

(1) 基本的な枠組みについて

令和4年度の被疑者等支援業務では、弁護士との連携強化を促進することとしていますが、令和3年度と同業務の基本的な枠組みを変更するものではありません。

弁護士との連携強化の促進を含む被疑者等支援業務の具体的な手続等については、別添の「令和4年度「被疑者等支援業務」業務フロー」のとおりとなりますが、同業務（地域の実情に応じた方法を含む。以下同じ。）の範囲内において、弁護士と検察庁（事件担当検察官等）が、必要な範囲で協議・確認・調整を行うなどすることで、同業務の対象となる被疑者等を、更に支援につなげられるようにするものです。手続については、令和3年度から変更はありません。

また、情状証人としての出廷や更生支援計画の作成等については、令和3年度と同様、被疑者等支援業務では行わないこととします。

(2) 弁護士との連携強化の促進について

弁護士との連携強化の促進とは、令和3年度の被疑者等支援業務の範囲内において、福祉的な支援を必要とする被疑者等への弁護士による気付き等を生かし、必要な方を更に支援につなげられるようにするため、弁護士会等を含めた関係機関等と協議をし、同業務を開始することができる程度の支援体制を構築した上で、関係機関等が連携して同業務を実施することを指します。

また、本事業の業務の一つとして、弁護士会、検察庁も含めた「関係機関等と支援ネットワークを構築するなどの関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」が位置付けられています。このことも踏まえ、弁護士との連携強化の促進を含む被疑者等支援業務を開始する前には、原則、弁護士会、検察庁、保護観察所等の関係機関等が一堂に会する協議を実施し、同業務についての共通認識をもった上で、連携していくことができるような支援体制を構築してください。

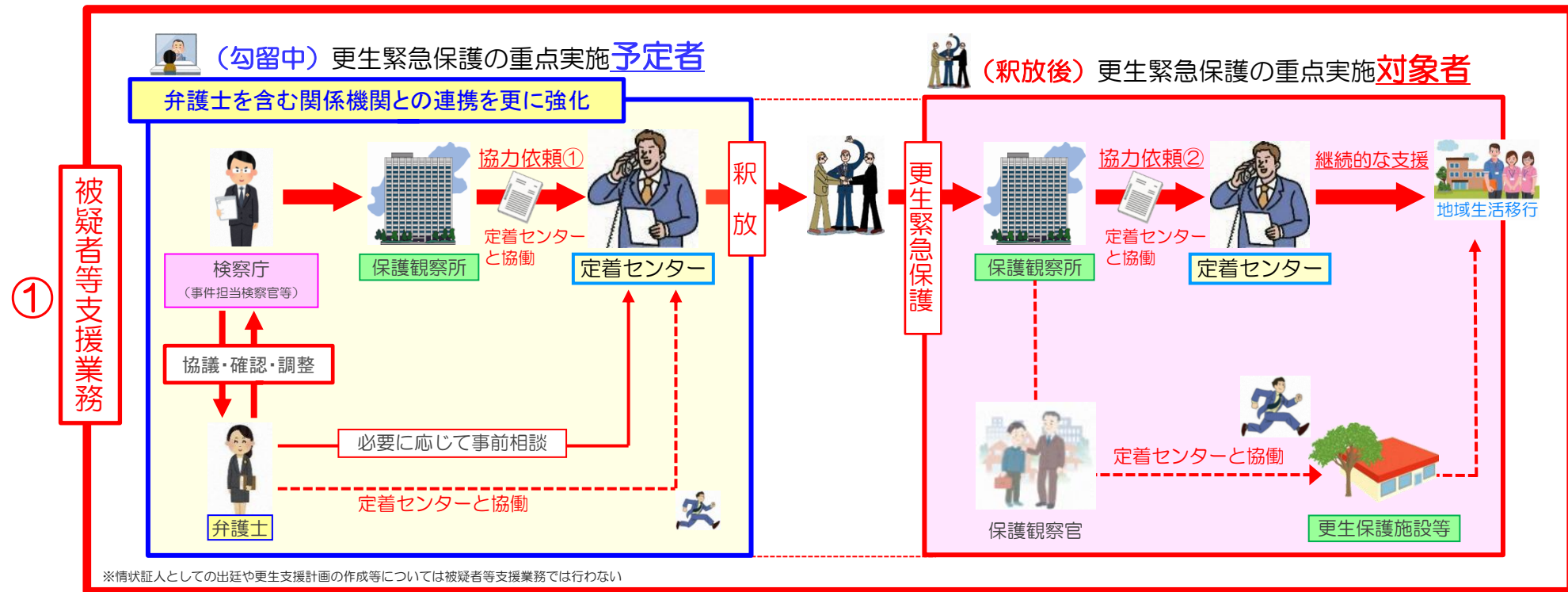
なお、より実効性のある支援体制を構築していくため、開始後においても関係機関等との協議を継続していくようにしてください。

2. 被疑者等支援業務と相談支援業務におけるいわゆる入口支援との関係に

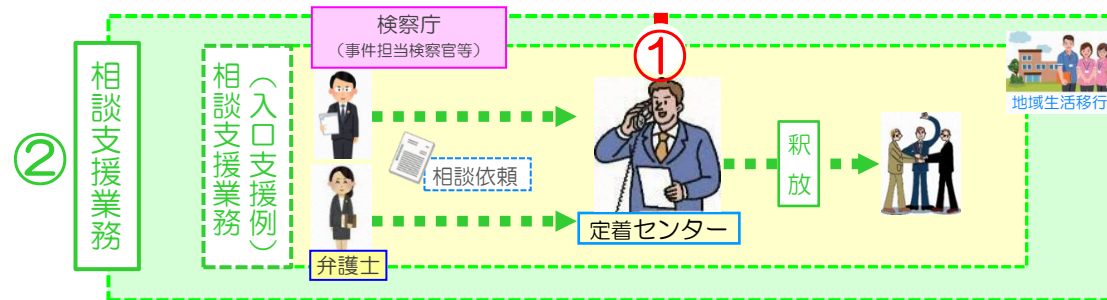
別添の「令和4年度「被疑者等支援業務」業務フロー」の②のとおり、いわゆる入口支援について、弁護士、検察庁（事件担当検察官等）等から定着センターに対して直接支援依頼がなされた場合であっても、被疑者等支援業務に該当するような事案については、関係機関等と協議の上、被疑者等支援業務での対応を検討することとしています。

他方、令和4年度においても、これまでの相談支援業務の枠組みを変更するものではないため、まず被疑者等支援業務での対応を検討したものの、同業務には該当しないいわゆる入口支援の対応の可否等については、各定着センターで判断することが可能です。

令和4年度の『被疑者等支援業務』では、さらに「弁護士との連携強化」を促進



被疑者等支援業務(地域の実情に応じた方法を含む)に該当するような事案は関係機関と協議の上、被疑者等支援業務で対応検討



相談支援業務 「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」から抜粋

センターの長は、高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行うものとする。

関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等 「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」から抜粋

センターの長は、平素から、保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携を密に保つために、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するとともに、研修や協議会等を開催し、犯罪の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人について、地域において必要な福祉的支援が受けられるための環境づくりや支援のためのネットワークの構築に努めるものとする。

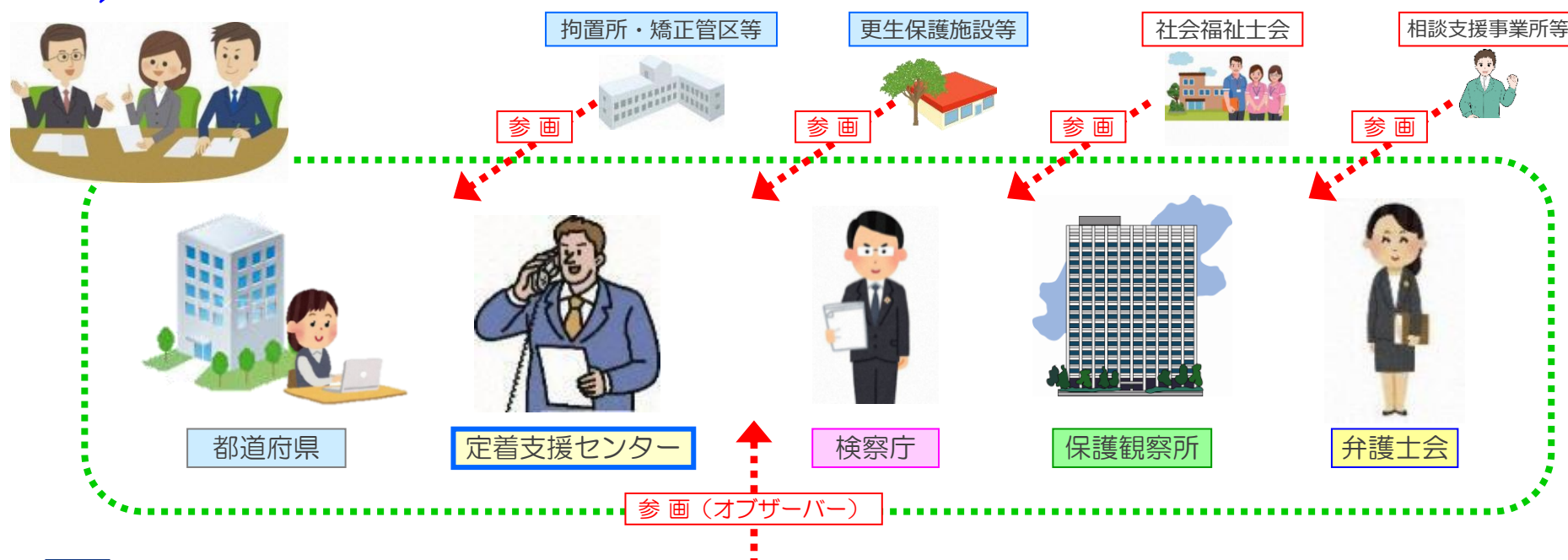


「一堂に会する協議」（ネットワーク会議等）について

「一堂に会する協議」（ネットワーク会議等）での協議内容（例）

1. 各機関の業務内容の確認等
2. 弁護士との連携強化を含めた「被疑者等支援業務」の確認（共通認識）
3. ケース検討（支援の振り返り、釈放後の様子をフィードバック等）
4. 効果的な手立て等の確認（地域の実情に応じた方法等）
5. 円滑な連携体制を図るための方策の検討（共同勉強会等）

Point
定期的に実施



■ **現地の要請に応じて、当課（主として矯正施設退所者地域支援対策官）も適宜サポート**（各地での勉強会等にも参画）

＜R3年度の実績＞：岩手県、千葉県、石川県、鳥取県、長崎県、沖縄県

＜R4年度の実績＞：千葉県、長崎県



6. 「被疑者等支援業務」の詳細について

「重点実施対象者に準じた者」

「地域生活定着促進事業に係る質疑応答集」 7 被疑者等支援業務

Q 7-2 指針第4の2(2)にある「重点実施対象者に準じた者」とは、どのような人を指しているのか

A 7-2 保護観察所の支援担当官が、被疑者等について更生緊急保護の重点実施の対象とすることの必要性及び相当性について調査した結果、重点実施予定者として選定はしなかったものの、当該者が起訴猶予、罰金、保護観察の付かない執行猶予等となり、釈放後に更生緊急保護の申出をし、かつ重点実施予定者であること以外の重点実施対象者としての要件を満たしている者と保護観察所が判断した者や、重点実施予定者のうち、保護観察付執行猶予の言渡しを受けて、保護観察所がその裁判の確定（判決確定）前に更生緊急保護の重点実施を行うことを決定した者等を指します。

例. **重点実施予定者**として、保護観察所の方で選定予定だったが、当人の意向（やっぱり支援は望まない等）が変わり、勾留中には重点実施予定者には選定されていなかった。

しかし、釈放後、当人が「行き先もなく不安だ」と、保護観察所へ更生緊急保護を申出。

保護観察官が改めて面談した結果、重点実施対象者としての要件を満たしていると判断し、

保護観察所が「**重点実施対象者に準じた者**」として被疑者等支援業務の依頼を

定着支援センターに行い、支援を開始。



保護観察所

「地域の実情に応じた方法」について

「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」

第4 業務の実施細目 2 被疑者等支援業務

(8) 被疑者等に対する身体拘束中又は釈放後の支援を効果的に行うためには、地域の実情に応じた対応が必要であることに鑑み、定着センターの長は検察庁、保護観察所の長、弁護士会等の関係機関とあらかじめ協議の上、(1)ないし(6)に規定する手続の方法及び内容等について、**地域の実情に応じた方法**に適宜変更して実施することとして差し支えない。



「地域生活定着促進事業に係る質疑応答集」 7 被疑者等支援業務

Q7-8 「地域の実情に応じた方法」とは、具体的にどのような方法を想定しているのか

A7-8「指針第4の2(8)で、被疑者等支援業務においては、身体拘束中又は釈放後の支援を効果的に行うために、規定する手続の方法及び内容等について、検察庁、保護観察所、弁護士会等の関係機関等とあらかじめ協議の上、「**地域の実情に応じた方法**」に適宜変更して実施することとして差し支えないこととしています。

そのため、例えば、更生緊急保護の重点実施の対象とすることの調査がなされていなかった者が、釈放直前に、釈放後に更生緊急保護の申出をする意向が分かった場合等に、関係機関等とあらかじめ協議の上、地域の実情に応じた方法として対応することの申合せ等ができていれば、被疑者等支援業務で対応することは差し支えありません。

ただし、その場合においても、保護観察所の依頼に基づくことや、原則、更生緊急保護の枠組みの中での対応となることに留意してください。

「地域生活定着促進事業に係る質疑応答集」 7 被疑者等支援業務

Q7-6 弁護士との連携強化の促進とは、具体的にどのようなことを想定しているか

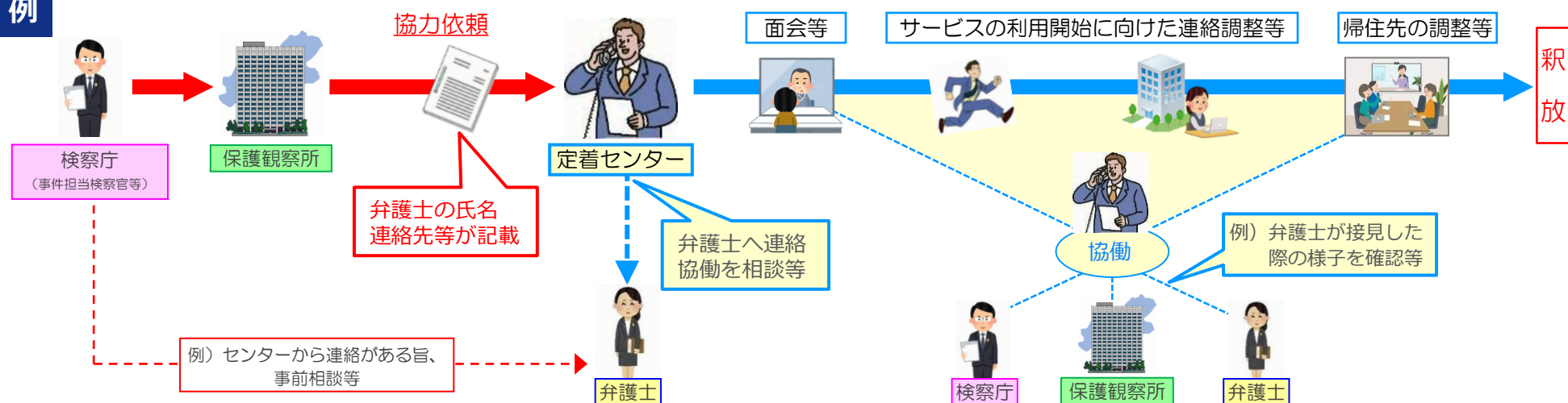
A7-6 弁護士との連携強化の促進とは、従前からの被疑者等支援業務の範囲内において、福祉的な支援を必要とする被疑者等への弁護士による気付き等を生かし、必要な方を更に支援につなげられるようにしていくものです。

具体的には、弁護士と検察庁（事件担当検察官等）が、必要な範囲での協議・確認・調整を行うことで、同業務の対象となる被疑者等を適切に選定していくための連携や、令和4年5月31日付け法務省保観第89号法務省保護局観察課長通知「「検察庁等と保護観察所との連携による起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等について」の一部改正について（通知）」によって、事前相談票に弁護人の氏名や連絡先等が記載されることとなり、弁護士とセンターとの協働も可能となるような連携を想定しています。

なお、被疑者等支援業務では、情状証人としての出廷や更生支援計画の作成等は行わないこととしています。

また、指針第3の3(5)において、「業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心掛けるものとする」としていることを踏まえ、中立性を損なうことがないよう留意してください。

例



Q 7-14 「被疑者等支援業務では、重点実施予定者又は重点実施対象者は更生保護施設等へ必ず帰住しなければならないか。」

A 7-14 「被疑者等支援業務では、釈放までの時間が限られていることから、釈放後の一時的な帰住先として、保護観察所が更生緊急保護により更生保護施設等への入所の事前調整を図っていくケースが多いと思われます。

しかしながら、重点実施予定者又は重点実施対象者等の中には、心身の状況等から更生保護施設等での生活環境が適さない対象者も想定され、そのような場合には、**保護観察所と協議の上、更生保護施設等以外の社会資源を調整することは差し支えありません。**

また、**釈放後に帰住できる住居がある者であっても、訪問、通所による支援の調整が必要である場合には重点実施予定者又は重点実施対象者となることから、保護観察所からこの対象者に係る協力依頼を受けることは想定されます。**

なお、令和3年3月31日付け法務省保観第40号法務省保護局長通達に定められた「更生緊急保護における継続的支援」が実施されるときには、更生保護施設等へ入所しない場合等であっても、保護観察所が更生緊急保護の各種措置を継続的に実施することがあります。

参照) 「検察庁と保護観察所との連携による起訴猶予者等に係る更生緊急保護に重点実施等について」の一部改正について（通知）

令和4年6月7日付け事務連絡 「法務省保護局観察課長通知「更生緊急保護の重点実施について」の一部改正について」

■第2 重点実施の対象

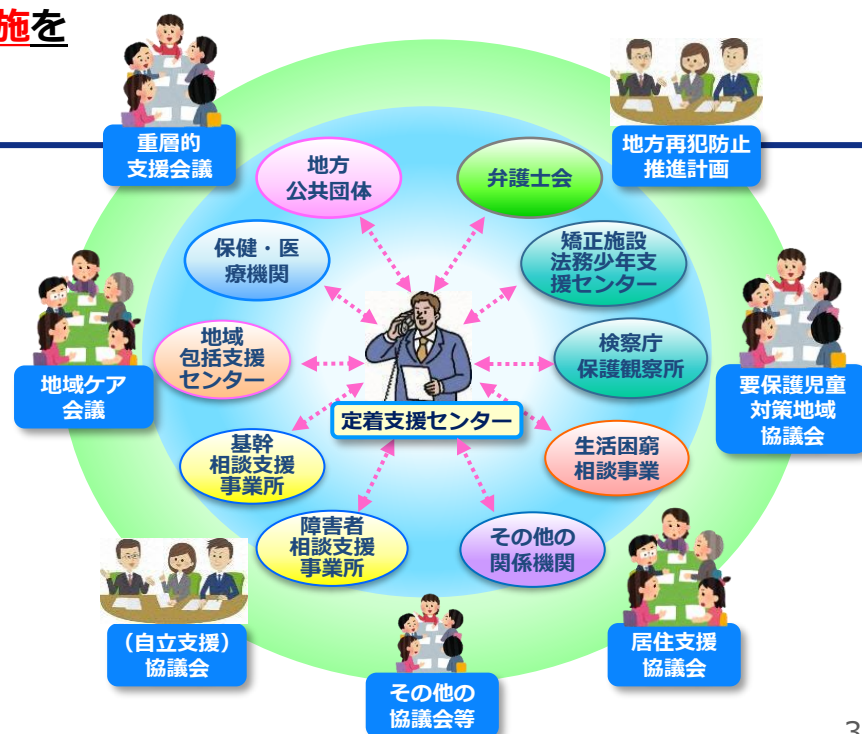
- 重点実施は、起訴猶予処分、懲役若しくは禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け（保護観察に付されるものを除く）、又は罰金若しくは料金の言渡しにより釈放される場合、保護観察所において、更生緊急保護の措置として、**一定の期間重点的な生活指導等を行い、福祉サービス等に係る調整、就労支援等の社会復帰支援をすることが適当である者**に対して行うものとする。

「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」

第3 センターの事業 3 事業の一般原則

(6) そもそも、犯歴の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人に対しては、その真意に沿って、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要である。また、本事業は、限られた社会保障の資源を、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束のために地域とのつながりを失った人に活用し、広域調整によって必要な支援を地域で受けられるようにするものであって、既存の福祉的支援との連携強化を進めることが重要である。そのため、本事業を効率的・重点的に実施する観点から、事業の内容や規模を精査し、適切な業務量を確保するとともに、既存の福祉サービスとの一体的実施や円滑な移行が行われるよう努めるなど、**地域の総合力**を生かした事業実施を行うものとする。

官民協働・多機関連携イメージ



7. 「被疑者等支援業務」の実施状況（速報値）

8. 「被疑者等支援業務」の円滑な実施について ①
— 被疑者等支援業務を円滑に進めていくためのステップ等 —

被疑者等支援業務を円滑に進めていくためのステップ（フェーズⅠ・Ⅱ・Ⅲ）

参考）チェックリスト（実績が多いセンターの取組等を中心に視覚化し、各段階ごとに整理）

- フェーズⅠに該当し、現状、円滑に進んでいなければフェーズⅡの取組を目安にする。
- フェーズⅡに該当し、現状、円滑に進んでいなければフェーズⅢの取組を目安にする。
- フェーズⅢであっても、円滑に進んでいなければ、他の要因等も考えられるため当課の方へご連絡下さい。
- 実績が多いセンターに共通していた要素については、「連携の土壌づくり」として整理。



厚生労働省

現地の要請に応じて、当課もネットワーク会議等に参画する等、サポートをしています。

フェーズⅠ（ネットワークを耕す時期）

- ☐ ネットワーク会議等を実施していない
- ☐ 被疑者等支援業務の依頼がない（極端に少ない）
- ☐ ネットワーク会議等の協議内容や進め方等がよく分からない

フェーズⅡ（連携の種を蒔く時期）

- ☐ ネットワーク会議等を実施している（計画：1～2回程度/年）
- ☐ ネットワーク会議等には、弁護士（弁護士会）は参画していない
- ☐ 弁護士会との協議は、別途、弁護士会と定着センター等のみで実施している
- ☐ 被疑者等支援業務の依頼がある
- ☐ ネットワーク会議等で、事例検討や振り返りを行っている
- ☐ 被疑者等支援業務依頼がない（極端に少ない）

フェーズⅢ（ネットワークを育てる時期）

- ☐ ネットワーク会議等を定期的の実施している（計画：3回以上/年）
- ☐ 担当者レベルでも随時顔を合わせている（各機関の担当、サブ担当を決めている等）
- ☐ ネットワーク会議等には弁護士も参画して、一堂に介した協議を実施している
- ☐ 弁護士個人ではなく、弁護士会として弁護士が参画している。（弁護士会の理解・協力）
- ☐ ネットワーク会議等で、釈放されたケースの経過報告等（フィードバック）を行っている
- ☐ ネットワーク会議等の参加機関を、関連する機関等にも広げて実施している（拘置所等）
- ☐ 被疑者等支援業務の依頼数が増えてきた
- ☐ 主たる機関同士で勉強会等を実施している
- ☐ 被疑者等支援業務の依頼がない（極端に少ない）

（参考）実績が多いセンターに共通していた要素（連携の土壌づくり —— 出口支援・入口支援に共通した取組 —— ）

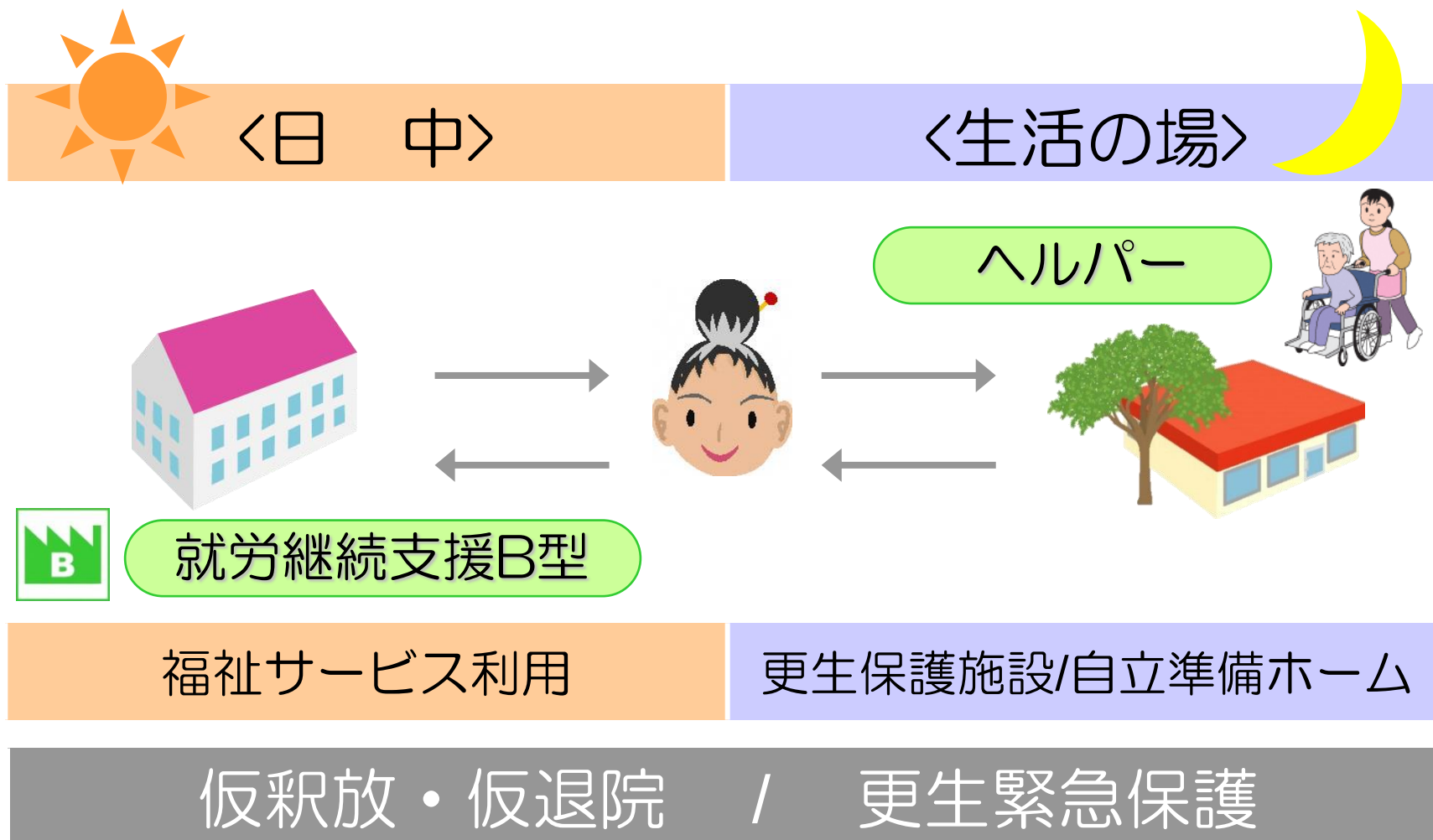
- ☐ 保護観察所等と定着センターとの相談や依頼の垣根が低い（支援導入のストライクゾーンが大きい）
- ☐ 保護観察所と定着センターとの協働関係を育むような取組がある（Give & Takeの関係性づくり）

※詳細については別スライド参照

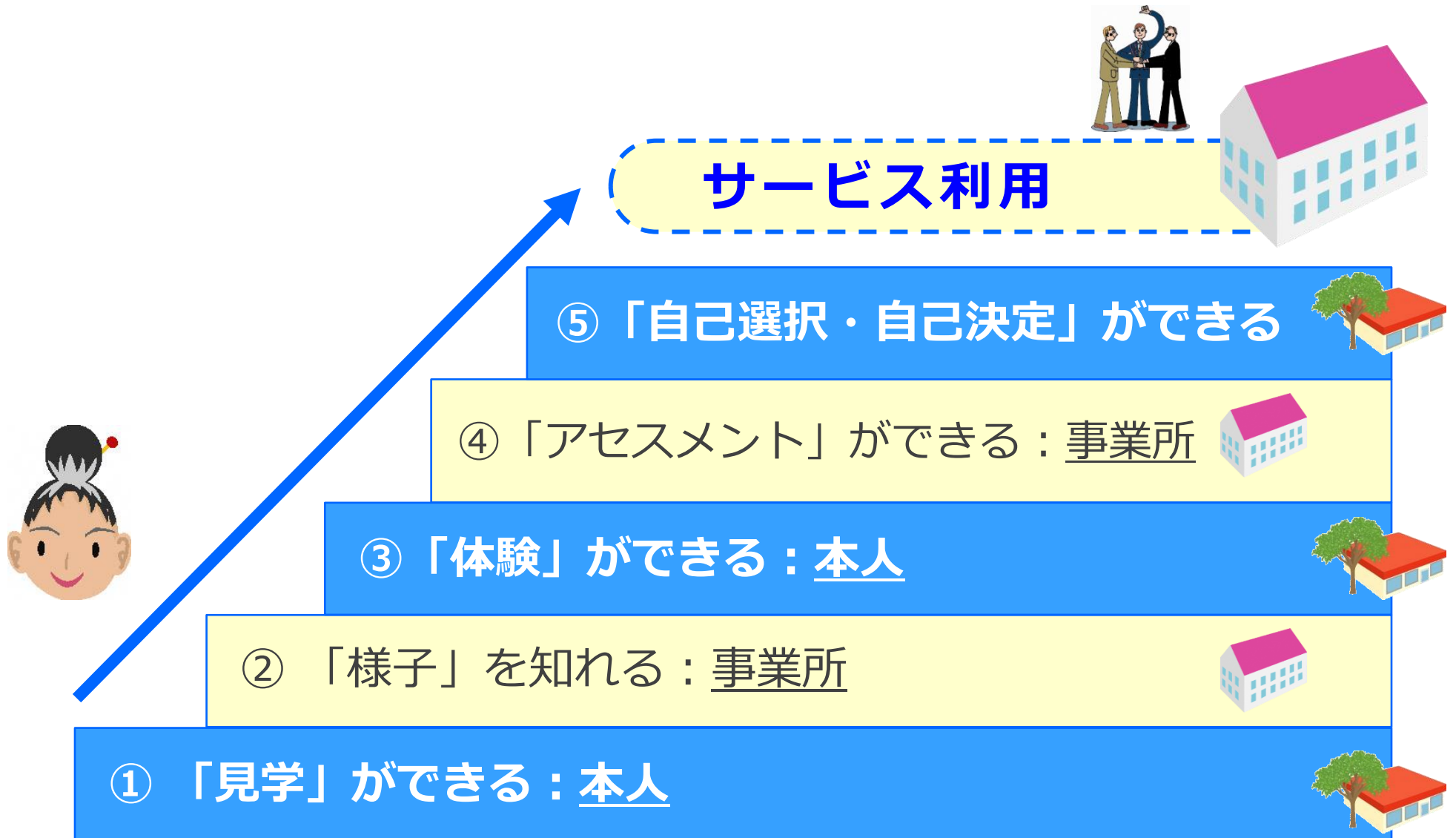
9. 「被疑者等支援業務」の円滑な実施について ②
— 更生保護施設/自立準備ホームとの連携 —

ソフトランディングを可能にした

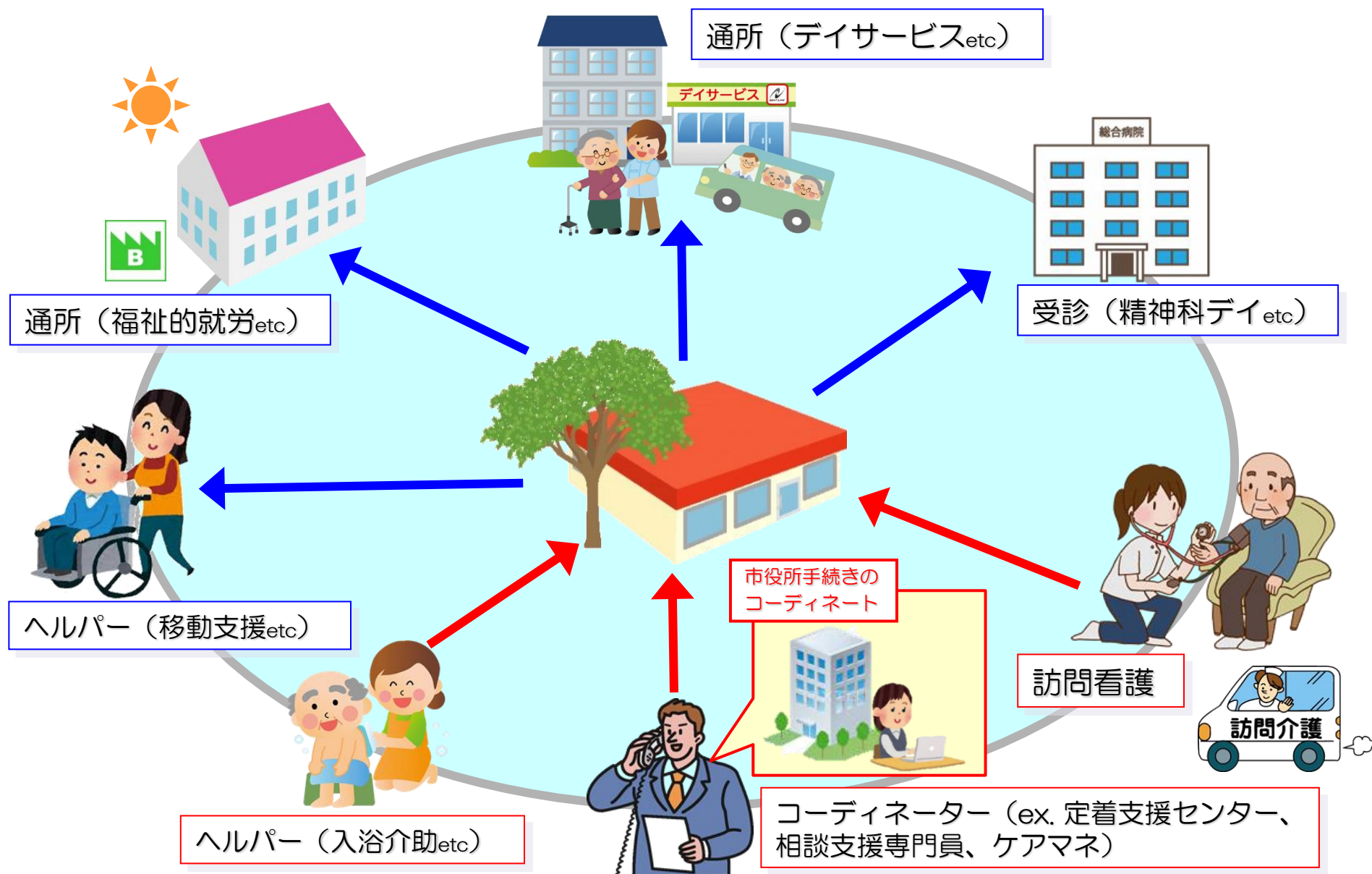
「更生保護施設/自立準備ホーム」と「福祉」との連携モデル



『地域生活』を見据えた – Small step –



『更生保護施設/自立準備ホーム』を地域の資源で包み込む



1. 多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）

→令和3年3月31日付

厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、
厚生労働省老健局長 連名通知

2. 福祉サービス事業所等を自立準備ホームとして活用する場合の取扱いについて（事務連絡）

→令和3年9月17日付

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 地域共生社会推進室

地域生活定着支援センターとの連携強化事業（地域生活支援事業）

【事業目的】 障害者等が、矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。）、留置施設等（以下「矯正施設等」という。）からの退所後に実際に生活を営もうとする市町村等において、円滑に福祉サービス等を利用できるよう、市町村等が地域生活定着支援センターとの連携をより促進することにより、地域における支援体制の強化を図ることを目的とする。

事業内容

（ア）地域生活定着支援センターとの連携による相談支援事業所等の利用調整

→ 地域生活定着支援センターからの依頼に応じ、同センターとの連携のもと、対象者の意向、状態等を勘案して地域の相談支援事業所及び障害その他福祉サービス事業所等の円滑な利用に向けた対象者や地域生活定着支援センターとの調整

（イ）事業所等の後方支援

→ 対象者を受け入れた事業所等に対して、事業所独自では解決困難な課題の解決を図る等のための後方支援（コンサルテーション）

（ウ）支援者の育成、社会資源の開発

→ 矯正施設等退所者への対応に関して専門性、ノウハウを有する事業所等、支援者の育成のための取組及び受入が可能な事業所等の増加に向けた取組、地域生活定着支援センターとの定期的な協議・情報交換の実施等

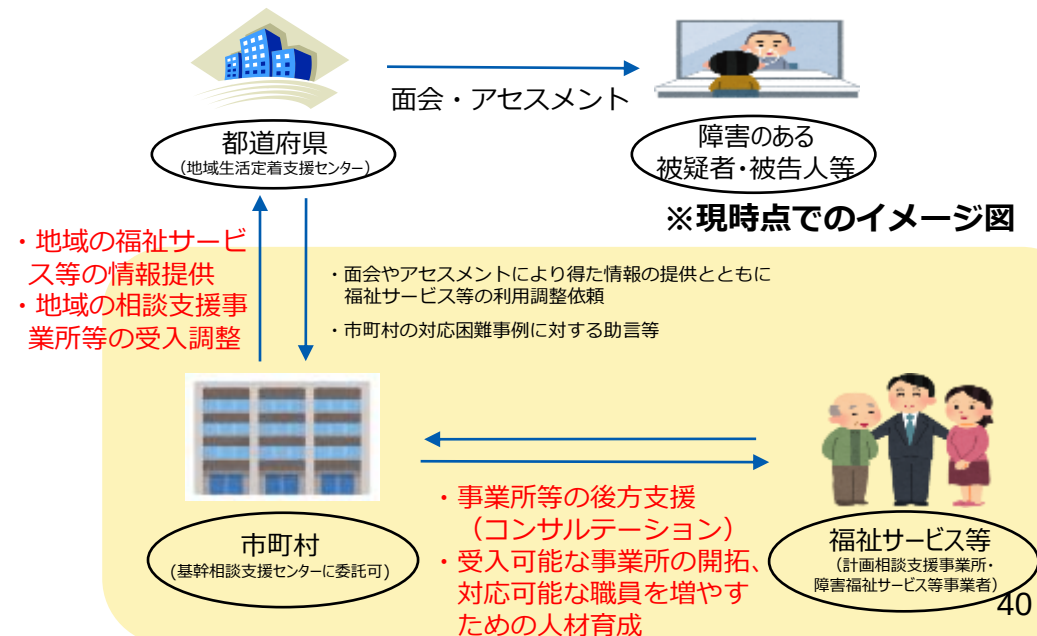
実施主体

市町村、特別区、一部組合及び広域連合とする（基幹相談支援センター及び本事業を適切に実施できると認める団体等に委託可）

事業内容（ア）の対象者

次に掲げる者で、障害を有するために、福祉的な支援を必要とする者であって、地域生活定着支援センターから相談支援事業所等への利用調整の依頼があった者。

- ・ 矯正施設退所予定者及び退所者
- ・ 身体を拘束された被疑者又は被告人及び起訴猶予の処分を受けた者、罰金若しくは科料の言渡しを受けた者又は刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者
- ・ その他、市町村等が必要と認める者



10. 今後の展望（被疑者等支援業務）と
振り返り（特別調整等の事業化当時からの軌跡）

新たな業務として位置づけられたことで生まれた成果等（被疑者等支援業務）

＜被疑者等支援業務 実施自治体数＞ 令和3年度：36自治体
令和4年度：45自治体

参考）各地の実例

1. 一堂に会する協議の実施（ネットワーク会議等）

- 検察庁、弁護士会、保護観察所、都道府県、定着センターが同じテーブルで、協議・検討できる場が出来た。
- 更生保護施設、拘置所、少年鑑別所、社会福祉士会等、地域の実情に応じて参画する機関等を増やしている。
(地域のネットワーク構築)

2. 定着支援センターへの便宜等

- 支援対象者に係る情報が得やすくなった。
(受刑中のIQ、生活歴等)
- 勾留中の面会に対する配慮が得やすくなった。
(面会場所・時間等)

3. 切れ目ない支援の実現

- 実刑判決にはなったが、その後、特別調整対象者として初めて福祉的支援に繋がり、支援を継続している。

4. センターの業務として位置づけられたことで生まれた多様な“出会い”

- これまでは入口支援を実施していなかった中で、実務の中で、検察官や弁護士等との出会いが増えた。
- 重層的支援体制整備事業や、再犯防止推進の取組、居住支援法人等といった官民協働の支援を描きやすくなった。
(多様な出会い)



特別調整等（出口支援）の事業化当時からの軌跡

— 振り返り —

実践の中で“**出会い**”を重ねたことで、
変化し・進化し・深化してきたことで得られた**現在地**（現在の特別調整等による支援等）

参考）事業化当時から変化してきたもの

Q. 定着支援センターが全都道府県に設置されるまでには…

Q. 特別調整等の依頼時の情報量は…

Q. 矯正施設での面接や連携等は…

Q. 出所時の服薬や医療情報等は…

Q. 住まい探しは…

Q. 自治体との連携等は…

Q. 福祉や地域社会の理解等は…

「被疑者等支援業務」を
新たな“出会い”を
重ねるきっかけに



罪を犯した高齢者・障害者等の現状と 支援におけるアセスメント



全国地域生活定着支援センター協議会
令和4年度 中四国ブロック専門研修会
2023年1月

水藤 昌彦
山口県立大学
masa.mizuto1@mac.com

この講義のねらい

地域生活定着支援センターにおける、

①アセスメントと対象者とのかかわり

②それに関する参加者からの質問

について考える。



1. アセスメント・かかわりの要点

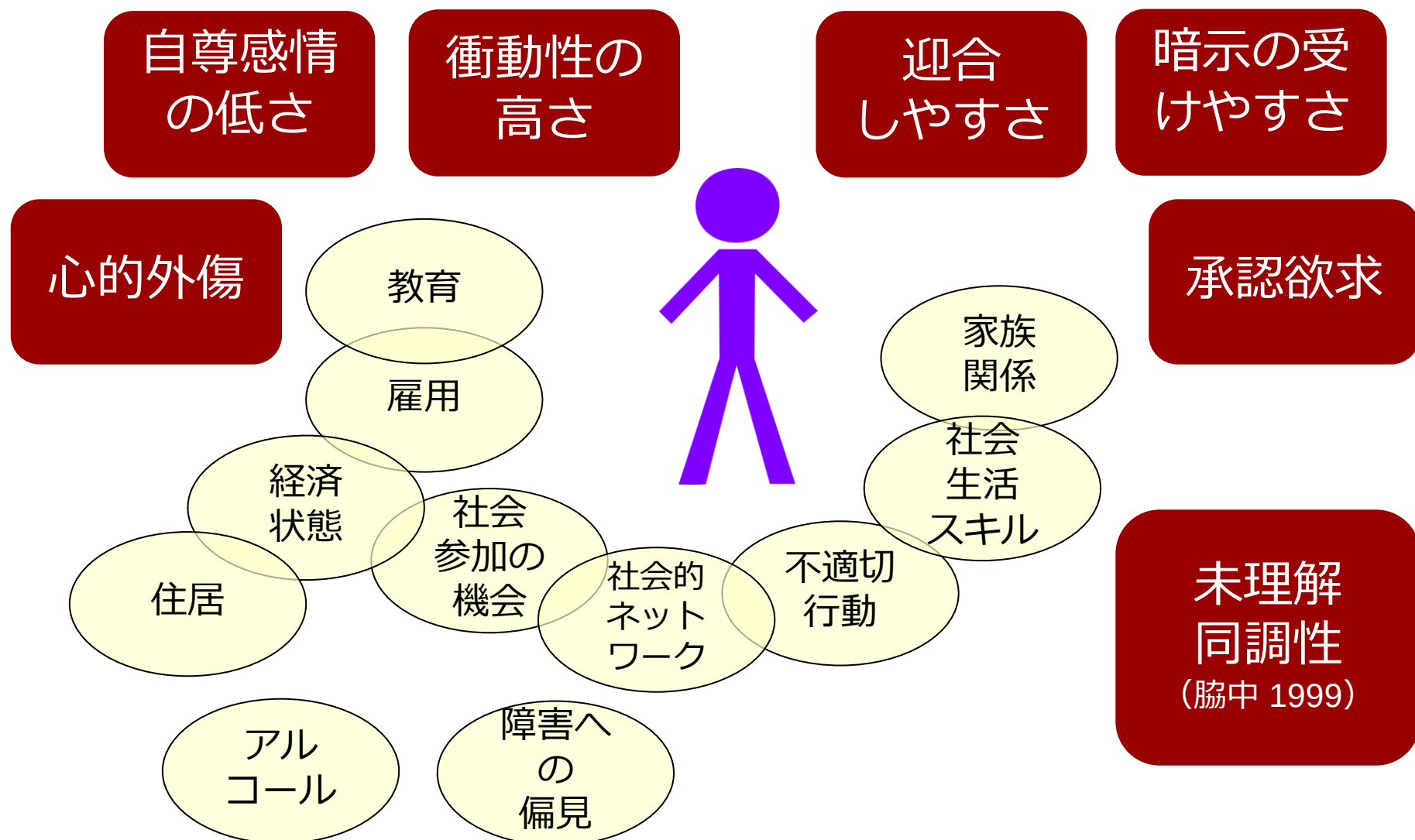
アセスメント・かかわりの要点

- ① 犯罪行為自体よりも、背景要因に目を向ける
- ② 当事者をよりよく理解するための5つの視点
- ③ リスク対応／生活の質向上の相互補完モデル
- ④ 関係性の問題：
そだちを剥奪された結果としての反応や行動
- ⑤ 振り子運動モデル

① 犯罪行為自体よりも、背景要因に目を向ける

- 罪名 = 刑事手続の重要情報に過ぎない
- **行為に至る経緯・背景**にある社会的孤立・生きづらさ・認知などに目を向ける必要 → 本人が犯罪をしなくていい生活 → **結果としての再犯防止**
- **社会経済・心理的要因によるプレッシャー仮説**
 - 「**社会経済・心理的に不利な状況**」が重なり、関係
 - その影響で**犯罪行為に至るプレッシャー**を高める
 - 障害によって不利な状況がより先鋭化、影響が深刻化

社会経済・心理的なプレッシャーの具体例



(NSW Law Reform Commission 1996; Cockram, 2005 をもとに作成・一部改変)

未理解同調性

- 前提 1 : 人は経験から学習する
- 前提 2 : 人は「うまく」できる状態を好む
- 人は置かれた状況に適応しようとする存在
- 適応するためには状況の理解が必要
- 理解がしにくい → 自分なりの適応行動をとる
- 結果 : (じゅうぶんに) **理解していないが、同調する**

支援者の理解が不十分であると...

- 故意・悪意でやっている、やる気がないなどの**誤解**
- 本人への**過剰な期待**

発達障害の二次障害としての非行

一次障害

発達障害

家族の
孤立

否定的・指導的
関わりの連続

育てにくさ

失敗・挫折の連続

情緒不安定

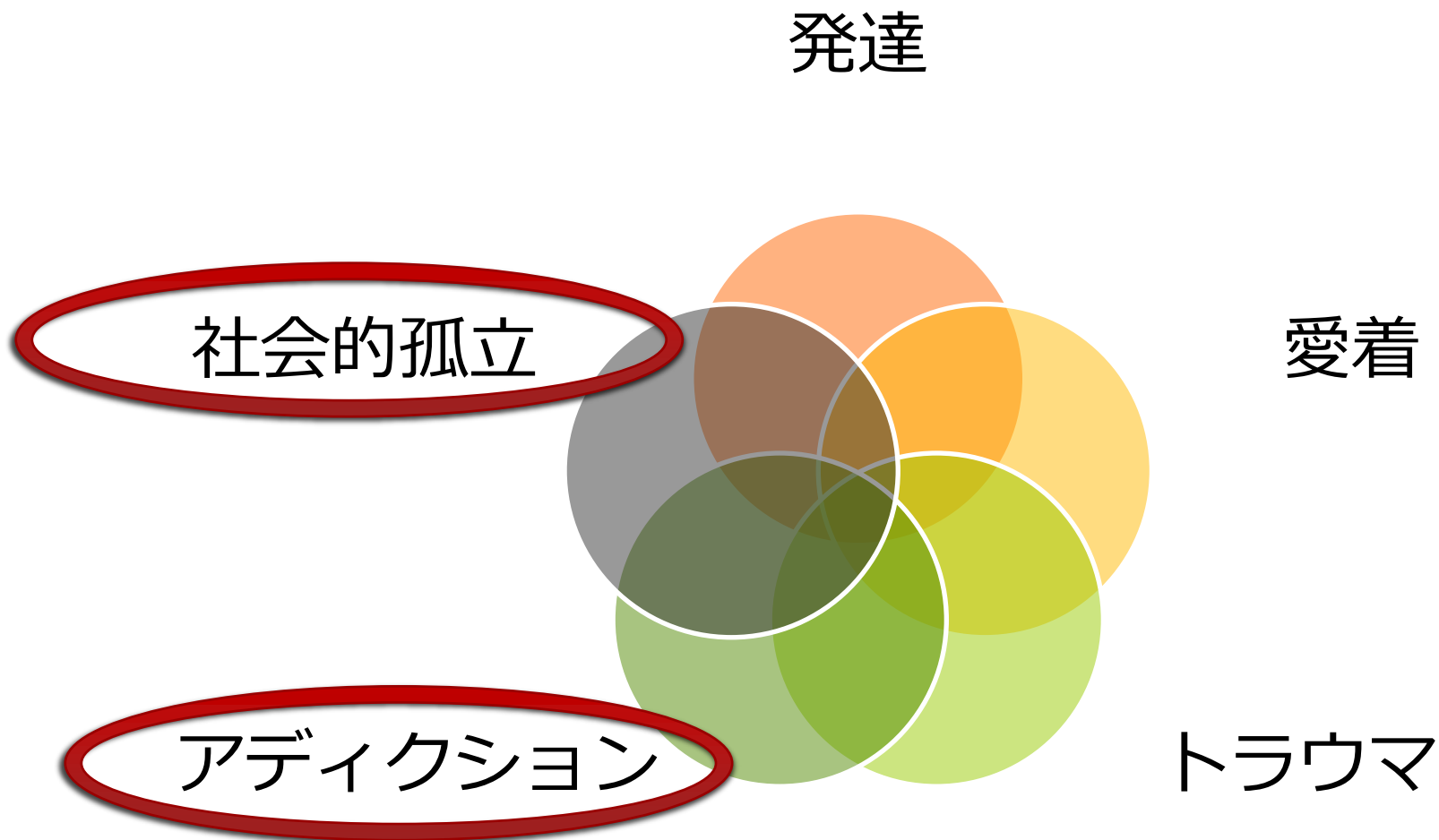
自己肯定感・
自己効力感の
欠如

二次障害

行動・感情のゆがみ

(小栗 2010をもとに一部改変)

② 当事者をよりよく理解するための5つの視点



アディクションの基礎知識

➤ ある特定の物質（アルコールや薬物など）、行動（ギャンブルなど）に「のめり込む」「はまる」こと

→もともと習慣的であった行動が自分の意思でうまくコントロールできなくなる状態 = ✕ 意志・性格・嗜好の問題

→習慣的物質使用・行動による脳や心、体の機能変化が原因

→脳の報酬系への刺激 + 耐性と離脱症状

➤ 三類型：物質・行為（プロセス）・関係

➤ メカニズム

①本人が対処に困難を感じている状況を緩和しようとして特定の物質使用・行動に至る →②習慣化 →③耐性 →④使用や行動の量・頻度の増加／離脱症状の緩和のための再使用・行動の再開

（市川 2021）

依存症の「自己治療仮説」

- 1985年に心理学者カンツィアンが提唱
- 「人が依存症になるのは、無意識のうちに自分の抱える困難や苦痛を一時的に緩和するのに役立つ物質を選択した結果であり、究極の『自己治療』である」
- 過去の苦痛に満ちた経験と、現在における物質使用・乱用とを意味あるかたちで結びつける概念

エドワード・J・カンツィアン、マーク・J・アルバニーズ（松本俊彦訳）『人はなぜ依存症になるのかー自己治療としてのアディクション』（星和書店、2013年）

➤ アディクションからの回復は、単なる物質使用・行動の中断ではなく、生きづらさ・社会的孤立の解消

= 「全人的ニーズの充足」

➤ 孤立からの脱却とつながりの再生のための継続的な過程

→この過程を通じて、自己の肯定・尊厳を取り戻すことが重要

(市川 2021)

社会的孤立：世の中のイメージと「暗い森の話」

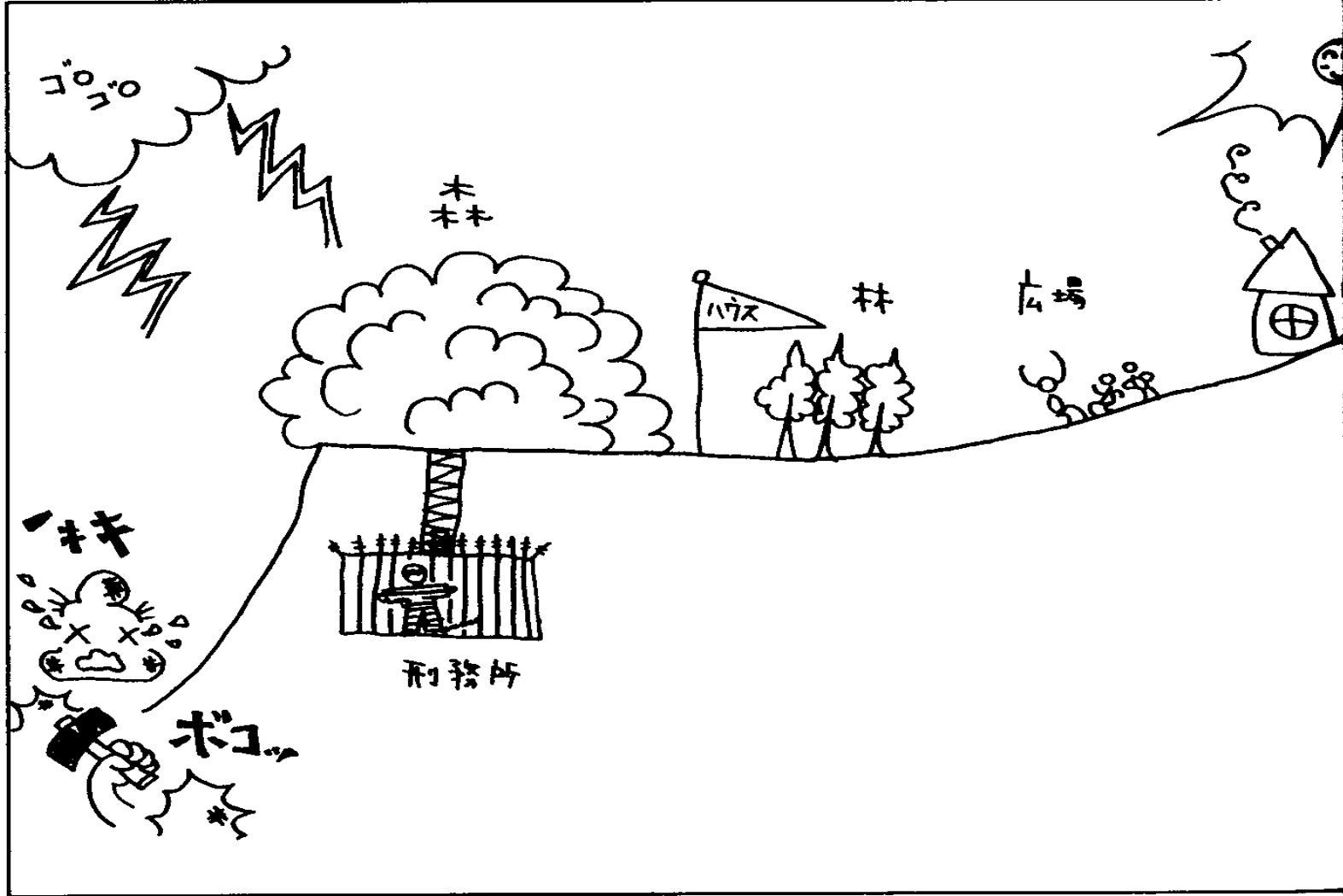
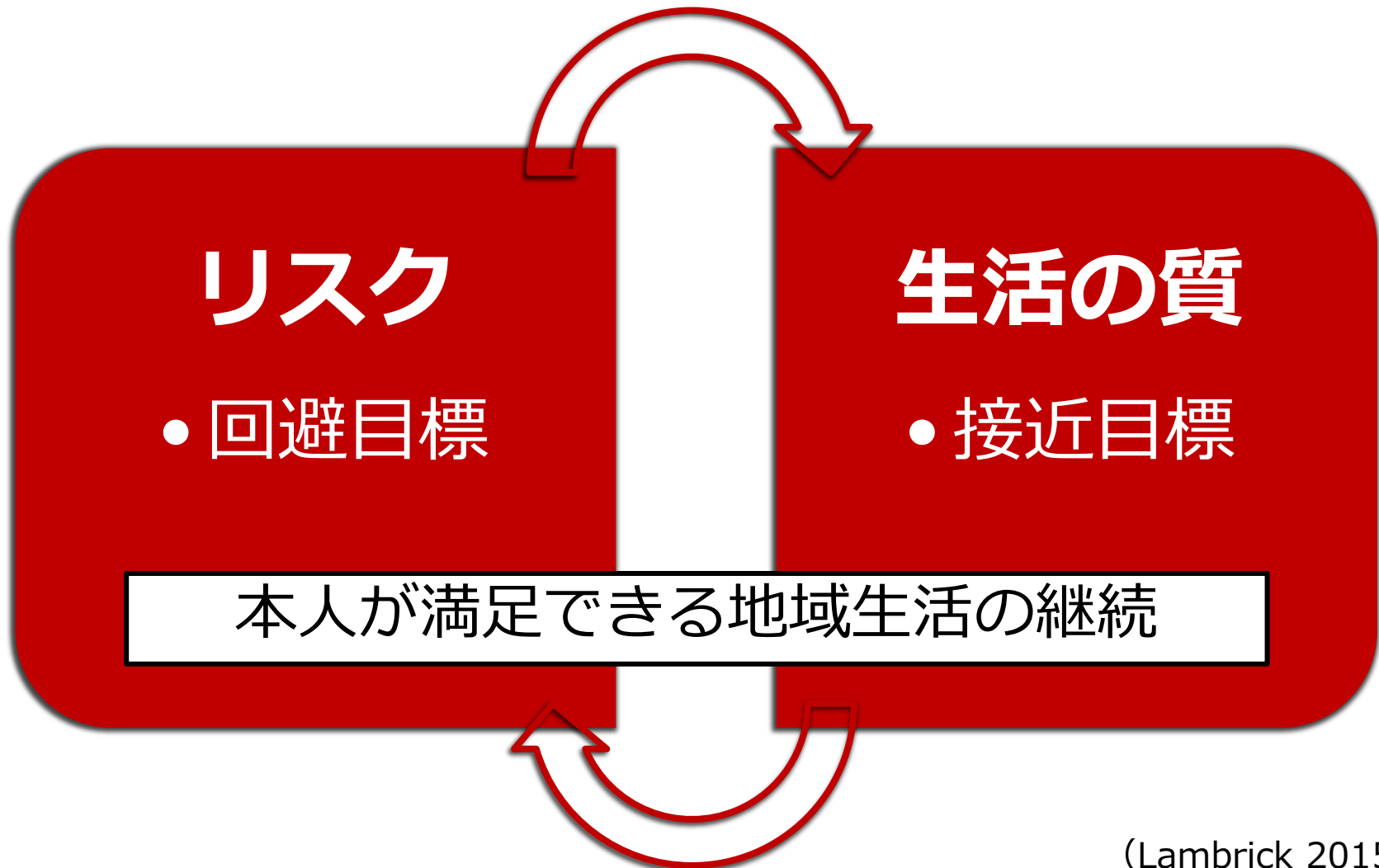


図2 世の中のイメージ

(上岡陽江『生きのびるための犯罪(みち)』(イーストプレス、2012年) 123頁)

③ リスク対応／生活の質向上の相互補完モデル



(Lambrick 2015)

生活の質の向上：「よき人生モデル（Good Lives Model）」

『**人生目標**（人間の中核となる基本財、幸、goods）』という考え方

人は『**人生目標**』を達成することを求める生き物



目標を達成する能力・手段が限られているとき



それでも目標を達成しようとする

⇒犯罪に至る**プレッシャー**が高まる

「人生目標」とは？

- ① 暮らし：生活することと生き延びること
- ② 知識：学ぶことと知ること
- ③ 仕事と遊びに熟達すること
- ④ 自己選択と自立
- ⑤ 心の平穏
- ⑥ 人間関係や友情
- ⑦ コミュニティ：集団に属すること
- ⑧ 精神性：人生に意味を見出すこと
- ⑨ 幸せ
- ⑩ 創造性

（訳語の出典：P. M. イエーツ・D. S. プレスコット（藤岡淳子監訳）『グッドライフ・モデル』（誠信書房、2013年））

④ 関係性の問題：そだちを剥奪された結果としての反応や行動

- 心を閉ざす、反抗するなどの反応
- **学習性無力感**
 - 【思考】 どうせ自分なんて・無理だから・
他人には期待しない・いつも変わらない
 - 【行動】 反抗する・支援を拒む・逃げる
- 「困った」と言えない → 相談しない／相談できない
- **受動的攻撃性** → 無視・皮肉・遅延・妨害・サボタージュ
- 問題解決の方法を柔軟に考えられない
 - 例「こうあるべき」「これしかない」という硬い思考の枠組み



基本的にはつき合いづらい人

そだちを剥奪された人との支援関係

➤ 学習性無力感にどう対応するか？

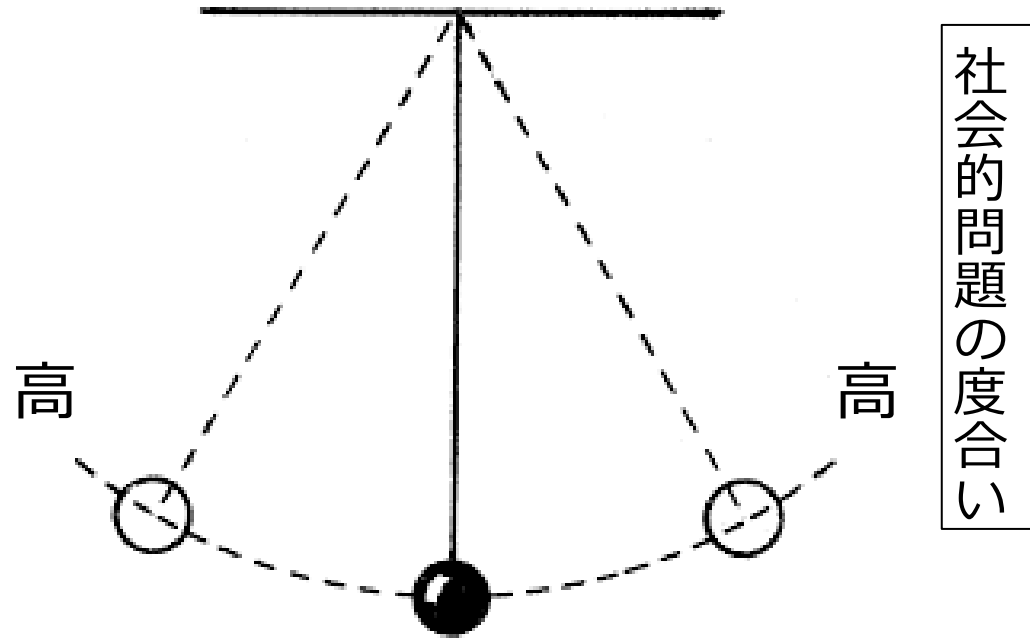
- ✓ 期待しすぎず、絶望しない
- ✓ 学習性無力感を支援者が感じないようにする
- ✓ 要求水準をどこに設定すべきかを意識する

「あせらず、あきらめず、あてにせず」

➤ 反抗をどう理解し、対応するか？

- ✓ 対決 = 反抗する人・抑え込もうとする人という役割
→ 行動が反復、固着することに
- ✓ 問題行動 = ×抑え込む対象、○その人が主張し、問題を起こしながら成長していく機会

⑤ 振り子運動モデル



- 非行・犯罪行為の繰り返し「振り子運動」＝**離脱には時間がかかる**
- 振り子運動を**徐々に終息させるイメージ**
- 管理・制限・制裁による対応＝振り子を無理に静止させる
- 微罪累犯に適用可能／対人加害行為・重大事犯には不適切

2. 参加者から寄せられた質問について 考える



① 刑務所に収容されているあいだの意思疎通の問題

- 面接時に本人の「本心」が分かりにくい
- 入所施設に対するイメージが理想的になり過ぎる
- 釈放後に本人の様子が変わる



- ✓ 大前提：**受刑中は「世を忍ぶ、仮の姿」**
- ✓ 釈放後、本人の様子は変化して当然と考える
- ✓ 「刑務官とは違う役割の人」とはっきり伝える
- ✓ 相手から自分がどう見えているか、を意識する
- ✓ 釈放後、改めて意思確認をする
- ✓ もともと、意思決定は苦手、経験が少ない
- ✓ 「リハビリ」には時間がかかる

① 刑務所に収容されているあいだの意思疎通の問題

➤ 矯正施設収容を生活経験の視点から捉える

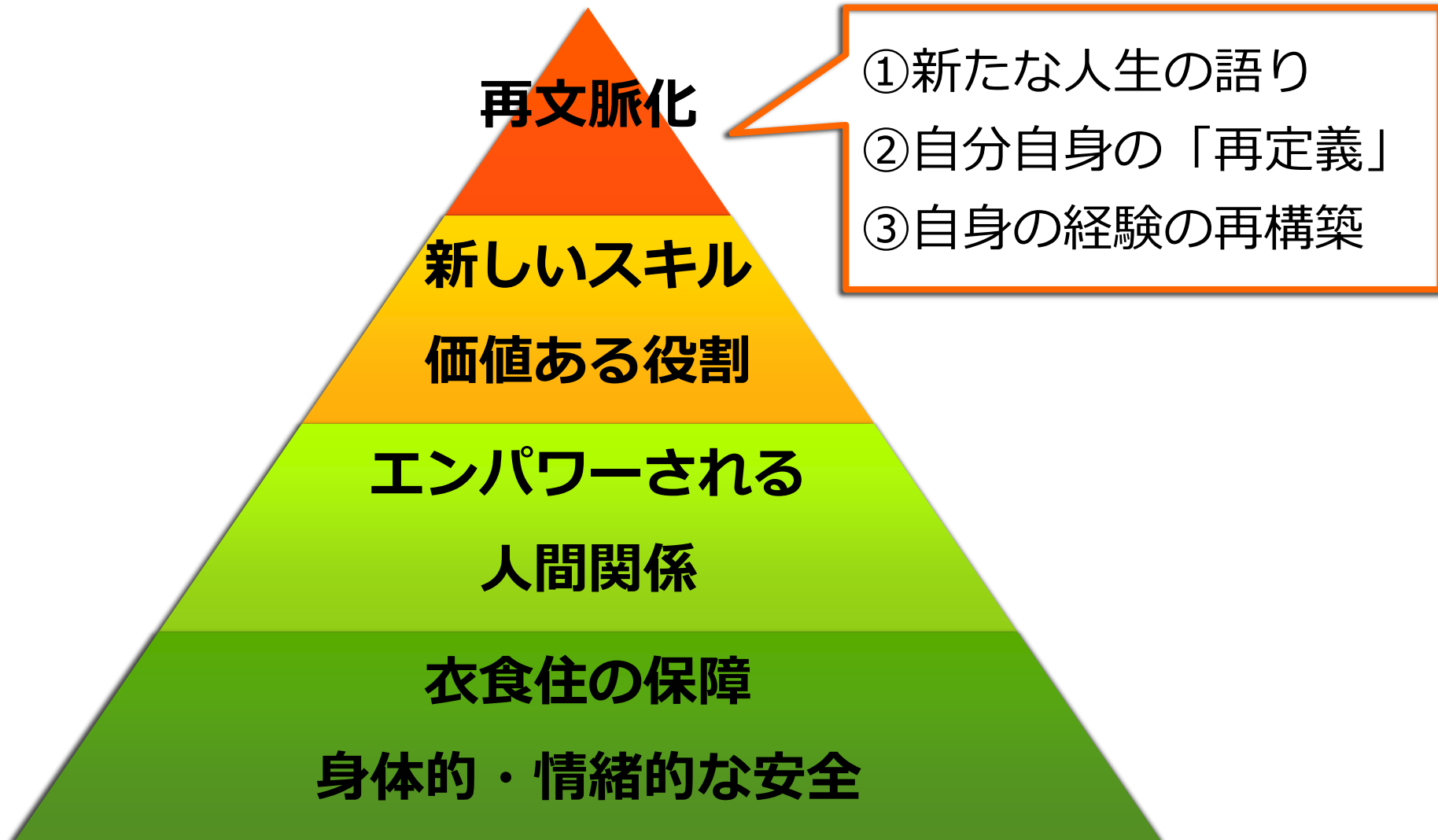
- ✓ 「全制施設」：①時間で行動が決まっており、②集団行動が求められ、③刑務官の指示に従い、④統制された行動が求められる
- ✓ 刑罰執行の場：「保安と規律の維持」が大前提
- ✓ 少人数の刑務官が武装せずに勤務
- ✓ 行動統制が厳しくなる → **「他律的」になりがち**
- ✓ 選択の機会が極端に少ない（金銭管理、調理、衣類、活動、人づきあいなど） → **生活スキルへの悪影響**
- ✓ 自分のことをふり返る機会は...

受刑体験のある当事者から学ぶ

- 五十嵐弘志『人生を変える出会いのカー闇から光へ』（ドン・ボスコ社、2016年）
- 野田詠氏『私を代わりに刑務所に入れてくださいー非行少年から更生支援者へ』（いのちのことば社、2015年）
- 吉岡利夫著・上田勇監修『塀の中のキリストーエン・クリストオの者への道』（ヨベル、2015年）
- NPO法人マザーハウスのウェブサイト
→「発行物」のページに『収容者が社会復帰後にのぞむ支援はどのようなものか』『刑務所の暮らし』掲載



アイデンティティ 転換の過程 (Veysey 2015)



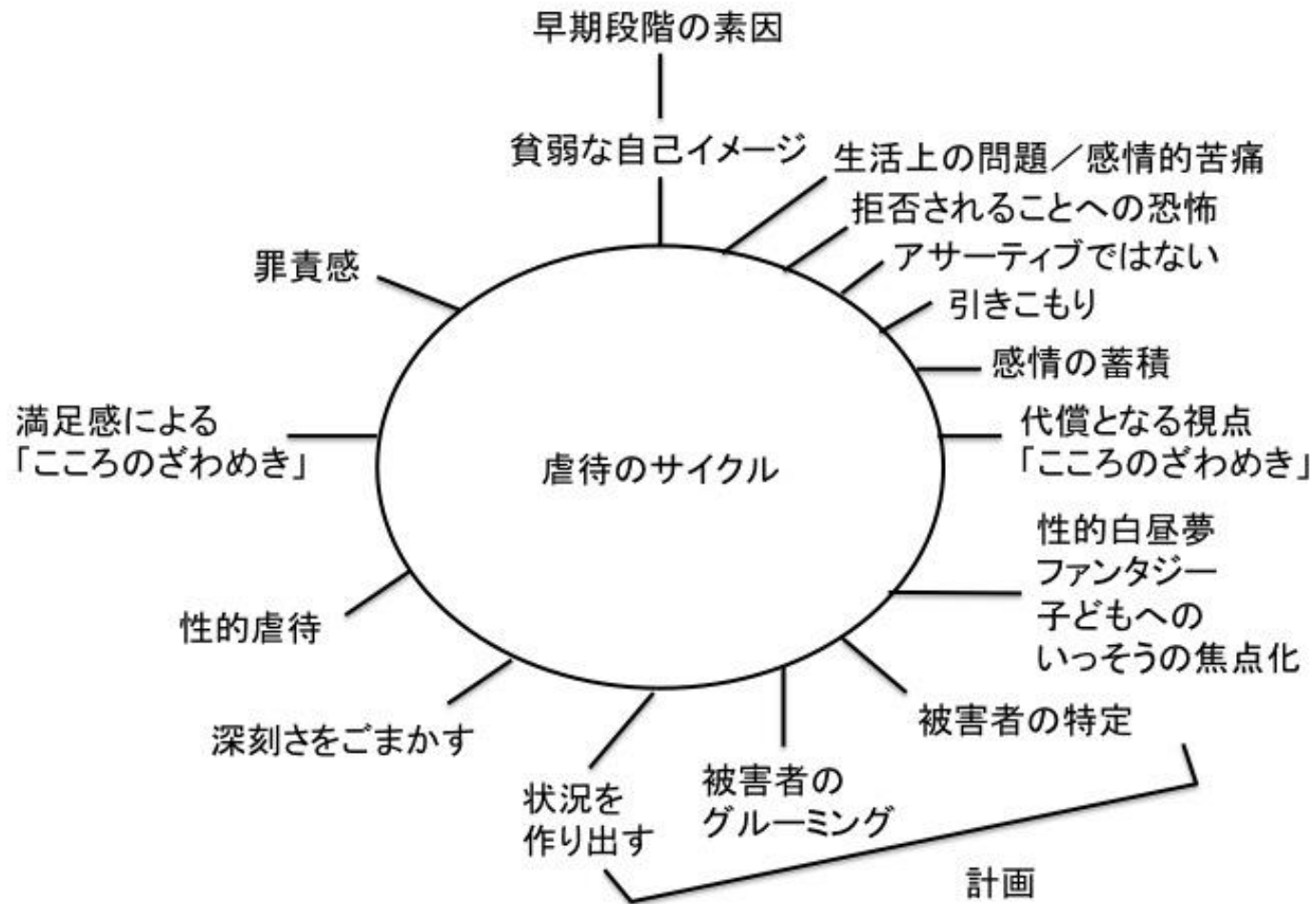
② 被疑者等支援における本人とのコミュニケーション

- 事件処理が進行中：刑事手続上の結論が出ていない状態
 - ・ 本人の心理状態が複雑 → 自己決定が難しいことも
 - ・ 身体的自由が拘束されている事件は、拘禁による影響
 - ・ 身体的自由が拘束されている事件は、手続の各段階での時間制約 → 処分決定前に「何を」「どこまで」
- 対審構造のなかにいる本人とかわる
 - ・ 訴追する検察官／防御する被告人・弁護人
 - ・ 中立の立場から判断する裁判官
- 釈放後のフォローアップの重要性・難しさ

③ 「なぜ、その犯罪をしてしまったのか？」の聞き方

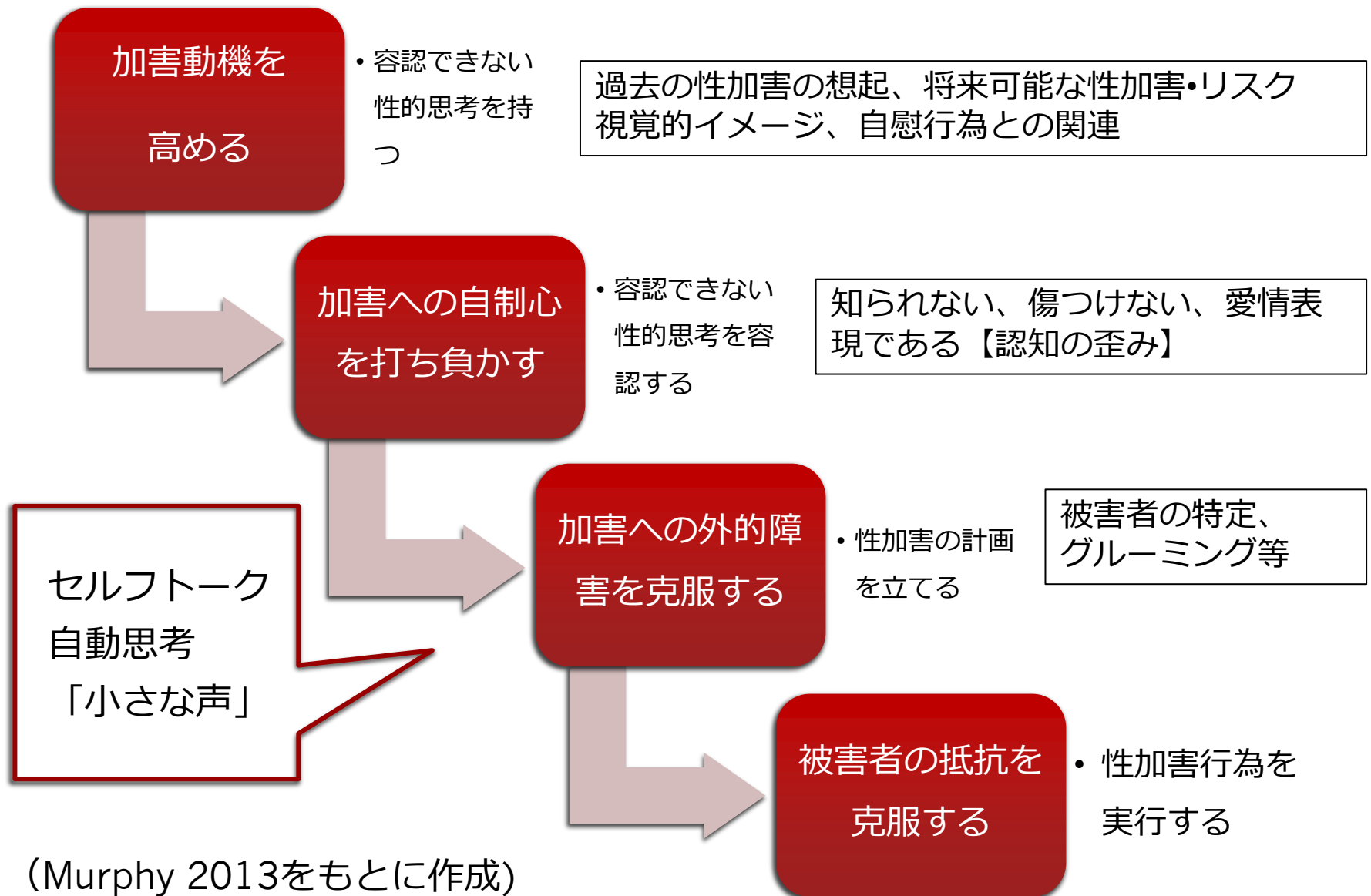
- 言いたくない、隠したい、という感覚は重要
- 「本人と向き合う」ことを支援者が自覚する
- 目的を明らかにする：同じような行為をしなくても生活で
きる方法を一緒に考えたい → 「問題の外在化」
- 責めない、あきれない、怒らない、説教もしない
- 守秘義務・記録について明示的に説明する
- 「なぜ」を聞くのは意味があるのか？
- リスク評価・対応は必要だが、全面に出さない
- 性加害行為の犯罪サイクルについての正しい知識を持つ：
「支配・コントロールの手段としての性加害行為」

Wolf (1988)による子どもへの性犯罪行為サイクル



(Murphy 2013)

Finkelhor (1984)による性加害モデル





さらに情報入手したい場合...

独立行政法人国立のぞみの園

「知的障害のある犯罪行為者への支援を学ぶ研修会」（オンデマンド）

【初級編】 【中級編】 【上級編】 を無料配信中

「Ⅰ 刑事司法」 「Ⅱ 対象者理解」 「Ⅲ 支援者としてのあり方」

★ 「国立のぞみの園 研修」で検索

★ 実践者研修「トラウマインフォームドケアと組織マネジメント」もオンデマンド配信中

よりそいネットおおさか（大阪府地域生活定着支援センター受託法人）

「よりそい専門研修会：刑事司法と対人援助を学ぶ」（オンデマンド・オンライン）

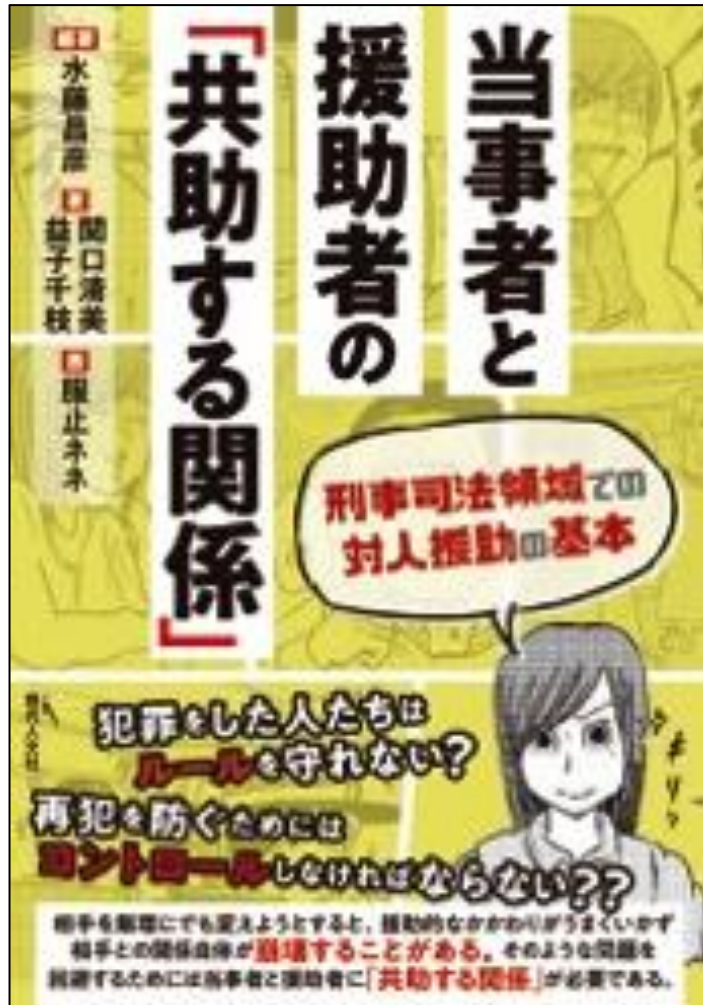
無料講演・対談・講義（7テーマ）・事例検討会の組み合わせ

★ 「よりそい 専門研修」で検索

文献の紹介：刑事司法・少年司法の基礎知識



一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編『刑事司法と福祉』（中央法規、2021年）



『当事者と援助者の「共助する関係」——刑事司法領域での対人援助の基本』（現代人文社、2020年）



『更生支援計画をつくる——罪に問われた障害がある人への支援』（現代人文社、2016年）

国立のぞみの園

「理論と実践で学ぶ知的障害のある犯罪行為者への支援」

目次

理論編

第1章 知的障害のある犯罪行為者への支援の必要性

第2章 知的障害と犯罪の関係

第3章 知的障害と犯罪行為を理解するためのアセスメント

第4章 障害者福祉による介入・支援にあたっての要点

実践編

第1章 矯正施設退所に向けた支援期

第2章 矯正施設退所直後からの支援期

第3章 地域生活を継続するための支援期

事例

★ウェブサイトより注文可能。1,500円（税・送料込み）

鳥取県地域生活定着支援センター の歩み



鳥取県地域生活定着支援センター
相談支援員 清水 恵

母体法人：一般社団法人とっとり東部 権利擁護支援センターとは

①成年後見部門

(愛称：アドサポセンターとっとり)

…成年後見のセーフティネットとしての鳥取県東部の法人
後見等を実施。

○相談支援員として社会福祉士 3 名、事務員 2 名

②LSW (Legal SocialWork) 部門

…地域生活定着支援センターにて、鳥取県全域の罪を犯
した高齢者・障がい者等の福祉的支援を実施。

○センター長として弁護士1名、相談支援員として社会福祉士
4 名、事務員 1 名

私たちの歩み

H30年6月～

鳥取県社会生活 自立支援センター

- 法務省のモデル事業
- 鳥取県で初めて正式に
入口支援開始
- 定着支援センターは別
法人が運営

R1年
鳥取県地域生活定
着支援センターの
プロポーザル参加

令和2年4月～

鳥取県地域生活定着 支援センター

受託

- 社会生活自立支援セン
ターは3年目の年。
- 入口支援も出口支援
も同じ法人でスタート！

令和3年4月～

被疑者等支援業務 開始。

- 社会生活自立支援セン
ターは定着支援センター
へ吸収。
- 入口支援も出口支援
も同じ法人・同じセン
ター名でスタート！

《 想い 》

- 入口支援と出口支援が、
別法人・別センター名で、
混乱を招いている。
- 入口支援から実刑になった対
象者もあり、引継ぎが
シームレスにできるとい
いの。

私たちの葛藤

H30年6月～

鳥取県社会生活 自立支援センター

- 法務省のモデル事業
- 鳥取県で初めて正式に
入口支援開始
- 定着支援センターは別
法人が運営

R元年
鳥取県地域生活定
着支援センターの
プロポーザル参加

令和2年4月～

鳥取県地域生活定着 支援センター

受託

- 社会生活自立支援セン
ターは3年目の年。
- 入口支援も出口支援
も同じ法人でスタート！

令和3年4月～

被疑者等支援業務 開始。

- 社会生活自立支援セン
ターは定着支援センター
へ吸収。
- 入口支援も出口支援
も同じ法人・同じセン
ター名でスタート！

《悩み》 

入口支援には慣れている
が、なかなか特別調整
に慣れない。

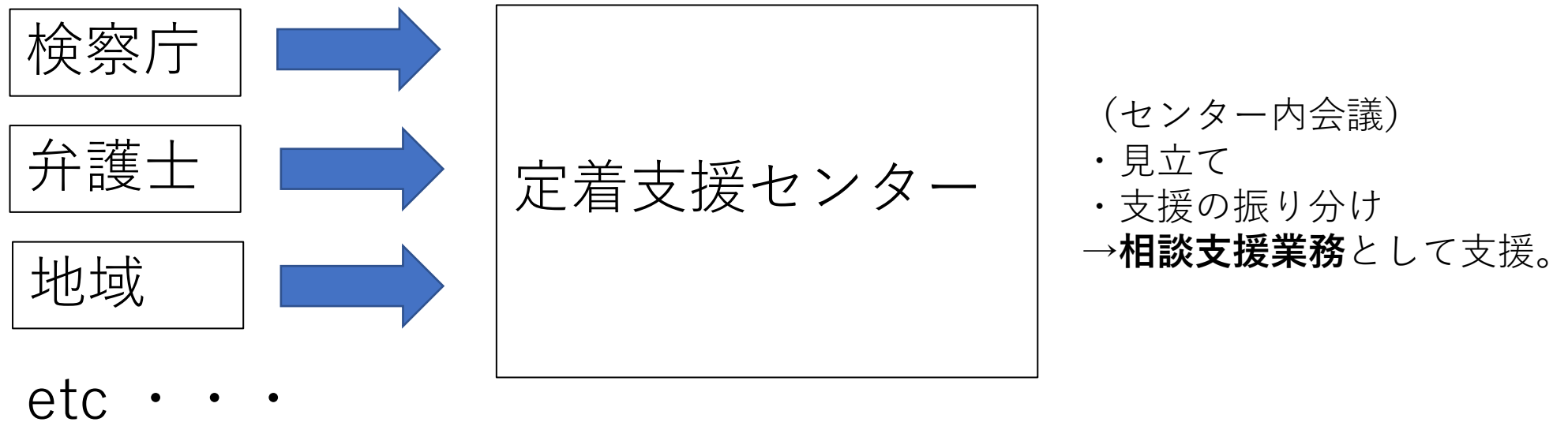
《混乱》  ?

今までの入口支援は関係機関から直接依頼（次
ページ参考①へ）があり、特別調整の保護観察所
からの依頼というシステムにもまだ慣れていない。

→保護観察所からの依頼で始まる入口支援に
混乱。

※鳥取地方検察庁、鳥取保護観察所も混乱。

参考①：それまでの入口支援の進み方



鳥取式 三者協議

令和3年9月 被疑者等支援業務勉強会 開催

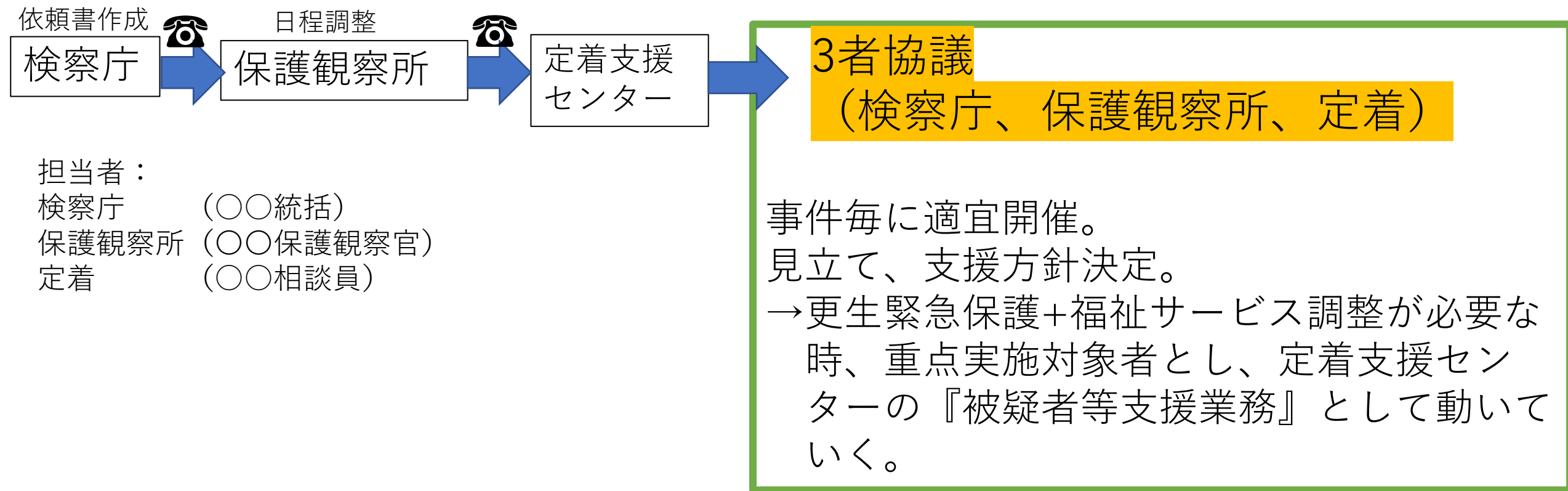
参加機関：鳥取地方検察庁、鳥取保護観察所、鳥取県主管課、鳥取定着

鳥取式 三者協議 スタート

※次ページ参考②へ

参考②：『被疑者等支援業務』依頼ルート（鳥取式）

身柄事件and高齢者・障がい者（疑い含む）and更生緊急保護が必要な対象者。



支援実績

○被疑者等支援業務 10件

○三者協議実施 9件

(1件のみ後付けで被疑者等支援業務になったため)

○支援終了 3件 (1件辞退)

※R3年9月1日～R4年11月30日現在

鳥取式三者協議の良かった点

①情報共有・支援方針の見立て・役割分担が、早い段階で関係機関とできること。

→本人さんへ必要な福祉的支援へのつながりがスムーズ

②検察庁、保護観察所、定着の三者の連携が強まった。

→今年度の目標：弁護士に参加、鳥取式四者協議へ

勉強会（R 4.12.22）には弁護士も参加予定

事例紹介

- ①竹内相談支援員より、
被疑者等支援業務として鳥取県内の更生保護施設に入所した高齢男性のケース。
- ② 上島相談支援員より、
被疑者等支援業務として県外から鳥取県に帰住した障がい男性のケース。

専門研修会プログラム

令和5年2月17日(金)

時 間	内 容
9:00～9:30	受付・オンライン接続
9:30～9:40	オリエンテーション
9:40～9:50	開会挨拶 豊留 満代 氏 九州ブロック長 鹿児島県地域生活定着支援センター長
9:50～10:00	会長挨拶 高原 伸幸 氏 全国地域生活定着支援センター協議会 会長
10:00～12:00	講 演 「地域生活定着促進事業の取組について ～被疑者等支援業務を中心に～」 講師:厚生労働省 社会・援護局 総務課 矯正施設退所者地域支援対策官 伊豆丸 剛史 氏
12:00～13:00	昼休憩
13:00～16:00	※.午後は、専門研修になりますので、定着支援センター職員のみとなります。 講義・グループワーク 「ケースメソッドを活用したソーシャルワーク」 講師:久留米大学 文学部 社会福祉学科教授 片岡 靖子 氏
16:00～16:15	閉会挨拶 桑野 博文 大分県地域生活定着支援センター長

(備考)

- ・本研修は「Zoom」(<http://zoom.us/>)を使用します。
- ・インターネットに接続されたパソコン、タブレット、スマートフォン等のいずれでも参加できます。使用する予定のデバイスにあらかじめ Zoom のアプリをインストール、ダウンロードしてください。(インストール、ダウンロードは無料でできます。また最新バージョンを使用してください。)
- ・参加にかかるデータ通信料は参加者負担となります。ご了承ください。スマートフォン、タブレット等の契約プラン内容によってはデータ制限がかかる可能性がありますのでご注意ください。

令和4年度社会福祉推進事業

全国地域生活定着支援センター協議会
九州ブロック専門研修会

地域生活定着促進事業の取組について

— 被疑者等支援業務を中心に —

— 「地域共生社会」の実現に向けて —

厚生労働省 社会・援護局総務課
矯正施設退所者地域支援対策官 伊豆丸 剛史

目 次

1. 地域生活定着促進事業の概要
2. 地域生活定着支援センターの支援状況
3. 地域生活定着支援センターの主な課題等
4. 「被疑者等支援業務」の概要及びこれまでの経緯等
5. 令和4年度の「被疑者等支援業務」について
6. 「被疑者等支援業務」の詳細について
7. 「被疑者等支援業務」の実施状況
8. 「被疑者等支援業務」の円滑な実施について
9. 今後の展望（被疑者等支援業務）と

振り返り（特別調整等の事業化当時からの軌跡）

番外編）特別調整等の事業化当時からの軌跡と、

私自身の歩み（振り返り）

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1. 地域生活定着促進事業の概要

矯正施設（刑務所、少年院等）からの“**出口支援**”



矯正施設を出所する**帰る場所がない障害者や高齢の受刑者**などが、出所後も生活に困らずに、また、安心して生活できるように、**受刑中から福祉的な支援（コーディネート/フォローアップ）**を行う。

地域生活定着促進事業の概要①（地域生活定着支援センター）

事業の目的

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、**地域共生社会の実現**を図るとともに、再犯防止対策に資することを目的とする。



事業内容

■実施主体：都道府県（全都道府県で実施。社会福祉法人等に委託可）

■事業内容：

1. **コーディネート業務**：（特別調整・一般調整）

→矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。）退所予定者の帰住地調整支援を行う。

2. **フォローアップ業務**

→矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行う。

3. **被疑者等支援業務**：（令和3年度から開始）

→被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う。

4. **相談支援業務**

→高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行う。

5. **関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等**

→センターは、（ア）刑事司法関係機関、地方自治体の福祉関係部局課や地域において福祉的支援を提供する事業者等と、恒常的な連携が確保できるよう、関係者相互間の連絡を密にし、（イ）当該事業者の支援技術の向上を図り、地域住民の理解を得られるよう、研修や普及啓発活動を行う。

（地域生活定着促進事業実施要領、地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針より一部抜粋）

「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（一部改正：令和3年3月26日）より抜粋

令和2年度までの業務内容

コーディネート業務



フォローアップ業務



相談支援業務



関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等



Point

(2) センターの長は、平素から、保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携を密に保つために、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するとともに、研修や協議会等を開催し、犯罪の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人について、地域において必要な福祉的支援が受けられるための環境づくりや支援のためのネットワークの構築に努めるものとする。

2. 地域生活定着支援センターの支援状況（令和3年度）

地域生活定着支援センターの支援状況 / ①令和3年度中に支援した者

1. コーディネート業務（帰住地への受入れ調整）

（単位：人、カッコ内は令和2年度の実績）

コーディネートを実施した者		1, 539(1, 486)
【内訳】	矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者	846(771)
	帰住地への受入れ調整を継続中の者	567(595)
	「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した者	126(120)

【矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の福祉サービスの利用状況】

矯正施設入所前に、	介護保険又は障害者自立支援の認定を受けていた者	177(142)
	療育手帳又は障害者手帳を取得していた者	425(382)
矯正施設入所中に、	介護保険又は障害者自立支援の認定手続を行った者	343(332)
	療育手帳又は障害者手帳を取得した者	158(151)

2. フォローアップ業務

（受入れ調整後に行う受入先施設等への支援）

矯正施設退所後にフォローアップを実施した者		2, 597(2, 327)
【内訳】	支援が終了した者（地域に定着した者）	720(601)
	支援継続中の者	1, 877(1, 726)

【フォローアップを実施した者の福祉サービスの利用状況】

フォローアップ中に、生活保護を申請した者	942(668)
フォローアップ中に、介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者	392(260)
フォローアップ中に、療育手帳又は障害者手帳を取得した者	138(99)

3. 相談支援業務

（地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談に応じる支援）

相談支援を実施した者		1, 623(1, 415)
【内訳】	支援が終了した者	733(648)
	支援継続中の者	890(767)

【相談支援を実施した者の福祉サービスの利用状況】

相談支援中に生活保護を申請した者	168(131)
相談支援中に介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者	111(80)
相談支援中に療育手帳又は障害者手帳を取得した者	55(26)

② 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳

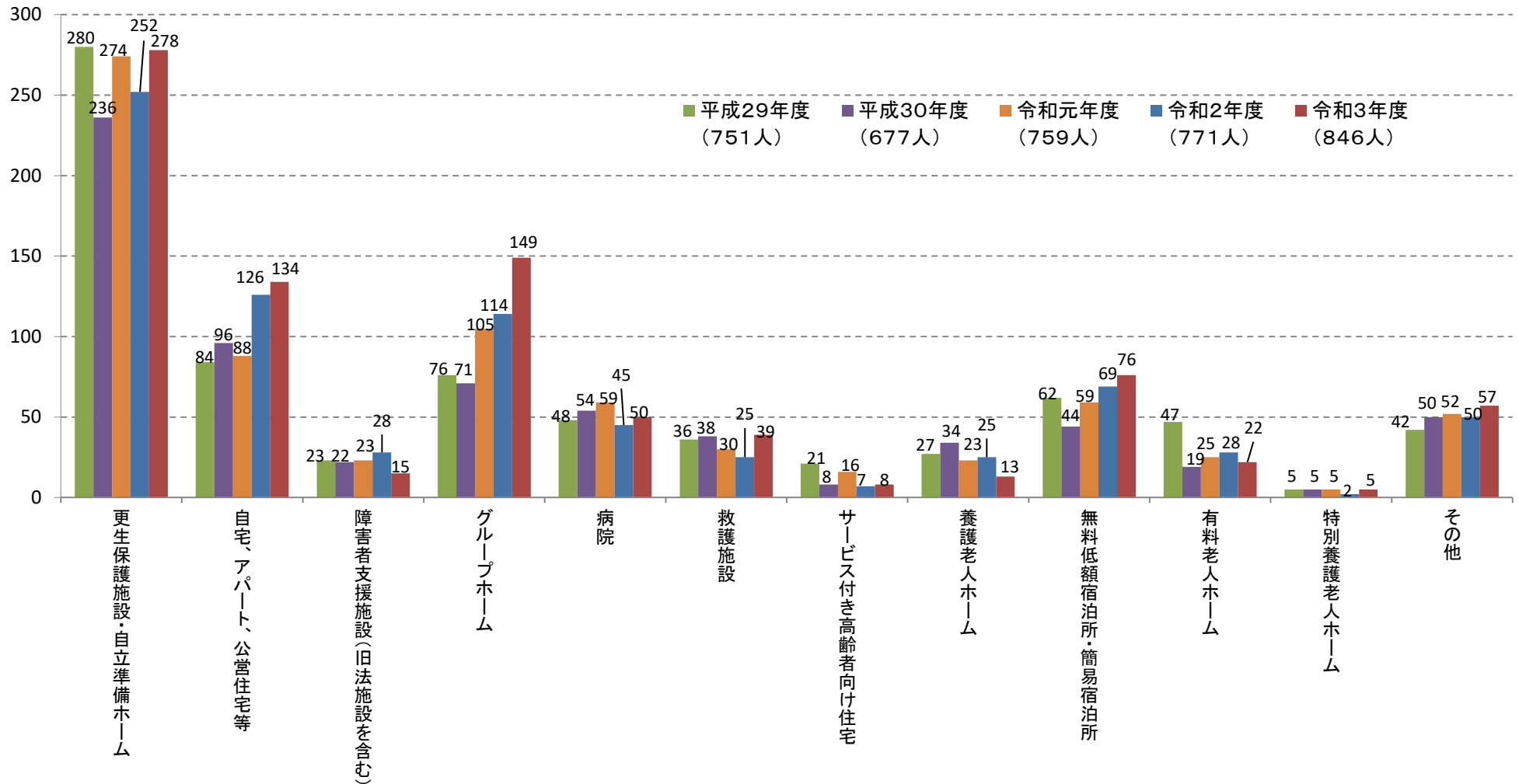
○ 令和3年度

(単位:人)

	身体障害 あり	知的障害 あり	精神障害 あり	身体＋ 知的	身体＋ 精神	知的＋ 精神	身体＋知的 ＋精神	その他※	合計
65歳以上	37(27)	29(22)	56(56)	4(1)	5(8)	8(6)	3(1)	242(221)	384(342)
65歳未満	22(21)	135(132)	212(188)	6(7)	11(13)	70(65)	3(1)	3(2)	462(429)
合計	59(48)	164(154)	268(244)	10(8)	16(21)	78(71)	6(2)	245(223)	846(771)

※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。※※括弧内は令和2年度の実績である。

③ 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳



※「救護施設」は、令和2年度・3年度については「生活保護施設」である。

3. 地域生活定着支援センターの主な課題等

地域生活定着支援センターの主な課題 ①

－ 専門的ニーズへの対応 －

「矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳（平成30年度～令和2年度）」

精神障害の対象者が大幅に増加（重複障害含む）

今後は、保健・医療
領域との連携が重要

221人 / (合計667人) → 338人 / (合計771人)
(平成30年度) +117人 (令和2年度)

令和2年度

	身体障害 あり	知的障害 あり	精神障害 あり	身体＋知的	身体＋精神	知的＋精神	身体＋知的＋精神	その他※	合計
65歳以上	27(44)	22(28)	56(44)	1(3)	8(3)	6(3)	1(0)	221(230)	342(355)
65歳未満	21(28)	132(127)	188(166)	7(7)	13(10)	65(56)	1(5)	2(5)	429(404)
合計	48(72)	154(155)	244(210)	8(10)	21(13)	71(59)	2(5)	223(235)	771(759)

(単位：人) ※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。※かつこ内は令和元年度の実績である。

(精神障害) 338人

令和元年度

	身体障害 あり	知的障害 あり	精神障害 あり	身体＋知的	身体＋精神	知的＋精神	身体＋知的＋精神	その他※	合計
65歳以上	44(36)	28(31)	44(29)	3(1)	3(4)	3(5)	0(0)	230(248)	355(354)
65歳未満	28(19)	127(112)	166(115)	7(6)	10(11)	56(55)	5(2)	5(3)	404(323)
合計	72(55)	155(143)	210(144)	10(7)	13(15)	59(60)	5(2)	235(251)	759(677)

(精神障害) 317人

平成30年度

	身体障害 あり	知的障害 あり	精神障害 あり	身体＋知的	身体＋精神	知的＋精神	身体＋知的＋精神	その他※	合計
65歳以上	36(37)	31(34)	29(42)	1(1)	4(6)	5(7)	0(0)	248(248)	354(375)
65歳未満	19(22)	112(133)	115(109)	6(13)	11(16)	55(61)	2(4)	3(18)	323(376)
合計	55(59)	143(167)	144(151)	7(14)	15(22)	60(68)	2(4)	251(266)	677(751)

(精神障害) 221人

定着支援センターの「フォローアップ」の課題

— 地域移行後に、定着支援センターだけでなく、地域全体で支える体制づくりが重要 —

「**自宅・アパート・公営住宅**」 (令和2年度)

126人（内訳：自宅・アパート：120人 + 公営住宅：6人）

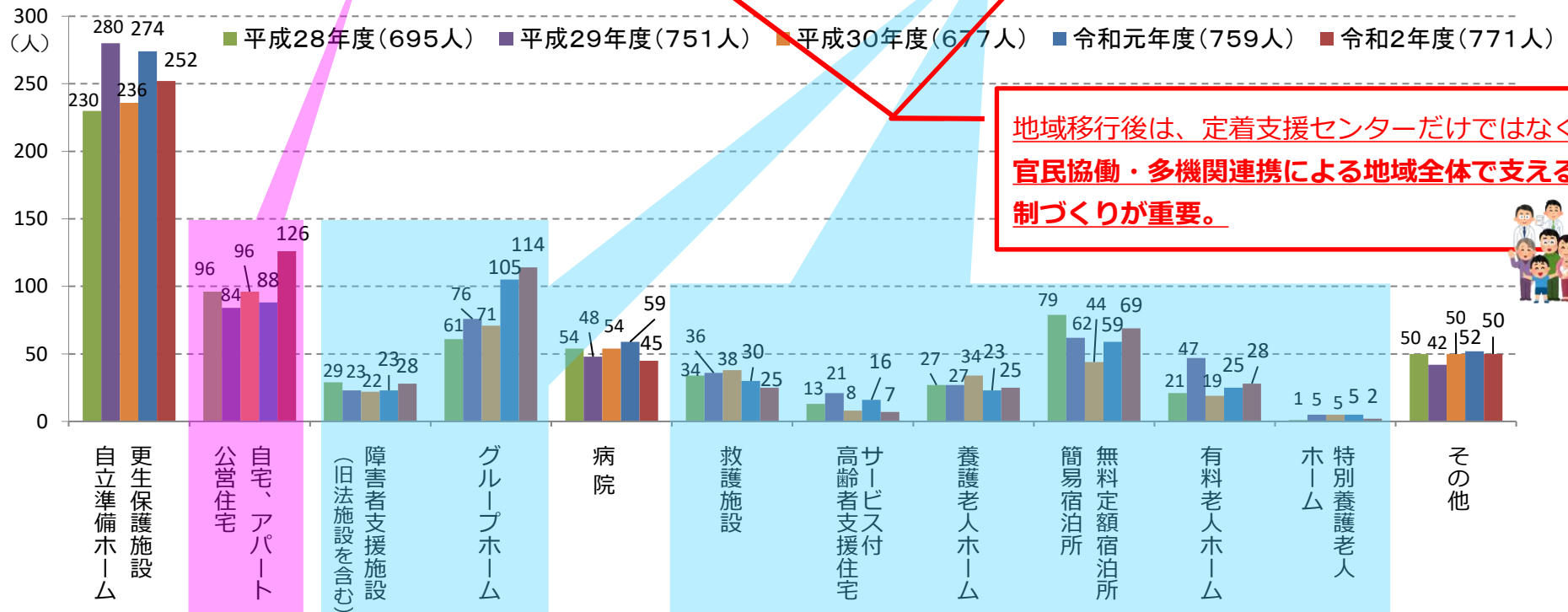
- 「自宅、アパート、公営住宅」で単身生活をしている層の中には、福祉サービス利用に繋がっていない層（非該当、本人が希望しない等）も含まれており、唯一の支援者として定着支援センターのみが対応（家事援助等）し続けている場合もある。

「居住系施設（全般）」（令和2年度）

298人（内訳：グループホーム、有料老人ホーム等）

- 特に居住系施設を利用する場合に、定着支援センターのフォローアップが長期化（２年以上）する傾向にある。
- その背景として、トラブル対応（無断外出、対人関係等）や緊急時の連絡先等といった身元引受に近い役割を、定着支援センターが一手に担い続けている場合がある。

【参考2】矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳（※令和2年度までの実績）



地域移行後は、定着支援センターだけではなく、
官民協働・多機関連携による地域全体で支える体
制づくりが重要。



4. 「被疑者等支援業務」の概要及びこれまでの経緯等

相談支援業務

(地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針 第4 業務の実施細目 3 相談支援業務)

- (1) センターの長は、高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行うものとする。
- (2) センターの長は、上記の支援を行うに当たり、当該利用者が更生緊急保護中又は保護観察中である場合には、当該措置を実施している保護観察所の長と十分な連携を保つものとする。

「相談支援業務」の支援対象

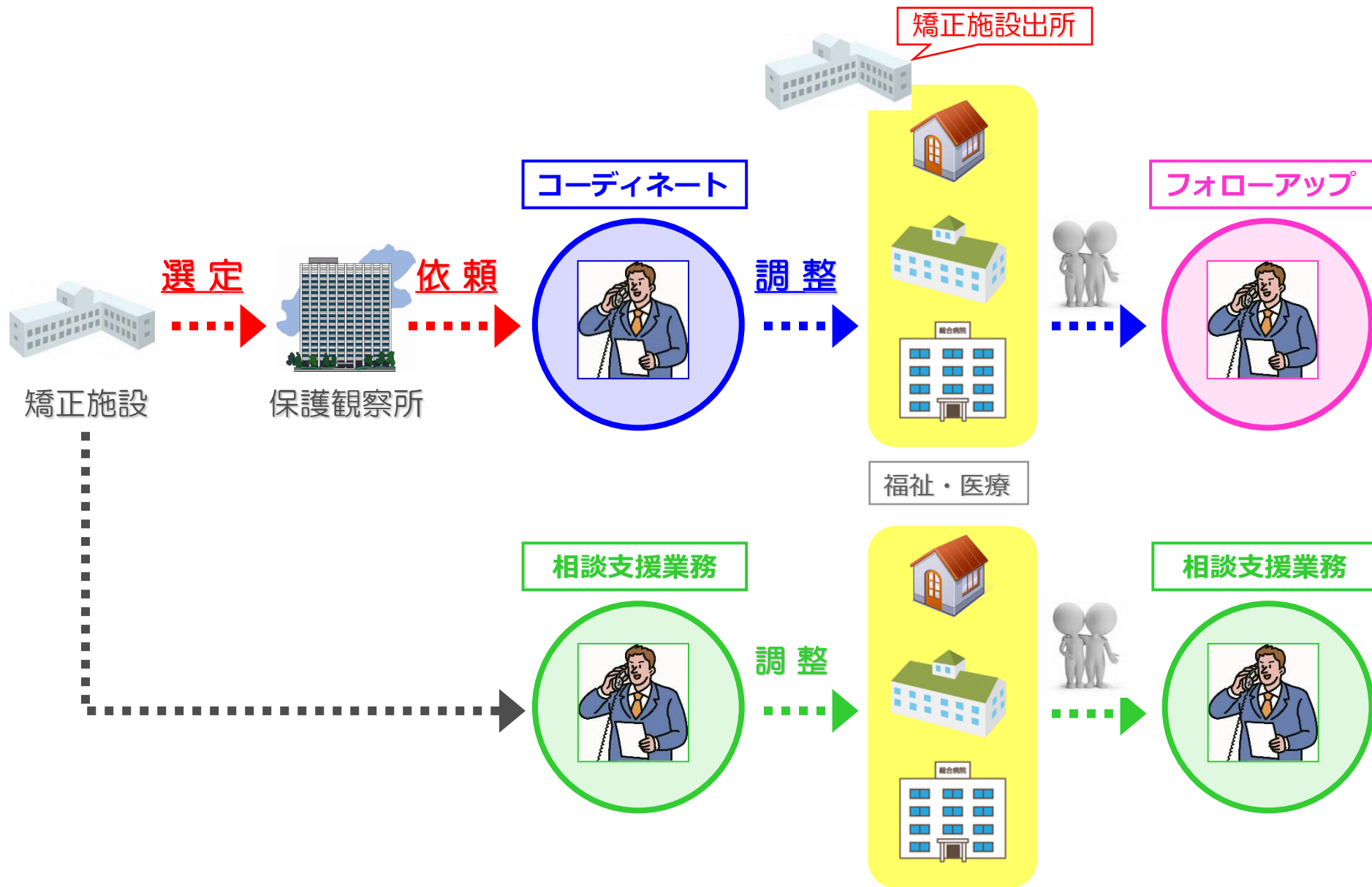


- ◆ 矯正施設等を退所した本人（障害者、高齢者）又はその家族、その他関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談等

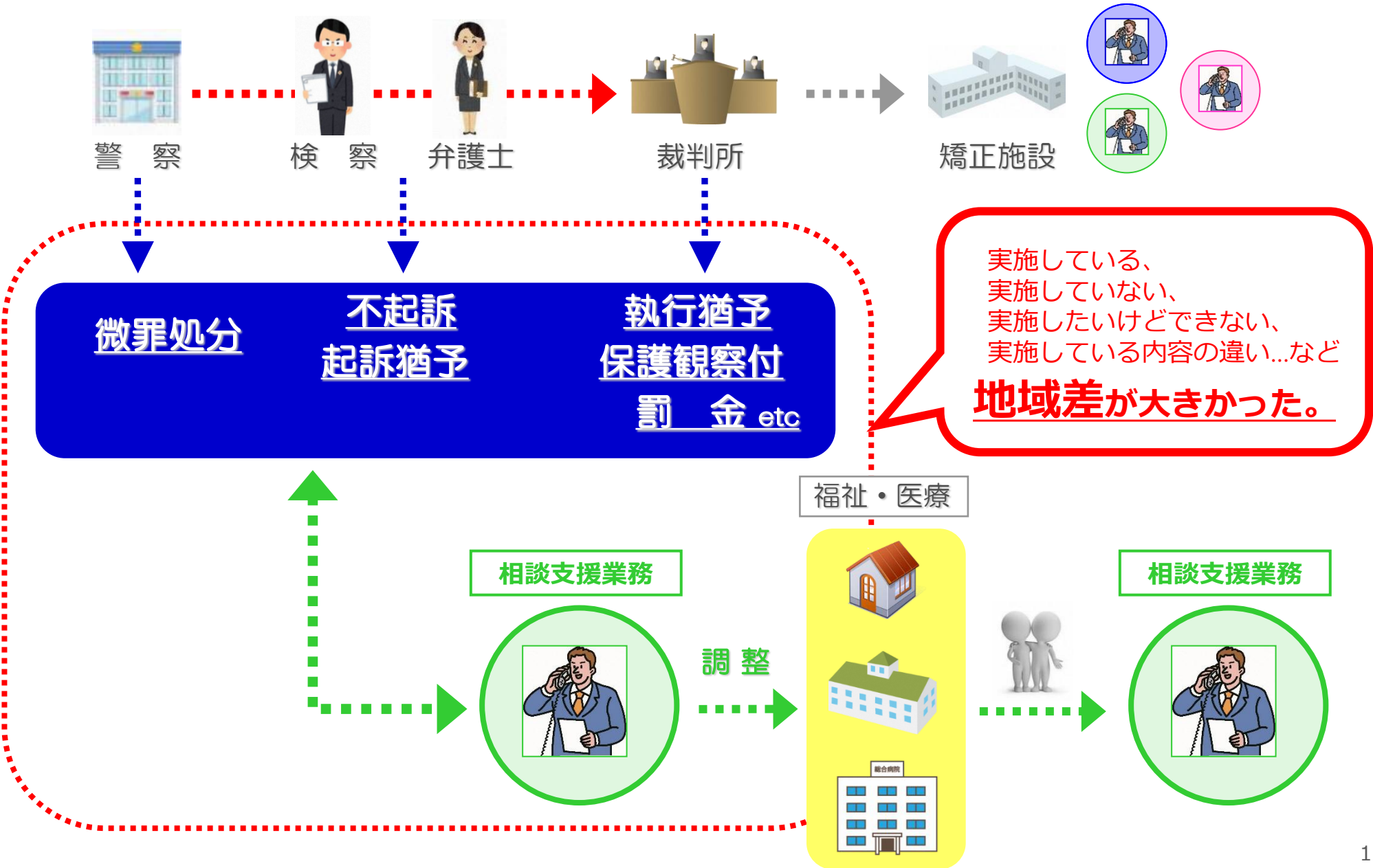
(例) 「出所したが、住む場所がない」
「家はあるが、仕事・生活費がない」等

- ◆ センターが福祉的な支援を必要とすると認める者

矯正施設出所者等に係る業務フロー（出口支援）



被疑者被告人段階（入口支援）からセンターが関与した場合（令和2年度まで）



令和3年度～) 地域生活定着支援センターの業務内容

定着支援センターによる新たな**入口支援**として「**被疑者等支援業務**」が開始

コーディネート業務



フォローアップ業務



相談支援業務



関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等



被疑者等支援業務



令和3年度～
定着支援センターによる
新たな**入口支援**

○再犯防止推進法（平成28年12月14日法律第104号）

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）

第3章 1.（2）③イ

法務省及び厚生労働省は、（中略）一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論をだし、その結論に基づき施策を実施する。

○再犯防止推進計画加速化プラン（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）

第1

（前略）満期釈放者はもとより、刑事司法手続きの入口段階にある起訴猶予者等を含む犯罪をした者等の再犯・再非行を防ぐためには、刑事司法関係機関における取組のみでは十分でなく、それぞれの地域社会において、住民に身近な各種サービスを提供している地方公共団体による取組が不可欠である。

第2（3）ウ

（前略）地域生活定着支援センター（中略）が、就労支援、職場への定着支援及び福祉サービスの利用支援等の面での連携を強化し、更生保護施設、自立準備ホーム、住み込み就労が可能な協力雇用主、福祉施設、公営住宅等の居場所の確保に努める。

第2（3）オ

満期釈放者対策の充実に図るため、（中略）地域生活定着支援センター等の体制を強化する。

○骨太の方針2019

第2章 5.（7）②

（前略）再犯者を減少させるため、（中略）福祉等の利用促進（中略）を強化するとともに、（後略）。

○自由民主党政務調査会再犯防止推進特別委員会・更生保護を考える議員の会

令和2年6月提言「満期釈放者対策等の充実強化に向けた緊急提言」

4 高齢・障害等のある刑務所出所者等対策の充実強化

高齢・障害等のある刑務所出所者等についても手厚い対応ができるよう、政府が、（中略）地域生活定着支援センターとも連携を密にし、その体制を強化するなど、いわゆる入口支援も含め、継続的な支援を確実に実施すること。

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
- 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ**
- 令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
- 6月 改正社会福祉法の可決・成立
※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

○「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(地域共生社会推進検討会) 最終とりまとめ(令和元年12月26日)(抄)

Ⅲ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

2 断らない相談支援

○ 断らない相談支援の中で、個人や世帯が抱える複雑化・多様化した課題を制度の狭間に落とさず、対応していくためには、多機関協働の中核の機能を強化することに加え、相談機関に関わる多職種や多機関が連携することが必要である。

○ 相談支援に関わる多職種については、保健、医療、福祉、子育て支援、労働、教育、司法等の各分野の関係者に加え、消費者相談や若年者支援、年金相談等の関係者が想定される。関係者が広く参加できる研修等を通じて、お互いの業務の理解を進め、日頃から情報交換等ができる関係性を作るなど、地域の中で幅広いネットワークを構築していくことが求められる。

Ⅳ 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

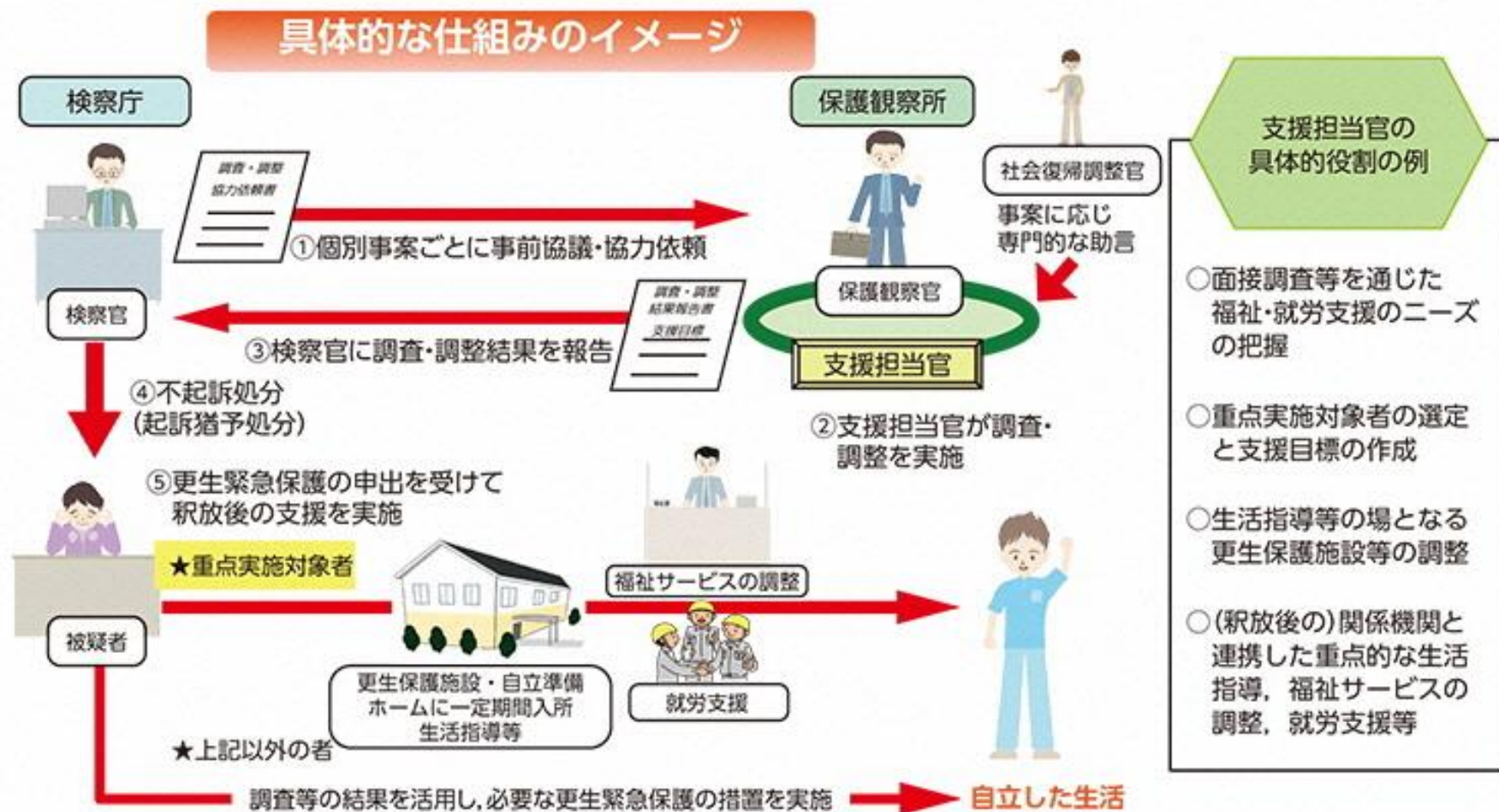
4 都道府県及び国の役割

○ 広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応としては、DV 被害者や性暴力被害者、刑務所や少年院からの出所者など、住民の身近な圏域で対応しがたい場合や、より専門的な支援が求められる場合等において、都道府県が積極的に対応することが考えられる。具体的には、都道府県が自ら相談を受け、支援を行うことに加え、広域的な支援という観点の下、市町村や断らない相談支援に従事する支援員を後方支援する事業（スーパーバイズを行う事業）の実施や、複数の都道府県域にまたがるケースの場合には、都道府県同士が連携し、対応するということも重要である。

検察庁との連携による起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行

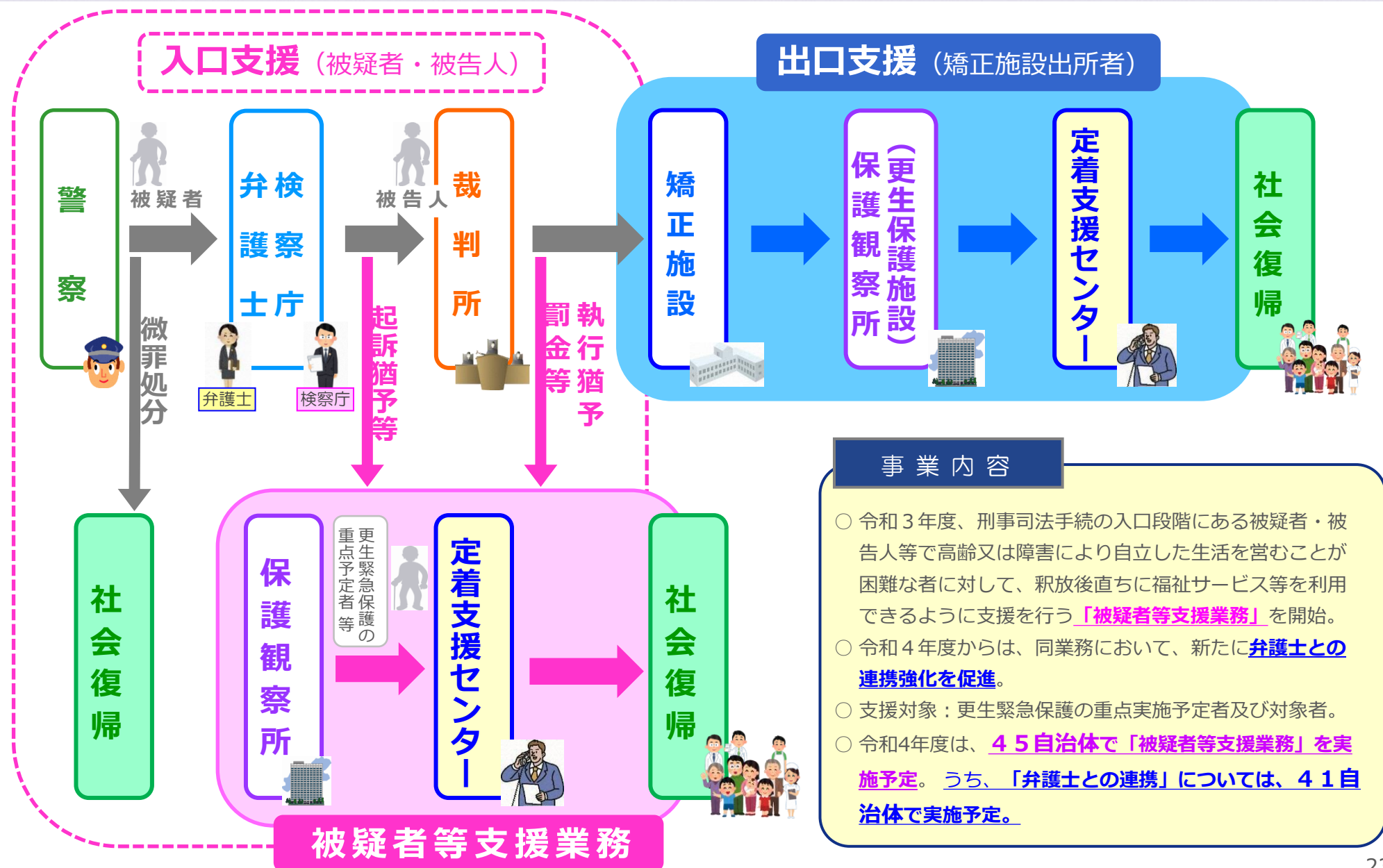
参照：平成30年版 犯罪白書：法務省ウェブサイト (https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65_2_7_5_3_2.html)

平成25年10月から保護観察所7庁において、対応する地方検察庁と連携し、**起訴猶予処分**となり**更生緊急保護**の申出をすることが見込まれる者についてその高齢・障害等の特性に応じた措置を講じて円滑な社会復帰の実現と再犯防止に資するため、処分に先立ち、釈放後の福祉サービスの受給や住居の確保に向けた調整等（事前調整）を実施する取組が試行された。**26年度は、保護観察所20庁に拡大し、27年度からは、全国の保護観察所に拡大して、「起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行」として実施されている。**



『被疑者等支援業務』の開始

令和4年度の『被疑者等支援業務』では、さらに「**弁護士との連携強化**」を促進



5. 令和4年度の「被疑者等支援業務」について

1. 令和4年度の被疑者等支援業務について

(1) 基本的な枠組みについて

令和4年度の被疑者等支援業務では、弁護士との連携強化を促進することとしていますが、令和3年度と同業務の基本的な枠組みを変更するものではありません。

弁護士との連携強化の促進を含む被疑者等支援業務の具体的な手続等については、別添の「令和4年度「被疑者等支援業務」業務フロー」のとおりとなりますが、同業務（地域の実情に応じた方法を含む。以下同じ。）の範囲内において、弁護士と検察庁（事件担当検察官等）が、必要な範囲で協議・確認・調整を行うなどすることで、同業務の対象となる被疑者等を、更に支援につなげられるようにするものです。手続については、令和3年度から変更はありません。

また、情状証人としての出廷や更生支援計画の作成等については、令和3年度と同様、被疑者等支援業務では行わないこととします。

(2) 弁護士との連携強化の促進について

弁護士との連携強化の促進とは、令和3年度の被疑者等支援業務の範囲内において、福祉的な支援を必要とする被疑者等への弁護士による気付き等を生かし、必要な方を更に支援につなげられるようにするため、弁護士会等を含めた関係機関等と協議をし、同業務を開始することができる程度の支援体制を構築した上で、関係機関等が連携して同業務を実施することを指します。

また、本事業の業務の一つとして、弁護士会、検察庁も含めた「関係機関等と支援ネットワークを構築するなどの関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」が位置付けられています。このことも踏まえ、**弁護士との連携強化の促進を含む被疑者等支援業務を開始する前には、原則、弁護士会、検察庁、保護観察所等の関係機関等が一堂に会する協議を実施し、同業務についての共通認識をもった上で、連携していくことができるような支援体制を構築してください。**

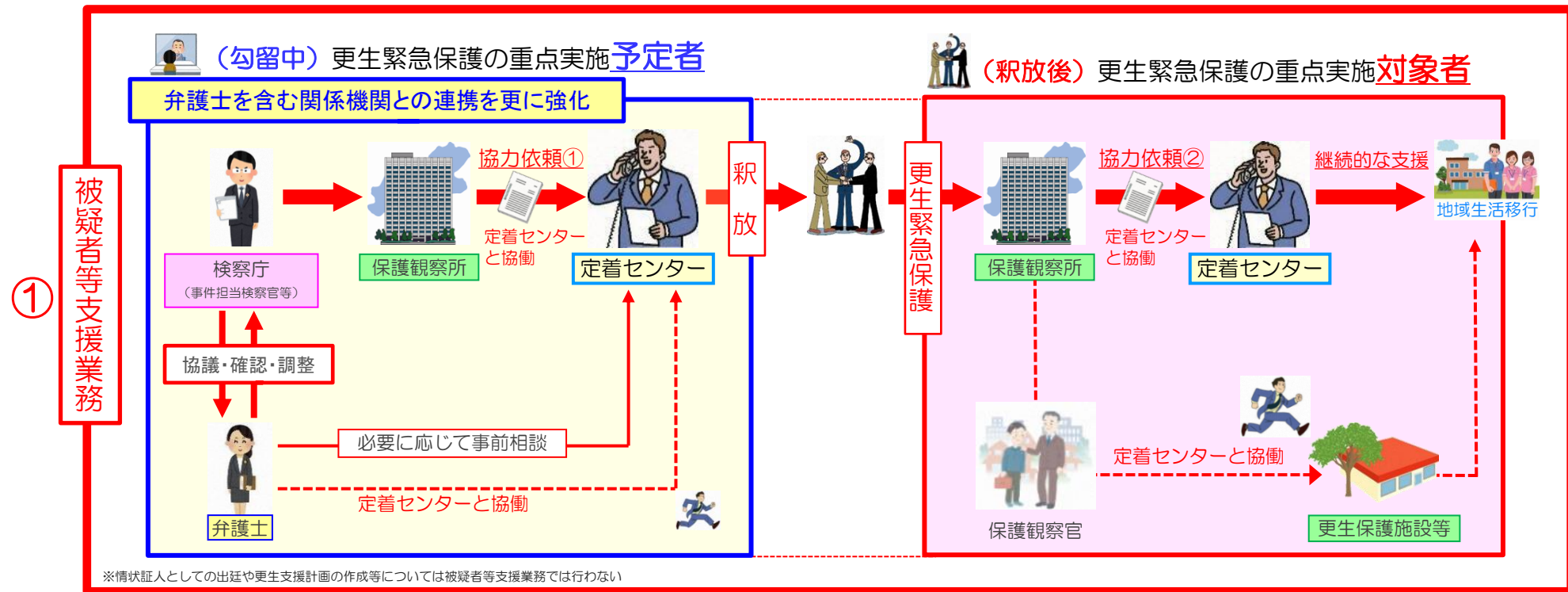
なお、より実効性のある支援体制を構築していくため、開始後においても関係機関等との協議を継続していくようにしてください。

2. 被疑者等支援業務と相談支援業務におけるいわゆる入口支援との関係に

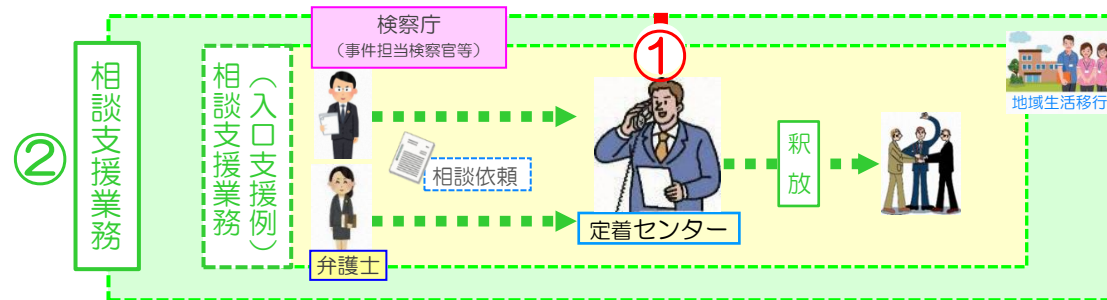
別添の「令和4年度「被疑者等支援業務」業務フロー」の②のとおり、いわゆる入口支援について、弁護士、検察庁（事件担当検察官等）等から定着センターに対して直接支援依頼がなされた場合であっても、被疑者等支援業務に該当するような事案については、関係機関等と協議の上、被疑者等支援業務での対応を検討することとしています。

他方、令和4年度においても、これまでの相談支援業務の枠組みを変更するものではないため、まず被疑者等支援業務での対応を検討したものの、同業務には該当しないいわゆる入口支援の対応の可否等については、各定着センターで判断することが可能です。

令和4年度の『被疑者等支援業務』では、さらに「弁護士との連携強化」を促進



被疑者等支援業務(地域の実情に応じた方法を含む)に該当するような事案は関係機関と協議の上、被疑者等支援業務で対応検討



相談支援業務 「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」から抜粋

センターの長は、高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行うものとする。

関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等 「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」から抜粋

センターの長は、平素から、保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携を密に保つために、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するとともに、研修や協議会等を開催し、犯罪の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人について、地域において必要な福祉的支援が受けられるための環境づくりや支援のためのネットワークの構築に努めるものとする。

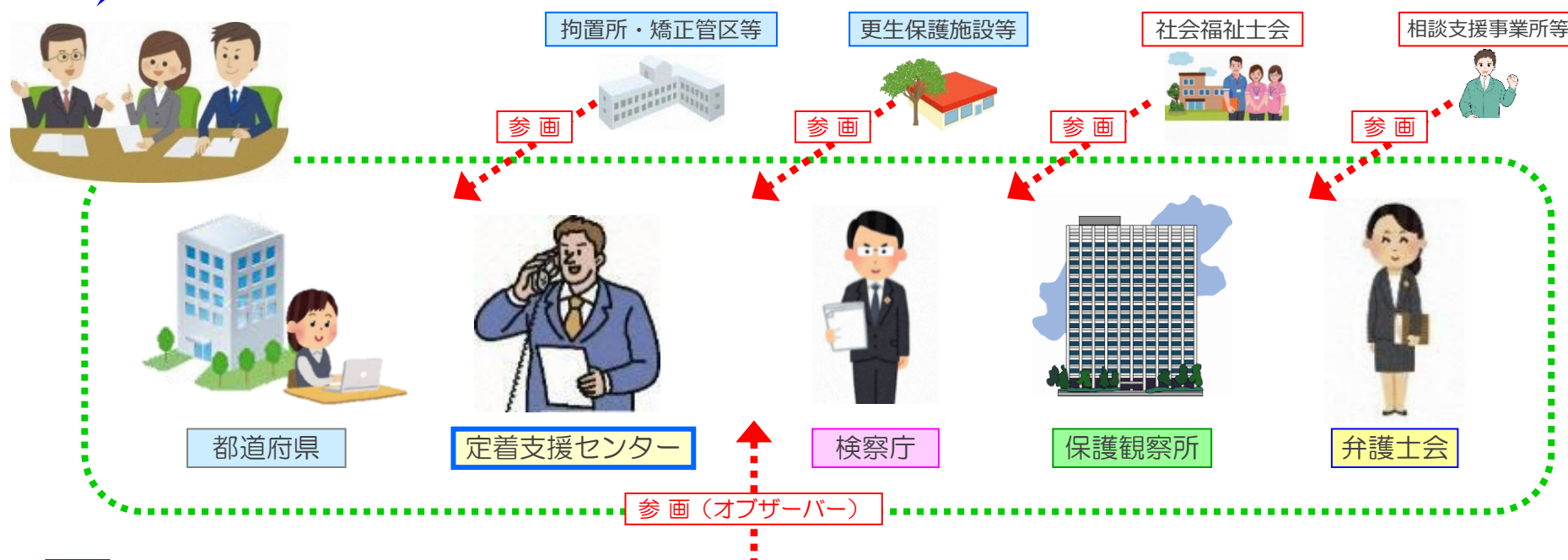


「一堂に会する協議」（ネットワーク会議等）について

「一堂に会する協議」（ネットワーク会議等）での協議内容（例）

1. 各機関の業務内容の確認等
2. 弁護士との連携強化を含めた「被疑者等支援業務」の確認（共通認識）
3. ケース検討（支援の振り返り、釈放後の様子をフィードバック等）
4. 効果的な手立て等の確認（地域の実情に応じた方法等）
5. 円滑な連携体制を図るための方策の検討（共同勉強会等）

Point
定期的に実施



■ **現地の要請に応じて、当課（主として矯正施設退所者地域支援対策官）も適宜サポート**（各地での勉強会等にも参画）

＜R3年度の実績＞：岩手県、千葉県、石川県、鳥取県、長崎県、沖縄県

＜R4年度の実績＞：千葉県、長崎県



6. 「被疑者等支援業務」の詳細について

「重点実施対象者に準じた者」

「地域生活定着促進事業に係る質疑応答集」 7 被疑者等支援業務

Q 7-2 指針第4の2(2)にある「重点実施対象者に準じた者」とは、どのような人を指しているのか

A 7-2 保護観察所の支援担当官が、被疑者等について更生緊急保護の重点実施の対象とすることの必要性及び相当性について調査した結果、重点実施予定者として選定はしなかったものの、当該者が起訴猶予、罰金、保護観察の付かない執行猶予等となり、釈放後に更生緊急保護の申出をし、かつ重点実施予定者であること以外の重点実施対象者としての要件を満たしている者と保護観察所が判断した者や、重点実施予定者のうち、保護観察付執行猶予の言渡しを受けて、保護観察所がその裁判の確定（判決確定）前に更生緊急保護の重点実施を行うことを決定した者等を指します。

例. **重点実施予定者**として、保護観察所の方で選定予定だったが、当人の意向（やっぱり支援は望まない等）が変わり、勾留中には重点実施予定者には選定されていなかった。

しかし、釈放後、当人が「行き先もなく不安だ」と、保護観察所へ更生緊急保護を申出。

保護観察官が改めて面談した結果、重点実施対象者としての要件を満たしていると判断し、

保護観察所が「**重点実施対象者に準じた者**」として被疑者等支援業務の依頼を

定着支援センターに行い、支援を開始。



保護観察所

「地域の実情に応じた方法」について

「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」

第4 業務の実施細目 2 被疑者等支援業務

(8) 被疑者等に対する身体拘束中又は釈放後の支援を効果的に行うためには、地域の実情に応じた対応が必要であることに鑑み、定着センターの長は検察庁、保護観察所の長、弁護士会等の関係機関とあらかじめ協議の上、(1)ないし(6)に規定する手続の方法及び内容等について、**地域の実情に応じた方法**に適宜変更して実施することとして差し支えない。



「地域生活定着促進事業に係る質疑応答集」 7 被疑者等支援業務

Q7-8 「地域の実情に応じた方法」とは、具体的にどのような方法を想定しているのか

A7-8「指針第4の2(8)で、被疑者等支援業務においては、身体拘束中又は釈放後の支援を効果的に行うために、規定する手続の方法及び内容等について、検察庁、保護観察所、弁護士会等の関係機関等とあらかじめ協議の上、「**地域の実情に応じた方法**」に適宜変更して実施することとして差し支えないこととしています。

そのため、例えば、更生緊急保護の重点実施の対象とすることの調査がなされていなかった者が、釈放直前に、釈放後に更生緊急保護の申出をする意向が分かった場合等に、関係機関等とあらかじめ協議の上、地域の実情に応じた方法として対応することの申合せ等ができていれば、被疑者等支援業務で対応することは差し支えありません。

ただし、その場合においても、保護観察所の依頼に基づくことや、原則、更生緊急保護の枠組みの中での対応となることに留意してください。

「地域生活定着促進事業に係る質疑応答集」 7 被疑者等支援業務

Q7-6 弁護士との連携強化の促進とは、具体的にどのようなことを想定しているか

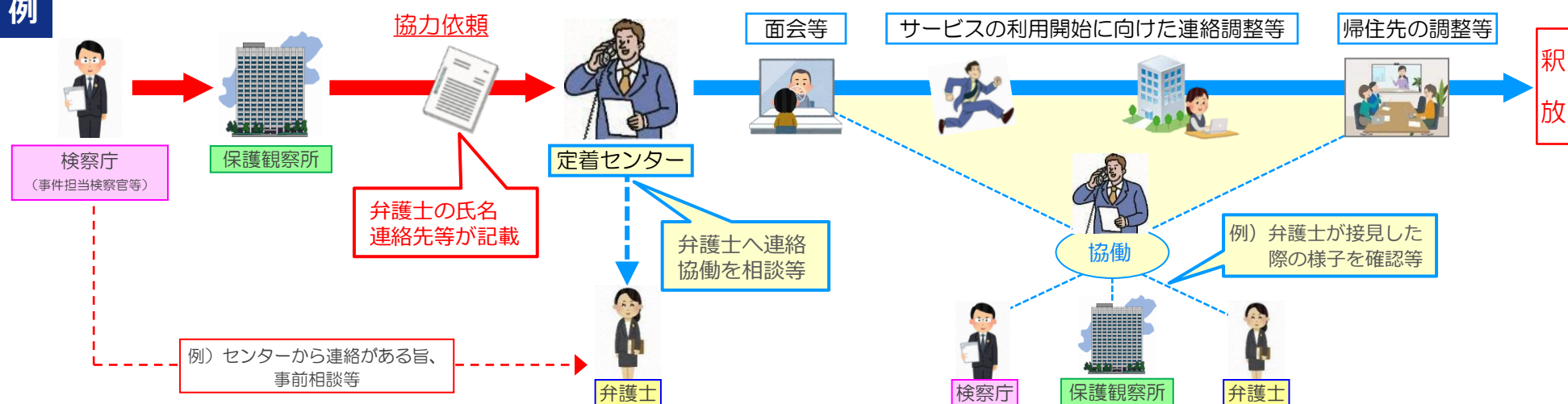
A7-6 弁護士との連携強化の促進とは、従前からの被疑者等支援業務の範囲内において、福祉的な支援を必要とする被疑者等への弁護士による気付き等を生かし、必要な方を更に支援につなげられるようにしていくものです。

具体的には、弁護士と検察庁（事件担当検察官等）が、必要な範囲での協議・確認・調整を行うことで、同業務の対象となる被疑者等を適切に選定していくための連携や、令和4年5月31日付け法務省保観第89号法務省保護局観察課長通知「「検察庁等と保護観察所との連携による起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等について」の一部改正について（通知）」によって、事前相談票に弁護人の氏名や連絡先等が記載されることとなり、弁護士とセンターとの協働も可能となるような連携を想定しています。

なお、被疑者等支援業務では、情状証人としての出廷や更生支援計画の作成等は行わないこととしています。

また、指針第3の3(5)において、「業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心掛けるものとする」としていることを踏まえ、中立性を損なうことがないよう留意してください。

例



Q 7-14 「被疑者等支援業務では、重点実施予定者又は重点実施対象者は更生保護施設等へ必ず帰住しなければならないか。」

A 7-14 「被疑者等支援業務では、釈放までの時間が限られていることから、釈放後の一時的な帰住先として、保護観察所が更生緊急保護により更生保護施設等への入所の事前調整を図っていくケースが多いと思われます。

しかしながら、重点実施予定者又は重点実施対象者等の中には、心身の状況等から更生保護施設等での生活環境が適さない対象者も想定され、そのような場合には、**保護観察所と協議の上、更生保護施設等以外の社会資源を調整することは差し支えありません。**

また、**釈放後に帰住できる住居がある者であっても、訪問、通所による支援の調整が必要である場合には重点実施予定者又は重点実施対象者となることから、保護観察所からこの対象者に係る協力依頼を受けることは想定されます。**

なお、令和3年3月31日付け法務省保観第40号法務省保護局長通達に定められた「更生緊急保護における継続的支援」が実施されるときには、更生保護施設等へ入所しない場合等であっても、保護観察所が更生緊急保護の各種措置を継続的に実施することがあります。

参照) 「検察庁と保護観察所との連携による起訴猶予者等に係る更生緊急保護に重点実施等について」の一部改正について（通知）

令和4年6月7日付け事務連絡 「法務省保護局観察課長通知「更生緊急保護の重点実施について」の一部改正について」

■第2 重点実施の対象

- 重点実施は、起訴猶予処分、懲役若しくは禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け（保護観察に付されるものを除く）、又は罰金若しくは科料の言渡しにより釈放される場合、保護観察所において、更生緊急保護の措置として、**一定の期間重点的な生活指導等を行い、福祉サービス等に係る調整、就労支援等の社会復帰支援をすることが適当である者**に対して行うものとする。

Q 7-23 「被疑者等支援業務において、関係機関等との円滑な連携体制を構築していくためにはどのような取組が有効か。」

A 7-23 「弁護士との連携強化の促進を含む被疑者等支援業務については、関係機関が同業務についての共通認識をもった上で、連携体制を構築していくことが重要であることから、弁護士会、検察庁、保護観察所等の関係機関が一堂に会し、協議を実施した上で同業務を開始することを原則としています。これは、既存の会議体とは別に、新たに会議体を設置することなどを必ずしも求めるものではないため、適宜、柔軟に対応してください。

また、開始後においても関係機関等との協議を継続し、課題点や好事例等を共有することで、より実効性のある支援体制の構築に努めてください。

なお、従前からセンターには「関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」の業務が位置付けられていることから、被疑者等支援業務の開始時期等にかかわらず、関係機関等との有機的な連携体制の構築に努めてください。

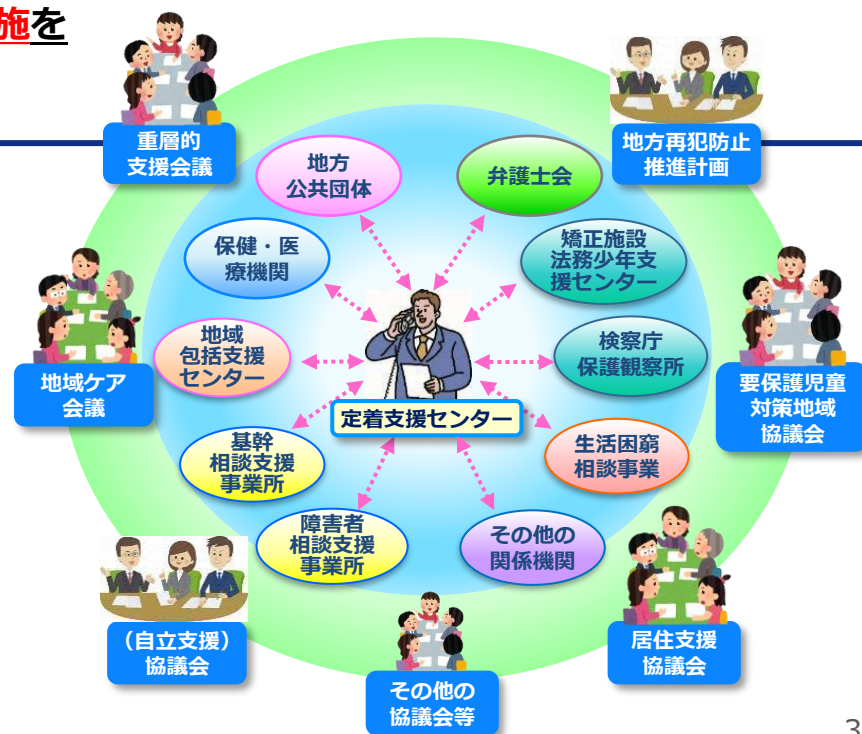


「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」

第3 センターの事業 3 事業の一般原則

(6) そもそも、犯歴の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人に対しては、その真意に沿って、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要である。また、本事業は、限られた社会保障の資源を、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束のために地域とのつながりを失った人に活用し、広域調整によって必要な支援を地域で受けられるようにするものであって、既存の福祉的支援との連携強化を進めることが重要である。そのため、本事業を効率的・重点的に実施する観点から、事業の内容や規模を精査し、適切な業務量を確保するとともに、既存の福祉サービスとの一体的実施や円滑な移行が行われるよう努めるなど、**地域の総合力**を生かした事業実施を行うものとする。

官民協働・多機関連携イメージ



7. 「被疑者等支援業務」の実施状況

被疑者等支援業務の実施状況

令和3年度 実施状況（件数）	
実施自治体	36自治体 (37センター)
全国実績（総数） ・ 支援継続中件数 ・ 年度内支援終了件数	150
1センター平均	4
最大値	28
参考） 実績上位3自治体	埼玉（28）
	新潟（19）
	愛知（14）
最小値	0 (9センター)

令和4年度（R.4月～8月）実施状況（件数）	
※R4 社会福祉推進事業 全国地域生活定着支援センター協議会調べ（会員センターのみ）	
実施自治体	45自治体 (46センター)
	弁護士連携含む 41自治体 (42センター)
R4.4月～8月 実績（総数）	126
最大値	9
参考） 実績上位3自治体	埼玉・愛知（9）
	北海道（札幌）・ 新潟（8）
	宮城・大阪（7）
最小値	0 (5センター)

被疑者等支援業務の実施状況

＜内訳＞ 令和３年度 実施状況（件数）	
全国実績（総数） 150	支援継続中 (92)
	年度内終了（重点実施候補者等） (19)
	年度内終了（重点実施対象者等） (39)
年度内終了件数 処分・判決内容等別内訳 （重点実施対象者等） 39	起訴猶予 (18)
	罰金・科料 (3)
	単純執行猶予 (13)
	保護観察付執行猶予 (4)
	不明その他 (1)
年度内終了事由（一部抜粋） （重点実施候補者等）	実刑判決等 (1)
	他県センターへ依頼 (3)
年度内終了事由（一部抜粋） （重点実施対象者等）	他県センターへ依頼 (2)

被疑者等支援業務の実施状況（抜粋）

<内訳> 令和3年度 実施状況（件数）		
<u>支援継続中件数</u> 釈放時の受入先別内訳 92	更生保護施設	(27)
	自立準備ホーム	(37)
	その他	(28)
<u>年度内終了件数</u> 釈放時の受入先別内訳 39	更生保護施設	(11)
	自立準備ホーム	(17)
	その他	(11)

8. 「被疑者等支援業務」の円滑な実施について ①
— 被疑者等支援業務を円滑に進めていくためのステップ等 —

被疑者等支援業務を円滑に進めていくためのステップ（フェーズⅠ・Ⅱ・Ⅲ）

参考）チェックリスト（実績が多いセンターの取組等を中心に視覚化し、各段階ごとに整理）

- フェーズⅠに該当し、現状が円滑に進んでいなければ、フェーズⅡの取組を目安にする。
- フェーズⅡに該当し、現状が円滑に進んでいなければ、フェーズⅢの取組を目安にする。
- フェーズⅢであっても、円滑に進んでいなければ、他の要因等も考えられるため、当課の方へご連絡下さい。
- 実績が多いセンターに共通していた要素については、「連携の土壌づくり」として整理。



厚生労働省

現地の要請に応じて、当課もネットワーク会議等に参画する等、サポートをしています。

フェーズⅠ（ネットワークを耕す時期）

- ☐ ネットワーク会議等を実施していない
- ☐ 被疑者等支援業務の依頼がない（極端に少ない）
- ☐ ネットワーク会議等の協議内容や進め方等がよく分からない

フェーズⅡ（連携の種を蒔く時期）

- ☐ ネットワーク会議等を実施している（計画：1～2回程度/年）
- ☐ ネットワーク会議等には、弁護士（弁護士会）は参画していない
- ☐ 弁護士会との協議は、別途、弁護士会と定着センター等のみで実施している
- ☐ 被疑者等支援業務の依頼がある
- ☐ ネットワーク会議等で、事例検討や振り返りを行っている
- ☐ 被疑者等支援業務依頼がない（極端に少ない）

フェーズⅢ（ネットワークを育てる時期）

- ☐ ネットワーク会議等を定期的実施している（計画：3回以上/年）
- ☐ 担当者レベルでも随時顔を合わせている（各機関の担当、サブ担当を決めている等）
- ☐ ネットワーク会議等には弁護士も参画して、一堂に介した協議を実施している
- ☐ 弁護士個人ではなく、弁護士会として弁護士が参画している。（弁護士会の理解・協力）
- ☐ ネットワーク会議等で、釈放されたケースの経過報告等（フィードバック）を行っている
- ☐ ネットワーク会議等の参加機関を、関連する機関等にも広げて実施している（拘置所等）
- ☐ 被疑者等支援業務の依頼数が増えてきた
- ☐ 主たる機関同士で勉強会等を実施している
- ☐ 被疑者等支援業務の依頼がない（極端に少ない）

実績が多いセンターに共通していた要素（連携の土壌づくり —— 出口支援・入口支援に共通した取組 —— ）

- ☐ 保護観察所等と定着センターとの相談や依頼の垣根が低い（支援導入のストライクゾーンが大きい）
- ☐ 保護観察所と定着センターとの協働関係を育むような取組がある（Give & Takeの関係性づくり）

※詳細については別スライド参照

参考) 実績が多いセンターに共通していた要素 (連携の土壌づくり)

保護観察所と定着支援センターとの連携を円滑にしている「出口支援・入口支援に共通した取組」とその効果

1. 支援導入のストライクゾーンが大きい

参考)

- 支援対象者はあまり限定し過ぎずに、基本的に、依頼の段階では断らないようにしている。
- たとえば、出所までの時間が短かった場合などにも、一旦は支援依頼を受け止め、関係機関で協力体制をつくるようにしている。

2. Give&Take の関係性づくり



参考)

- 観察所や刑務所が困っているのであれば、お互い様。
「困って悩むぐらいだったら、まず依頼をどうぞ」
- そのかわり、センターが困っているときにもお互い様。
「センターの相談等にも協力してください」といった特別調整等を通じた関係性づくりを大切にしている。
(担当が異動等しても続いていく連携の素地づくり)
- 自立準備ホームが増えると、センターの支援も円滑になる。
だからこそ、観察官と一緒に地域を回って開拓していくような取組を大切にしている。
(同じ目的のために、共に汗をかくことで得られる一体感)

効果 (安心感、「我が事」感)

■ 相談・依頼の垣根を低くしている

→ 安心して相談や依頼ができる

例)

「支援できるかどうかは分からないけど、一度、センターに相談してみよう」
「支援対象にすべきか判断に迷うので、一旦、センターに尋ねてみよう」

■ 協働関係の意識 (我が事) が育まれている

→ 担当者が異動等しても連携体制が担保されやすくなる

例)

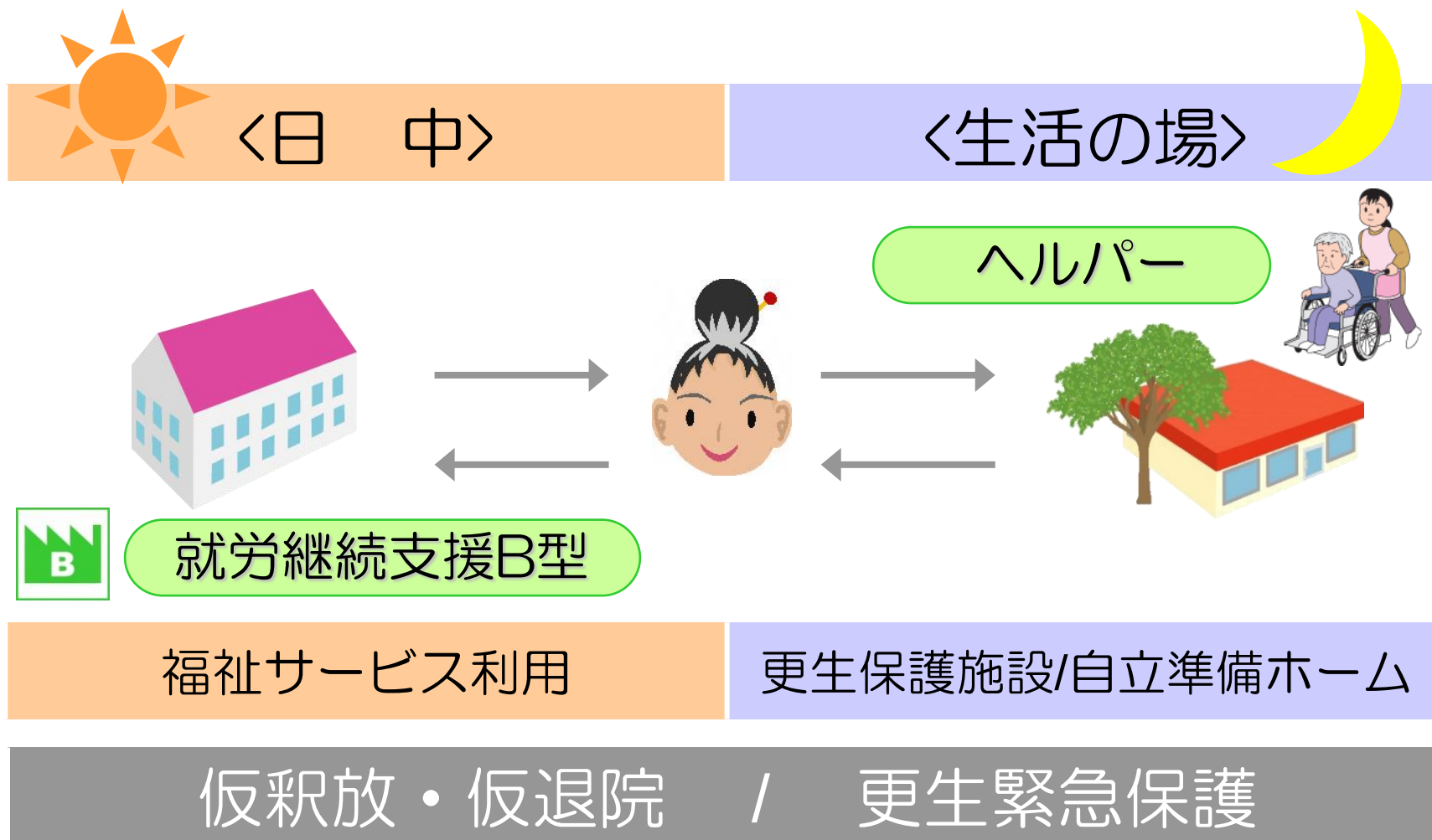
「相談・依頼をするだけではなく、センターの支援等にも協力していこう」



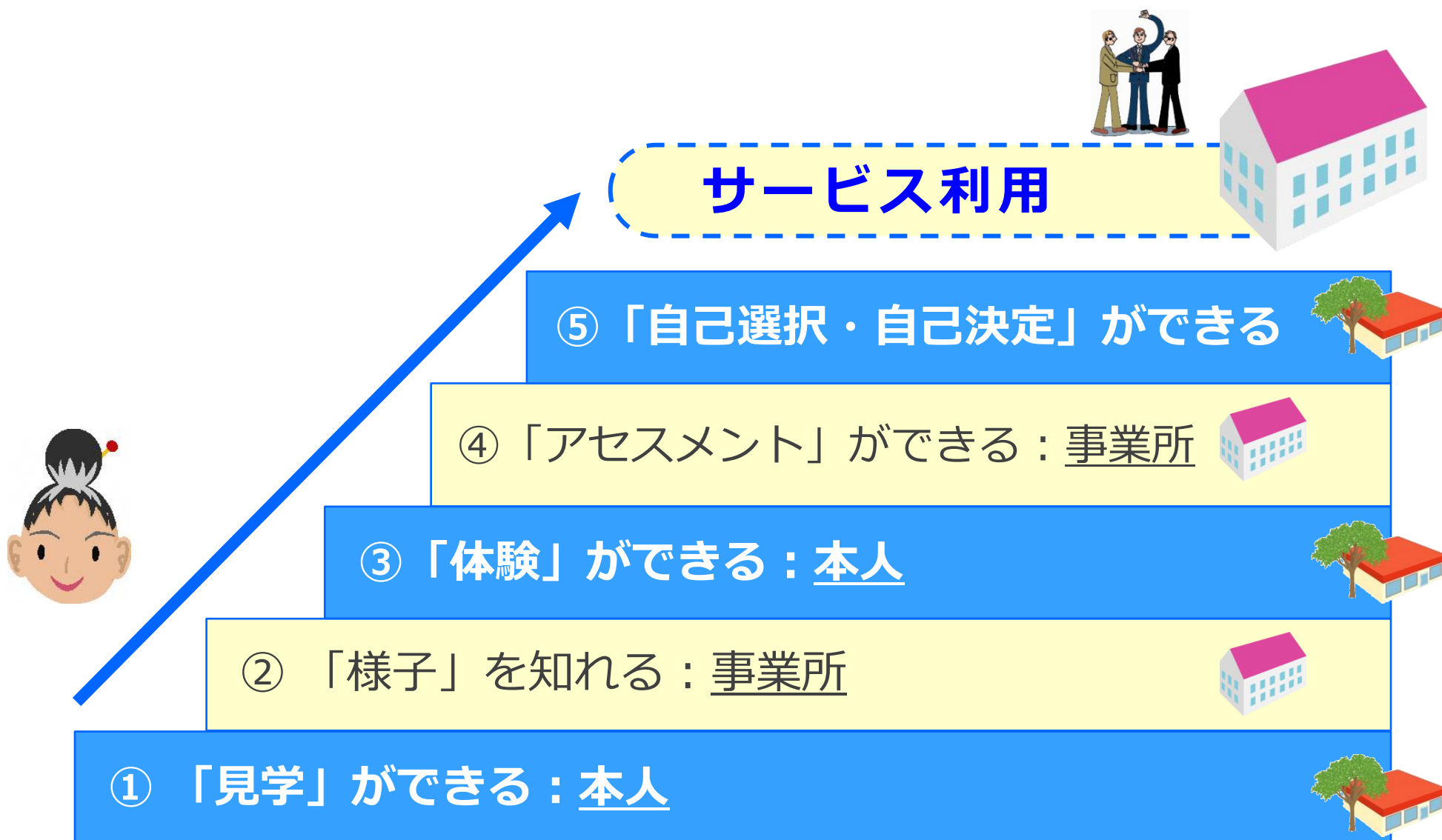
8. 「被疑者等支援業務」の円滑な実施について ②
— 更生保護施設/自立準備ホームとの連携 —

ソフトランディングを可能にした

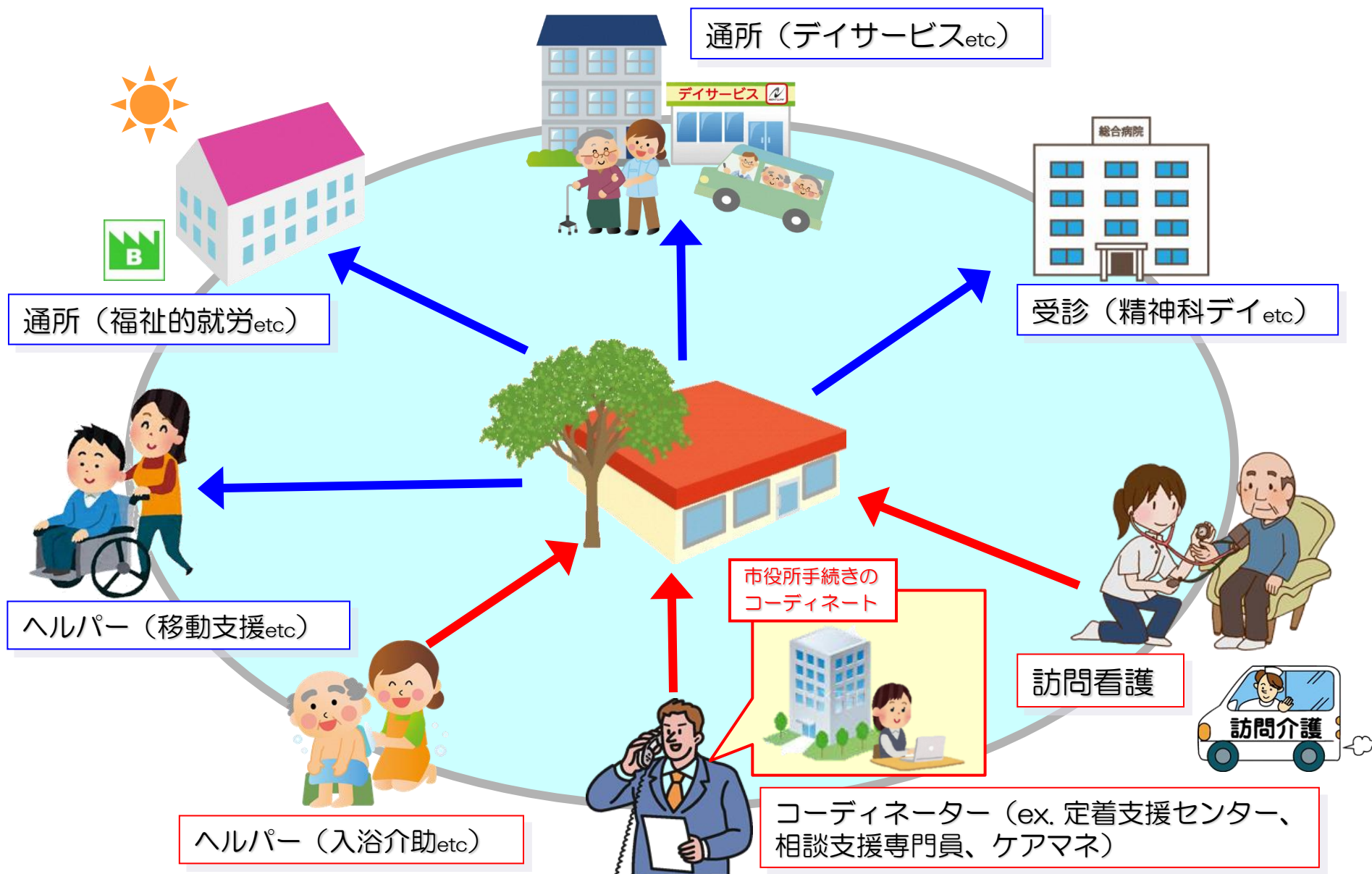
「更生保護施設/自立準備ホーム」と「福祉」との連携モデル



『地域生活』を見据えた – Small step –



『更生保護施設/自立準備ホーム』を地域の資源で包み込む



1. 多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）

→令和3年3月31日付

厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、
厚生労働省老健局長 連名通知

2. 福祉サービス事業所等を自立準備ホームとして活用する場合の取扱いについて（事務連絡）

→令和3年9月17日付

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 地域共生社会推進室

地域生活定着支援センターとの連携強化事業（地域生活支援事業）

【事業目的】 障害者等が、矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。）、留置施設等（以下「矯正施設等」という。）からの退所後に実際に生活を営もうとする市町村等において、円滑に福祉サービス等を利用できるよう、市町村等が地域生活定着支援センターとの連携をより促進することにより、地域における支援体制の強化を図ることを目的とする。

事業内容

（ア）地域生活定着支援センターとの連携による相談支援事業所等の利用調整

→ 地域生活定着支援センターからの依頼に応じ、同センターとの連携のもと、対象者の意向、状態等を勘案して地域の相談支援事業所及び障害その他福祉サービス事業所等の円滑な利用に向けた対象者や地域生活定着支援センターとの調整

（イ）事業所等の後方支援

→ 対象者を受け入れた事業所等に対して、事業所独自では解決困難な課題の解決を図る等のための後方支援（コンサルテーション）

（ウ）支援者の育成、社会資源の開発

→ 矯正施設等退所者への対応に関して専門性、ノウハウを有する事業所等、支援者の育成のための取組及び受入が可能な事業所等の増加に向けた取組、地域生活定着支援センターとの定期的な協議・情報交換の実施等

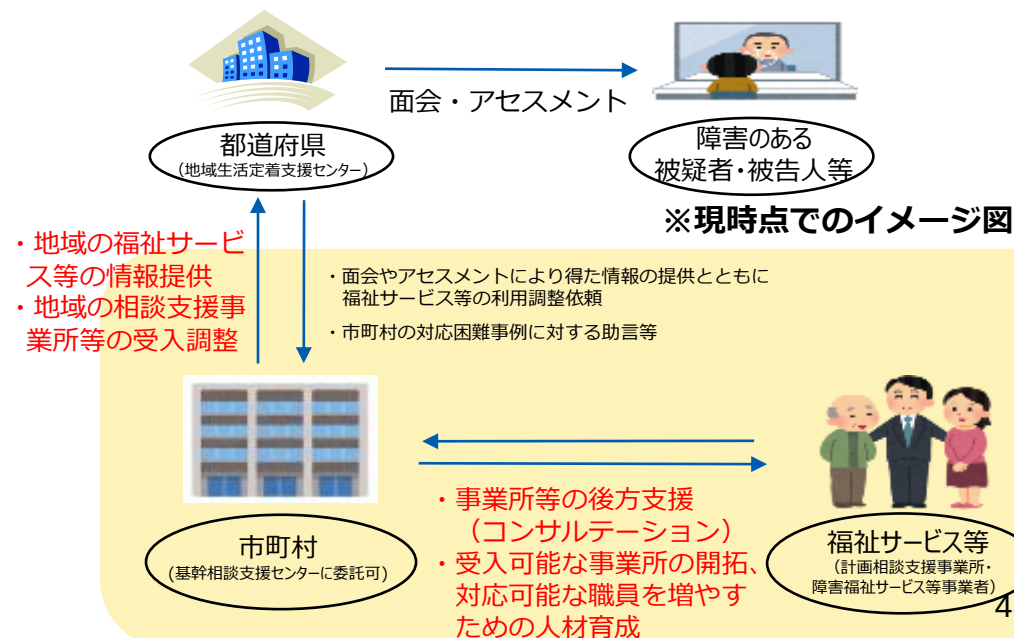
実施主体

市町村、特別区、一部組合及び広域連合とする（基幹相談支援センター及び本事業を適切に実施できると認める団体等に委託可）

事業内容（ア）の対象者

次に掲げる者で、障害を有するために、福祉的な支援を必要とする者であって、地域生活定着支援センターから相談支援事業所等への利用調整の依頼があった者。

- ・ 矯正施設退所予定者及び退所者
- ・ 身体を拘束された被疑者又は被告人及び起訴猶予の処分を受けた者、罰金若しくは科料の言渡しを受けた者又は刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者
- ・ その他、市町村等が必要と認める者



9. 今後の展望（被疑者等支援業務）と
振り返り（特別調整等の事業化当時からの軌跡）

新たな業務として位置づけられたことで生まれた成果等（被疑者等支援業務）

＜被疑者等支援業務 実施自治体数＞ 令和3年度：36自治体
令和4年度：45自治体

参考）各地の実例

1. 一堂に会する協議の実施（ネットワーク会議等）

- 検察庁、弁護士会、保護観察所、都道府県、定着センターが同じテーブルで、協議・検討できる場が出来た。
- 更生保護施設、拘置所、少年鑑別所、社会福祉士会等、地域の実情に応じて参画する機関等を増やしている。
(地域のネットワーク構築)

2. 定着支援センターへの便宜等

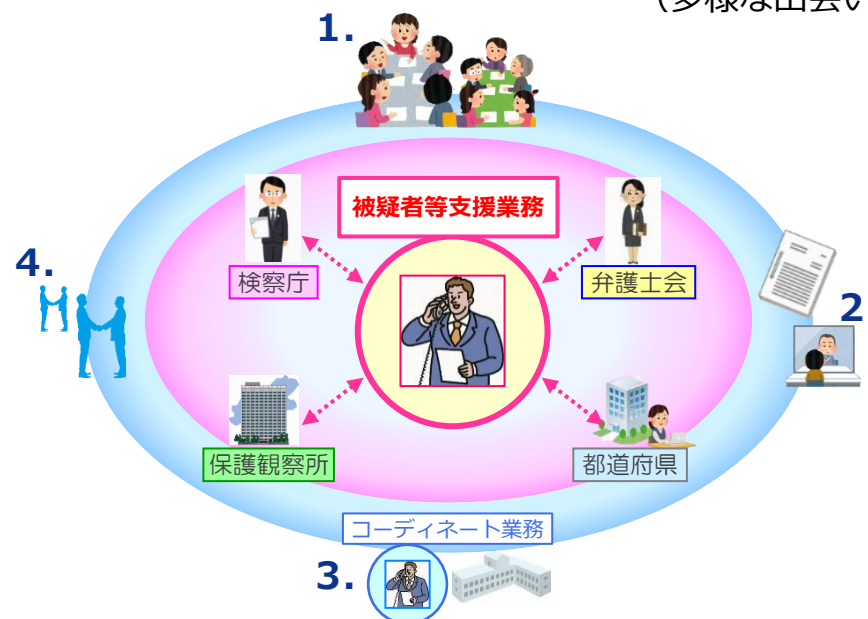
- 支援対象者に係る情報が得やすくなった。
(受刑中のIQ、生活歴等)
- 勾留中の面会に対する配慮が得やすくなった。
(面会場所・時間等)

3. 切れ目ない支援の実現

- 実刑判決にはなったが、その後、特別調整対象者として初めて福祉的支援に繋がり、支援を継続している。

4. センターの業務として位置づけられたことで生まれた多様な“出会い”

- これまでは入口支援を実施していなかった中で、実務の中で、検察官や弁護士等との出会いが増えた。
- 重層的支援体制整備事業や、再犯防止推進の取組、居住支援法人等といった官民協働の支援を描きやすくなった。
(多様な出会い)



特別調整等（出口支援）の事業化当時からの軌跡

— 振り返り —

実践の中で“**出会い**”を重ねたことで、
変化し・進化し・深化してきたことで得られた**現在地**（現在の特別調整等による支援等）

参考）事業化当時から変化してきたもの

Q. 定着支援センターが全都道府県に設置されるまでには…

Q. 特別調整等の依頼時の情報量は…

Q. 矯正施設での面接や連携等は…

Q. 出所時の服薬や医療情報等は…

Q. 住まい探しは…

Q. 自治体との連携等は…

Q. 福祉や地域社会の理解等は…

「被疑者等支援業務」を
新たな“出会い”を
重ねるきっかけに



番外編）特別調整等の事業化当時の軌跡と、

私自身の歩み（振り返り）

ケースメソッドを用いた ソーシャルワーク

久留米大学 文学部

社会福祉学科

片岡靖子

本日の研修の目的

- ケースメソッドを用いた、事例検討の方法について理解する。
- 被疑者等支援業務におけるアセスメントの観点について、グループワークで探求する。
- クライアントである各被疑者、受刑者の特性に応じた、コミュニケーションの方法について、グループワークを活用して、実践方法を探求する。
- 今後の被疑者等支援業務の課題について提示を試みる。

ケースメソッドの演習の目標と方法

■ 目標

- 地域生活定着支援センターのソーシャルワーカーとして、介入時に何を考え、どのような行動をすることが必要かがわかる。
- ソーシャルワーカーとしての自分自身の判断、態度、行動の根拠を説明できる。

■ 方法

- ケースメソッド: 事例を教材にして、そのなかで求められる判断や対処についてグループで議論することを通して実践力を高める学習法

ケースメソッドとは

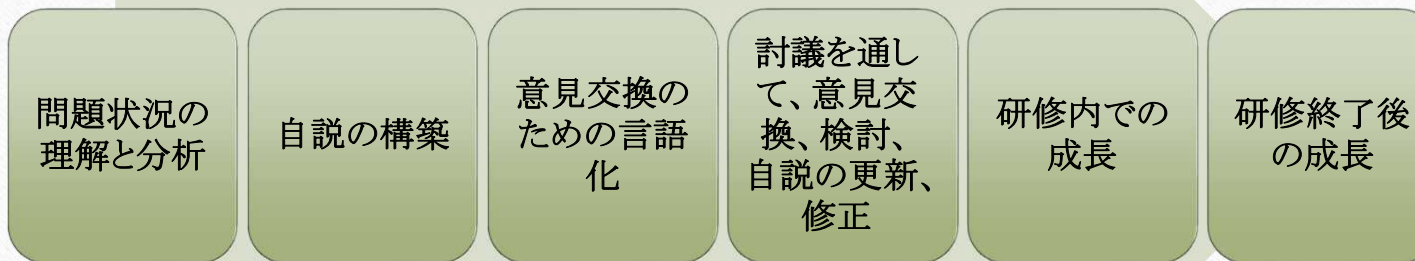
- 高木(2010)は、「ケース教材をもとに、参加者相互に討議をすることで学ばせる教授方法」と定義。
- ケーススタディが、一般的に事例研究を指すが、ケースメソッドは、授業方法と言える。
- ケースを読み込んだ上で、個々人の分析結果、意思決定や判断の内容、その理由を討議する教授法。
- ソーシャルワーカーとして、後輩育成の方法として学んでほしい。

ケースメソッドの構成

- 1. 教材:テキストではなく、ケース
- 2. 主体:講師ではなく、参加者
- 3. 講師:教えるのではなく、学ぶことをサポートする。
- 4. ゴール:既存の知識を学ぶのではなく、考え抜く能力や態度を獲得する。



受講者のプロセス



思考の促進

時間

ケースメソッドの流れ

過程	時間	内容
導入	10分	1. 演習について理解 2. 事例について理解 3. グループで自己紹介
展開	35分	グループで次の論点について議論： 提示した事例の特定場面（インシデント）について、 与えられたテーマに沿ってグループで話し合う。
共有・まとめ	40分	1. グループ発表 2. まとめ

ケースメソッドによる検討課題1

- 検討課題1
- 被疑者等支援事業における初回面接における、必要な「情報収集およびアセスメント項目」について。
- 1. 自説の構築(個人ワーク→全員発表)
- 2. グループ内で各自より発表(全員発表)
- 3. 自説の更新(個人ワーク→全員発表)

発表の仕方:
「自説は、ーーーーでしたが、皆さんの報告を聴いて、
ーーーーと自説を更新しました。」

検討課題1のタイムスケジュール

30分

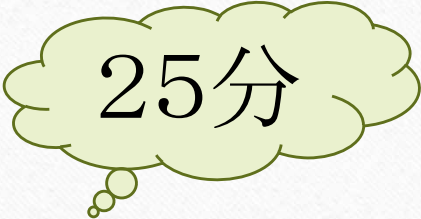
- 1. グループメンバーの自己紹介(5分)
- 2. 課題1「初回面接における、必要な「情報収集およびアセスメント項目について」を確認した上で、個人ワーク(自説の構築)(2分)
- 3. 自説の発表(理由、根拠についても説明する)(一人2分×5=10分)
- 4. グループメンバー全員の報告を聴いて、自説の更新をする。(2分)
- 5. グループメンバー全員から自説の更新内容について報告する。(一人2分×5=10分)

全体シェアリング

- 各グループのリーダーより報告頂き、全体シェアリング(分かち合い)を行います。
- リーダーは、生まれ月で、1月～12月生まれで、生まれつきが早い方にリーダーをお願いいたします。
- 書記は、生まれつきの遅い方をお願いいたします。
- 書記の方は、シェアリングの際にご発表頂きます。
- お手元の個人ワークシートを活用して、自説の構築、グループメンバーからの報告のメモ、自説の更新についてご記述ください。

ケースメソッドによる検討課題2

- 検討課題2
- 被疑者等支援事業における今後の課題について。
- 1. 自説の構築(2分)
- 2. グループ内で発表(理由、根拠などについても発表する)(2分×5=10分)
- 3. グループメンバーの発表を聴いて、自説の更新(個人ワーク)(2分)
- 4. グループメンバー全員から自説の更新内容について報告する。(10分)



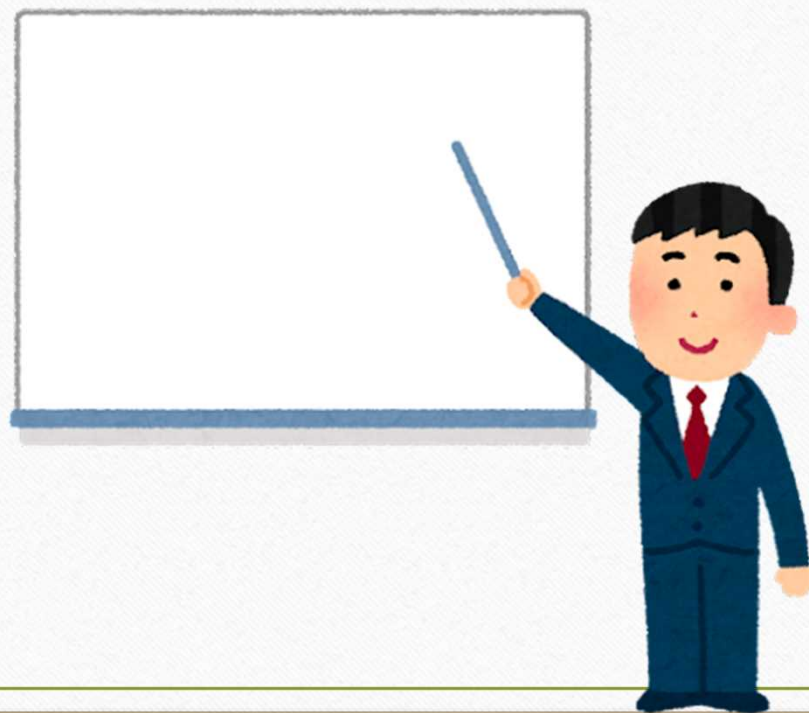
25分

全体シェアリング

- 各グループリーダーより報告頂き、全体シェアリング(分かち合い)を行います。

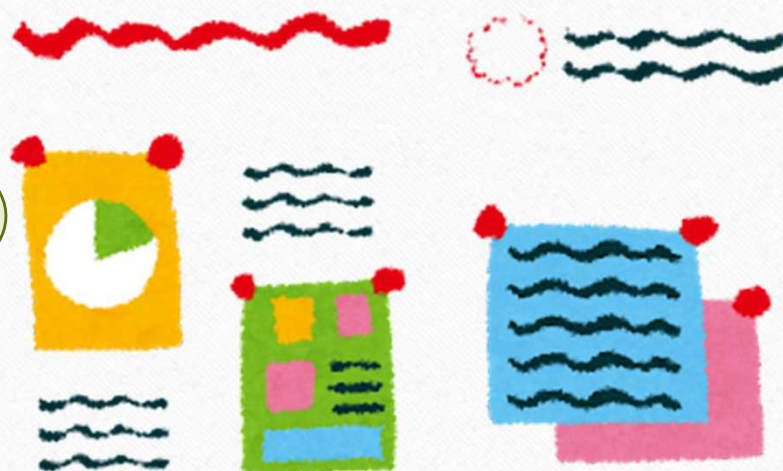


黒木さんより事例報告



黒木さんの事例について ～ソーシャルワーク理論を活用しての解説～

チャット機能
で資料添付
します。



当日資料と
して配布し
ますね。

本日の講義全体の質問、感想の発表



ご清聴ありがとうございました

個人ワークシート

【課題1】 被疑者等支援事業における初回面接における、必要な「情報収集およびアセスメント項目」について。

【自説の構築】（理由、根拠等も説明できる準備をしましょう）

*（発表の仕方）例）「必要な情報収集およびアセスメント項目は、A、B、C・・・だと考えます。その理由および根拠は、＝＝＝＝＝と考えるからです。」

【各メンバーからの報告内容の Memo】

【自説の更新】

*（発表の仕方）例）「自説は、A、B、Cでしたが、皆さんの報告を伺って、A、B、C は同じでしたが、F、G もーという理由で重要だと考えました。」

個人ワークシート

【課題 2】被疑者等支援事業における今後の課題について

【自説の構築】（理由、根拠等も説明できる準備をしましょう）

*（発表の仕方）例）「今後の被疑者等支援事業における今後の課題は、————と考えます。その根拠および理由は—————と考えるからです。」

【各メンバーからの報告内容の Memo】

【自説の更新】

*（発表の仕方）例）「今後の課題としては、———と考えていましたが、皆さんの意見を伺い、改めて、~~~~~という課題もあることに気づきました」

厚生労働省 令和4年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域生活定着支援センターにおける多機関連携による効果的かつ効率的な被疑者等支援業務等の推進に関する調査研究事業」
「圏域別ブロック研修 資料」

編集・発行 一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会
代表理事 高原 伸幸
長崎県諫早市福田町 357-1
TEL : 0957-23-1332
FAX : 0957-24-1330
URL : <https://zenteikyo-jimu.jimdofree.com/>

発行日 令和5年3月31日